

# 包括外部監査結果報告書

平成 18 年度

新潟市

新潟市包括外部監査人

公認会計士 垣 祐二

## 目 次

<b>第1 監査の概要</b>	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 事件を選定した理由	1
4 外部監査の対象部局	2
5 監査の着眼点	3
6 主な監査手続	4
7 監査の対象年度	5
8 監査の実施期間及び補助者	5
9 利害関係	5
<b>第2 保育事業及び放課後児童健全育成事業の概況</b>	7
1 人員	7
2 予算	8
(1) 歳入	8
(2) 歳出	9
3 決算額の推移	10
(1) 歳入	10
(2) 歳出	11
4 分掌事務	12
5 保育事業の概況	13
(1) 保育園の概況	13
(2) 保育園の年間スケジュール及び入園手続概要	14
(3) 保育料	16
(4) 配置基準	17
(5) 保育園の位置図（出典：新潟市保育園再編基本計画(案)の図を一部加工して作成）	17
(6) 保育園の定員と園児数	19
6 放課後児童健全育成事業の概況	27

(1) 放課後児童クラブ .....	27
(2) 概況 .....	27
(3) 対象児童、開設日時及び保護者の費用負担 .....	28
(4) 指導員の配置状況 .....	29
(5) ひまわりクラブ及び民設民営クラブの状況 .....	29
<b>第3 監査の結果と意見（総論） .....</b>	<b>34</b>
1 新潟市の保育事業の現状と今後 .....	34
(1) 保育をめぐる現状 .....	34
① 出生数及び合計特殊出生率 .....	34
② 保育園数及び入園児童数の推移 .....	35
③ 保育に要する費用と負担割合 .....	36
(2) 主要指標の都市間比較 .....	40
① 保育料の軽減率 .....	40
② 保育士の配置基準 .....	41
③ 保育士の正職員率 .....	42
2 新潟市が検討中の課題とその対応状況 .....	44
(1) 保育園再編の重点方針について .....	44
① 多様な保育サービスと公立・私立保育園の役割分担 .....	45
② 民営化に向けて【意見1】 .....	46
③ 保育に係る行政コスト【意見2】 .....	51
④ 認定こども園【意見3】 .....	52
<b>第4 監査の結果と意見（各論） .....</b>	<b>54</b>
1 児童福祉施設運営費等負担金(保育料) .....	54
(1) 児童福祉施設運営費等負担金の推移 .....	54
(2) 保育料の滞納状況について .....	54
① その後の状況 .....	54
② 収納率アップのためにこども課が実施している対応策【意見4】 .....	57
③ 徴収一元化について【意見5】 .....	61
2 児童福祉施設費国庫負担金 .....	64
(1) 概要 .....	64
① 国庫負担金算定方法 .....	64
② 児童福祉施設費国庫負担金の推移 .....	65

③ 事務の流れ .....	66
(2) 監査の結果と意見 .....	66
① 国庫負担金の対象誤りについて【指摘1】 .....	66
3 保育対策等促進事業費補助金 .....	67
(1) 概要 .....	67
① 補助金の根拠法令規則.....	67
② 補助金の目的 .....	67
③ 交付の対象 .....	67
④ 児童福祉施設費国庫補助金(保育対策等促進事業費補助金を含む)の推移....	67
⑤ 交付額の算定方法 .....	68
(2) 監査の結果と意見 .....	69
① 国庫補助金の基準額の算出について【意見6】 .....	69
4 放課後児童対策事業費国庫補助金 .....	70
(1) 概要 .....	70
① 補助金の根拠法令規則.....	70
② 補助金の目的 .....	70
③ 交付の対象 .....	70
④ 放課後児童対策事業費国庫補助金の推移.....	70
⑤ 事務の流れ .....	70
⑥ 国庫補助金の算定 .....	71
(2) 監査の結果と意見 .....	73
① 障がい児受入加算額適用のための根拠資料の整備について【意見7】 .....	73
5 私立保育園職員給与改善費補助金 .....	75
(1) 概要 .....	75
① 補助金の根拠法令規則.....	75
② 補助金の目的 .....	75
③ 補助事業者 .....	75
④ 補助対象経費の内容.....	75
⑤ 主な算定方法 .....	75
⑥ 補助開始時期及び終期.....	75
⑦ 私立保育園職員給与改善費補助金の推移.....	76
⑧ 事務の流れ .....	76
(2) 監査の結果と意見 .....	77
① 私立保育園職員給与改善費補助金の対象範囲の誤りについて【指摘2】 ...	77
② 事務の効率化の指標について【意見8】 .....	81

③ 私立保育園職員給与改善費補助金と私立保育園保育委託料との重複について 【指摘 3】 .....	81
<b>6 新潟市認可外保育施設補助金 .....</b>	<b>85</b>
(1) 概要 .....	85
① 補助金の根拠法令規則.....	85
② 補助金の目的 .....	85
③ 補助事業者 .....	85
④ 主な算定方法 .....	86
⑤ 認可外保育施設補助金の推移.....	86
⑥ 事務の流れ .....	87
(2) 監査の結果と意見 .....	87
① 指導監督基準適合外保育施設（認可外保育施設指導監督基準に適合しない施設） に対する改善状況の確認について【指摘 4】 .....	87
② 延長保育加算について【意見 9】 .....	88
③ 書類の不備について【指摘 5】 .....	89
<b>7 私立保育園乳幼児保育委託経費 .....</b>	<b>90</b>
(1) 概要 .....	90
① 私立保育園に対する委託料の計算.....	90
② 私立保育園乳幼児保育委託経費の推移.....	94
③ 事務の流れ .....	94
(2) 監査の結果と意見 .....	94
① 民間施設給与等改善費の料率誤りについて【指摘 6】 .....	94
② 返納額の誤りについて【指摘 7】 .....	95
<b>8 私立保育園等運営費補助金 .....</b>	<b>96</b>
(1) 私立保育園等運営費補助金の推移 .....	96
(2) 私立保育園延長保育事業補助金 .....	96
① 概要 .....	96
ア. 補助金の根拠法令規則.....	96
イ. 補助金の目的.....	96
ウ. 交付の対象と交付額.....	96
② 監査の結果と意見 .....	98
ア. 延長保育時間について【意見 10】 .....	98
(3) 私立保育園一時保育事業費補助金 .....	98
① 概要 .....	98
ア. 補助金の根拠法令規則.....	98

イ. 補助金の目的.....	98
ウ. 交付の対象.....	99
エ. 事務の流れ.....	99
② 監査の結果と意見 .....	99
ア. 作成不要書類の誤作成について【指摘 8】 .....	99
(4) 私立保育園産休等代替職員費補助金 .....	100
① 概要 .....	100
ア. 補助金の根拠法令規則.....	100
イ. 補助金の目的.....	100
ウ. 補助対象任用期間.....	100
エ. 補助金金額.....	100
オ. 事務の流れ.....	100
② 監査の結果と意見 .....	100
ア. 管理資料への誤記入について【意見 11】 .....	100
9 公立保育園の残業時間管理について .....	102
（1）公立保育園の残業時間の発生状況 .....	102
（2）分析及び実地調査時のヒアリング結果 .....	104
（3）始業・終業時刻の適切な管理について【意見 12】 .....	104
① 始業・終業時刻の確認及び記録.....	105
② 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法.....	105
③ 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置.....	105
10 臨時職員の待遇の改善について .....	106
（1）概要 .....	106
① 公立保育園の正規職員と臨時職員の職員構成.....	106
② 臨時職員の継続雇用と給与体系.....	106
（2）監査の結果と意見 .....	108
臨時職員の待遇に関する課題について【意見 13】 .....	108
11 その他 .....	111
（1）私立保育園との保育の委託契約 .....	111
① 概要 .....	111
ア. 保育事業の法的性格.....	111
イ. 保育の委託契約の法的性格.....	111
ウ. 新潟市の現状.....	112
エ. 他の自治体の状況.....	112
② 監査の結果と意見 .....	112

ア. 保育の委託契約書の未作成について【意見 14】	112
(2) 業務委託における長期一者随意契約について【意見 15】	114
(3) 情報共有にかかるコストの削減	116
① 事務連絡の現状	116
② 配布・提出書類の種類と情報共有にかかるコストについて	116
③ 情報共有にかかるコストの削減について【意見 16】	118
(4) 保育園における事務管理業務の効率化について	120
① 保育園での賄材料、消耗品計上・支出手続の概要	120
② 出納管理の効率化を図るための問題点【意見 17】	121
(5) 保育園における安全点検表について	124
① 趣旨及び概要	124
② 監査の結果と意見	125
ア. 安全点検表の定期的なレビューについて【意見 18】	125
(6) 保育園における物品の管理について	126
① 現物管理について	126
ア. 備品管理簿に記載されているが現物がないものについて【指摘 9】	126
イ. 備品整理番号票（シール）の貼付について【指摘 10】	127
ウ. 現物はあるが帳簿に記載されていないものについて【指摘 11】	128
② 備品管理簿について	130
ア. 備品管理簿の記載の仕方について【指摘 12】	130
イ. 備品管理簿への計上基準【意見 19】	131
(7) ひまわりクラブの実地調査について	132
① 物品管理について	132
ア. 物品管理規定の制定及び物品管理の徹底について【意見 20】	132
② 手許現金管理について【意見 21】	132
③ 施設について	134
ア. 設置タイプ別による利点及び問題点について	135
イ. ひまわりクラブの整備、運営に当たっての関係者間の連携について【意見 22】	135
ウ. ひまわりクラブの施設面積の最低基準について【意見 23】	136
(8) ひまわりクラブの新潟市社会福祉協議会における管理について	140
① 入会申込書類の保管について【意見 24】	140
② 入会申込書の勤務先と就労証明書の事業所名の相違について【意見 25】	140
③ 利用料の減免の際の世帯所得の定義について【意見 26】	140
④ 利用料の減免基準について【意見 27】	141
(9) 障害児放課後支援事業	144

①	概要 .....	144
	ア. 障害児放課後支援事業の目的.....	144
	イ. 障害児放課後支援事業制定の沿革.....	144
	ウ. 施設別の放課後支援事業費及び利用者等の推移.....	145
②	監査の結果と意見 .....	146
	ア. 月次書類の整理・保管体制について【指摘 13】 .....	146
	イ. 委託料の計算方法について【意見 28】 .....	147
	ウ. 委託料の精算について【指摘 14】 .....	148
	エ. 介護員の配置状況の確認について【意見 29】 .....	150
	オ. 各施設の稼働率と利便性の向上について【意見 30】 .....	150



# 第1 監査の概要

## 1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

## 2 選定した特定の事件（テーマ）

新潟市市民局保健福祉部(以下「保健福祉部」という。)が所管する児童福祉施設のうち保育所の管理運営業務(以下「保育事業」という。)及び放課後児童健全育成事業に関する事項に係る財務事務の執行並びに社会福祉法人新潟市社会福祉協議会(以下「新潟市社会福祉協議会」という。)が行っているひまわりクラブの管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について

## 3 事件を選定した理由

近年の急速な少子化の進行は、今後のわが国の社会経済全体に深刻な影響を与えることが予想されることから、この少子化への対応を図るために、国、地方公共団体、企業等が一体となって対策に取組むよう、政府は平成15年3月に「次世代育成支援に関する当面の取組み方針」を取りまとめた。併せて地方公共団体及び企業における今後10年間の集中的・計画的な取組みを推進するための「次世代育成支援対策推進法」が成立した。

新潟市においても、新潟市次世代育成支援対策行動計画として「すこやか未来アクションプラン(前期計画)」を策定し、対応を図っているところである。

国が平成14年9月に取りまとめた少子化対策プラスワンの中では、保育に関する施設など「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、総合的な取組みが必要としている。

新潟市における子育て支援事業においては、子どもたちの育ちや保護者の就労を支えるために、保育サービスの充実や放課後児童健全育成事業の充実が望まれ、また民営化の推進等の課題も抱えていることから、市民の関心も高い事業であると考えられる。

上記に鑑みて、保育事業及び放課後児童健全育成事業に関する事項に係る財務事務の執行並びに新潟市社会福祉協議会が行っているひまわりクラブの管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について検討することが必要かつ有用であると判断し、事件(テーマ)として選定した。

#### 4 外部監査の対象部局

保健福祉部保健福祉総務課、同こども課、同こども企画課、新潟市社会福祉協議会（ひまわりクラブの管理運営業務に係る部分）、新津支所福祉健康課、白根支所保健福祉課、豊栄支所保健福祉課、小須戸支所保健福祉課、横越支所健康推進課、亀田支所福祉健康課、岩室支所住民課、西川支所保健福祉課、味方支所住民福祉課、潟東支所保健福祉課、月潟支所住民課、中之口支所住民課、巻支所保健福祉課

なお、以下の保育園については実地調査を行った。

保育園名		定 員
1	流作場保育園	140
2	礎保育園	45
3	沼垂保育園	80
4	黒埼なかよし保育園	110
5	新津第二保育園	120
6	古川保育園	70
7	木崎保育園	80
8	亀田第一保育園	90

(注) 新潟市から児童の保育について委託を受けて私立保育園を運営している社会福祉法人等についても、新潟市に対し実地調査の依頼をしたもの、園行事の準備などのため日程の調整ができず、保健福祉総務課による指導監査の徴求資料を閲覧したのみで私立保育園への実地調査は行っていない。

また、ひまわりクラブを指定管理者として管理運営する新潟市社会福祉協議会及び以下のひまわりクラブ施設についても実地調査を行った。

クラブ名		受入限度人数
1	入舟ひまわりクラブ	60
2	桜ヶ丘ひまわりクラブ	59
3	南中野山ひまわりクラブ	67
4	上所ひまわりクラブ	76
5	大淵ひまわりクラブ	40
6	新津第一ひまわりクラブ	60
7	根岸ひまわりクラブ	40
8	亀田ひまわりクラブ	40

## 5 監査の着眼点

保育事業及び放課後児童健全育成事業に関する事項に係る財務事務の執行並びに新潟市社会福祉協議会が行っているひまわりクラブの管理運営業務に係る出納その他の事務の執行全般を以下の着眼点に従って監査した。

### (1) 合規性

- ① 業務執行(入園等の法的手続、収入・支出事務手続、補助金交付関連事務手続等)  
は法令規則に従って適正に行われているか
- ② 契約事務は適正かつ公平に行われているか
- ③ 財産管理は適正に行われているか
- ④ 会計処理及び収支計算は適正に行われているか

### (2) 経済性・効率性

- ① 運営費、人件費（人材配置、給与体系）等のコスト管理は適切に行われているか
- ② 委託を含む保育施設の利用は効率性を反映するものとなっているか

### (3) 有効性

- ① 少子化等の社会情勢の変化への対応は適時適切に行われているか
- ② 乳児保育、障がい児保育、延長保育等の多様な保育サービスの提供・向上に努めているか
- ③ 情報公開は適正に行われているか

### (4) 監査の継続性

前年度以前に包括外部監査人が報告した本年度の事件(テーマ)に関する監査結果に対して適切な措置が行われているか

## 6 主な監査手続

### (1) 歳入、歳出科目

- ① 補助金の交付又は受給について、申請、決定、給付及び実績報告までの関係書類を閲覧し適切な手続が行われているか検証した。
- ② 入園、入会基準に基づいて児童の入園、入会手続が行われているか申込書類及びその添付書類等をもとに検証した。
- ③ 市の「徴収規則」に基づき、所得階層ごとに保育料等が徴収されているか検証した。
- ④ 人件費（給与手当）について、法令規則及び事実に従って事務の執行がなされているかどうか関係書類を閲覧して検証した。
- ⑤ 物件費について、法令規則及び事実に従って事務の執行がなされているかどうか関係書類を閲覧して検証した。
- ⑥ 工事契約に関する手続について、法令規則及び事実に従って事務の執行がなされているかどうか及びその経済性について関係書類を閲覧して検証した。
- ⑦ 業務委託に関する手続について、法令規則及び事実に従って事務の執行がなされているかどうか及びその経済性について関係書類を閲覧して検証した。

### (2) 保育園の実地調査において

- ① 保育園の概況（園児数、保育士数と配置状況、園の特徴点等）を把握するため、園長、主任に質問を実施した。
- ② 資産の管理状況を検証するため、備品管理簿を通查し現物の有無の確認、保育園内の視察を実施した。
- ③ 園児の実在性を確認するため、「児童の在籍表」を通查し「出席簿」等との照合を実施した。
- ④ 延長時間を確かめるため、「保育時間申出書」の希望保育時間と登降園時間記入帳等の照合を実施した。
- ⑤ 保育士の勤務状況を把握するため、保育士の勤務時間管理表を通查し、異常点の有無を確認した。
- ⑥ 経費執行状況の適正性を確認するため、「経費執行伺簿」と納品書綴の照合を実施した。

### (3) ひまわりクラブの実地調査において

- ① ひまわりクラブの概況（児童数、指導員数、備品管理状況、勤務時間、開設時間、延長状況クラブの特徴点等）を把握するため、正規指導員に質問を実施した。
- ② 児童の実在性を確認するため、「児童出席簿」と「入会許可申請書」等との照合を実施した。

- ③ 在籍児童数に対する指導員の配置状況を検証するため、「児童出席簿」「正規指導員出務票」「臨時指導員出務票」を通査し、指導員の配置状況に関する質問を実施した。
- ④ 消耗品の前渡金の管理状況を検証するため、手許現金を実査し、前渡金出納帳、領収書との照合を実施した。
- ⑤ おやつ代やその他の臨時徴収金の管理状況を検証するために、手許現金を実査し、おやつ代及び臨時徴収金の出納帳、領収書との照合を実施した。

## 7 監査の対象年度

平成 17 年度

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

## 8 監査の実施期間及び補助者

### (1) 監査の実施期間

平成 18 年 6 月 27 日から平成 19 年 3 月 19 日まで

### (2) 監査場所

市役所外部監査人室のほか、関係施設及び関連団体において、それぞれ 1～3 日程度（それぞれ延べ 2～10 人日）の監査を実施した。

### (3) 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人 公認会計士 壱 祐二

補助者	小出 忠由	(公認会計士)
	長谷川 正春	(公認会計士)
	園田 博之	(公認会計士)
	小野 慎一	(公認会計士)
	福田 純	(公認会計士)
	早崎 大三	(公認会計士)
	坂本 芳子	(税理士)

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注1)：本報告書の金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

(注2)：自治体名の表記について

新潟市は、平成17年3月21日に近隣12市町村（新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、西川町、岩室村、味方村、潟東村、月潟村、中之口村）と、さらに平成17年10月10日に巻町との合併を行っているため、本報告書上の自治体名の表記は以下のとおりとする。

旧新潟市、旧新津市又は旧白根市等「旧」の表記をつけた自治体とは平成17年3月21日合併以前の自治体を示す。ただし旧巻町とは平成17年10月10日合併以前の自治体を示すこととする。

(注3)：保育園の表記について

法令等の引用の場合は保育所とし、それ以外は保育園で統一して表記している。

(注4)：本報告書中の匿名の扱いについて

私立保育園、児童養護施設及びその運営団体等について、事業の運営に支障をきたすおそれがあるものは新潟市の要望により匿名とした。

## 第2 保育事業及び放課後児童健全育成事業の概況

少子化、核家族化、女性の社会進出の進行する中、児童の福祉向上のみならず、保護者の育児と就労の両立を支援する施設として、保育園の必要性は従来にも増して高い。また、就労等による昼間保護者のいない家庭の児童が増える中、当該児童の健全育成も重要性を増してきている。

このような中で、保育園及び放課後児童クラブを安全適切に管理運営するという業務は、子供を産み育てやすい環境を整備し、これから的新潟市を担う子供たちの健やかな成長を考えた時に非常に重要な業務である。

以下、1～4で、人員、予算、決算額の推移及び分掌事務について、5で保育事業について、また6で放課後児童健全育成事業についての概況を記載する。

1 人員 (出典：こども課作成資料を加工)

平成18年4月1日現在

所 属		職 種	管 理 監 督 職 <small>(注5)</small>	事 務 職	保育士							代 替	その 他 施 設	合 計			
					正規職員 (注6)			臨時職員									
					園 長	保 育 士	調 理 員	保 育 士	調 理 員	看 護 師							
本 庁	保健 福 祉 部	部長	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1			
		保健福祉総務課(注1)	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6			
		こども課(注2)	8	24	43	265	56	634	71	4	16	6	1,127				
		こども企画課(注3)	3	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5			
(注4)	支 所	新津支所福祉健康課	2	7	5	32	8	53	4	—	—	—	—	111			
		白根支所保健福祉課	2	6	12	59	12	85	19	—	1	—	—	196			
		豊栄支所保健福祉課	3	11	9	66	13	83	9	—	2	—	—	196			
		小須戸支所保健福祉課	2	3	2	13	3	21	2	—	—	—	—	46			
		横越支所健康推進課	2	2	3	20	4	26	4	—	—	—	—	61			
		亀田支所福祉健康課	2	1	5	32	6	40	6	—	—	—	—	92			
		岩室支所住民課	1	2	4	19	5	21	5	—	1	—	—	58			
		西川支所保健福祉課	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4			
		味方支所住民福祉課	1	3	2	12	2	12	2	—	1	—	—	35			
		潟東支所保健福祉課	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4			
		月潟支所住民課	2	4	1	7	2	7	1	—	1	—	—	25			
		中之口支所住民課	2	4	1	9	2	7	1	—	—	1	—	27			
		巻支所保健福祉課	2	4	8	45	7	62	9	—	1	2	—	140			
合計			40	80	95	579	120	1,051	133	4	23	9	—	2,134			

(注1) 保健福祉総務課の指導監査係について記載している。

(注2) こども課の助成給付係、ひしのみ園は含めていない。

(注3) こども企画課の企画係について記載している。

(注4) 各支所の長及び児童手当給付担当の係は含めていない。

(注5) 係長以上の役職を記載している。

(注6) 産休・育休の職員は含めていない。

## 2 予算 (出典：こども課作成資料を加工)

### (1) 歳入

(単位：千円)

科 目	平成17年度 当初予算額 a	平成18年度 当初予算額 b	増減 b - a
児童福祉施設運営費等負担金			
保育園	4,237,612	4,635,789	398,177
児童福祉施設使用料			
保育園	108	108	-
ひまわりクラブ	192,157	225,009	32,852
児童福祉施設費国庫負担金			
私立保育園	2,186,667	2,304,959	118,292
特別保育推進事業費補助	地域子育て支援センター	37,451	51,571
	保育所地域活動	21,122	1,737
	一時保育	7,895	10,751
	乳児保育促進	11,669	7,466
	延長保育	257,530	-
	休日保育	370	906
次世代支援交付金			
保育所地域活動	-	9,560	9,560
延長保育	-	255,750	255,750
病児デイサービス	-	9,600	9,600
放課後児童対策事業費国庫補助金	68,443	74,971	6,528
社会福祉施設整備費国庫補助金	122,453	164,167	41,714
児童福祉施設費県補助金			
病児デイサービス	15,360	-	△15,360
母子保健指導費県補助金			
う蝕予防事業費補助金	-	1,612	1,612
土地貸付料	115	115	-
保育園整備資金元金収入	158,000	147,000	△ 11,000
児童福祉債			
保育所整備事業債	376,100	228,300	△147,800
ひまわりクラブ整備事業債	-	33,000	33,000
合計	7,693,052	8,162,371	469,319

(2) 歳出

(単位：千円)

科 目	平成 17 年度 当初予算額 a	平成 18 年度 当初予算額 b	増減 b - a
<b>児童福祉総務費</b>			
私立保育園等支援事業費 (私立保育園職員給与改善費補助金)	94, 584	97, 176	2, 592
認可外保育施設補助金	58, 398	62, 570	4, 172
運営費等補助金	790	790	-
<b>児童福祉施設費</b>			
人件費	2, 944, 223	2, 762, 117	△ 182, 106
保育園運営費	2, 588, 907	2, 798, 707	209, 800
保育園整備費	649, 103	323, 330	△ 325, 773
ひまわりクラブ運営費	686, 804	720, 085	33, 281
放課後児童健全育成緊急対策事業 (私立幼稚園補助金)	11, 959	9, 667	△ 2, 292
ひまわりクラブ 整備費	48, 300	63, 000	14, 700
私立保育園乳幼児保育委託経費	8, 811, 815	9, 441, 887	630, 072
私立保育園等運営費補助金	527, 871	545, 743	17, 872
私立保育園建設費補助金	264, 232	310, 127	45, 895
私立保育園建設資金償還費補助金	31, 750	30, 663	△ 1, 087
私立保育園建設費貸付利子補給金	294	242	△ 52
私立保育園整備資金貸付金	158, 000	147, 000	△ 11, 000
<b>障害福祉費</b>			
障害児放課後支援事業費	26, 739	26, 401	△ 338
合計	16, 903, 769	17, 339, 505	435, 736

(注) (1) 歳入、(2) 歳出 ともに平成 17 年度当初予算額は旧巻町分を含まない。

### 3 決算額の推移 (出典：こども課作成資料を加工)

#### (1) 歳入

(単位：千円)

科 目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
児童福祉施設運営費等負担金	4,224,932	4,413,880	4,716,937
児童福祉施設使用料	153,808	152,937	196,321
児童福祉施設費国庫負担金	3,286,509	2,160,054	2,153,020
社会福祉施設整備費国庫負担金	139,498	40,469	87,176
児童福祉施設費国庫補助金	230,704	239,095	336,734
放課後児童対策事業費国庫補助金	41,616	43,287	71,697
社会福祉施設整備費国庫補助金	61,550	7,795	165,861
児童福祉施設費県負担金	589,010	348,041	19,377
児童福祉施設費県補助金	315,210	337,770	10,904
放課後児童対策事業費県補助金	37,496	42,530	2,374
保育園整備資金貸付金元金収入	156,000	144,415	133,835
雑入のうち保育園及びひまわりクラブに 関連するもの	167,954	143,497	89,010
保育所整備事業債（注2）	291,800	462,700	470,800
その他（注3）	68,859	100,820	25,147
前年度繰越金	15,306	30,000	85,775
合 計	9,780,254	8,667,292	8,564,971

(注1) 各年度の金額は旧 14 市町村の合算となっている。

(注2) 平成 16 年度までは「保育所建設事業債」としていた。

(注3) 金額的な重要性が低く、かつ、以下の本報告書の中で【指摘】【意見】の対象となっていない科目  
は「その他」とした。

(2) 歳出

(単位：千円)

科 目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
私立保育園職員給与改善費補助金	70,240	71,026	89,330
認可外保育施設補助金	134,959	13,368	53,209
人件費	6,413,087	6,424,428	5,964,168
保育園運営費	3,138,884	2,695,152	2,716,483
保育園整備費	899,777	836,925	727,049
ひまわりクラブ運営費	554,858	555,684	650,557
放課後児童健全育成緊急対策事業費 (私立幼稚園補助金)	-	-	5,618
ひまわりクラブ整備費	116,303	108,931	59,215
私立保育園乳幼児保育委託経費	7,865,764	8,542,769	8,928,734
私立保育園等運営費補助金	555,758	498,351	532,796
私立保育園建設費補助金	220,107	104,393	153,105
私立保育園建設資金償還費補助金	6,153	2,681	30,735
私立保育園整備資金貸付金	156,000	144,415	133,835
障害児放課後支援事業費	7,270	13,922	26,976
その他（注2）	1,221	1,239	10,341
合 計	20,140,386	20,013,288	20,082,160

(注1) 各年度の金額は旧 14 市町村の合算となっている。

(注2) 金額的な重要性が低く、かつ、以下の本報告書の中で【指摘】【意見】の対象となっていない科目  
は「その他」とした。

#### 4 分掌事務 (出典：市例規集 平成18年4月1日版)

保育事業及び放課後児童健全育成事業において重要な役割を果たしている保健福祉部内の保健福祉総務課指導監査係、こども課（助成給付係除く）及びこども企画課企画係の事務について記載する。

##### 保健福祉部

###### (1) 保健福祉総務課

###### 指導監査係

- 社会福祉法人の設立認可に関する事項
- 社会福祉施設等の指導監査に関する事項
- 市営墓地及び松浜靈堂の管理運営に関する事項
- 市営墓地の総括に関する事項
- 市営斎場の総括に関する事項
- 改葬許可に関する事項

###### (2) こども課

- 保育園の運営指導に関する事項
- 保育園に係る給食の計画、管理及び指導に関する事項
- 保育園に係る保健衛生の計画、管理及び指導に関する事項

###### ① 管理係

- 児童福祉施設の予算及び決算に関する事項
- 児童福祉施設の整備計画及び維持管理に関する事項
- 児童福祉施設の認可に関する事項
- 課の庶務に関する事項

###### ② 育成支援係

- こども関連の相談に関する事項
- 児童虐待防止対策に関する事項
- 私学振興に関する事項
- 放課後児童健全育成に関する事項
- ファミリーサポートセンター事業に関する事項
- 大畠少年センター及びこども創作活動館の管理運営に関する事項

###### ③ 保育運営係

- 保育園の入退園に関する事項
- 保育料の賦課及び徴収に関する事項

### (3) こども企画課

#### 企画係

- ・子どもに関する施策の企画及び総合調整に関する事項
- ・次世代育成支援対策行動計画の進行管理に関する事項
- ・課の庶務に関する事項

## 5 保育事業の概況

### (1) 保育園の概況

新潟市の保育事業は、市民局保健福祉部こども課及び各支所に属する担当課の約 120 名の管理・事務職員、平成 18 年 4 月 1 日現在、96 園ある公立保育園の正規・臨時併せた 2,000 名余の職員、さらに 101 園ある私立保育園への保育の委託により運営されている。

保育園は、児童福祉の理念のもとに設置された乳幼児のための施設であり、保護者の就労や病気等のため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とし、あわせて、通園する児童の心身の健全な発達を図る役割も有している。

「新潟市の保健と福祉一福祉編 平成 18 年度」によれば、平成 18 年 4 月 1 日現在、新潟市内の就学前児童数（0～5 歳）は 40,744 人で、これらの児童のうち、両親が共働きの家庭や、母子・父子家庭など、日中、保護者に代わって保育する必要のある児童（要保育児）は、およそ全体の 43.5% の 17,740 人と推定される。

区	人口 (人) (注 1)	世帯数 (世帯) (注 1)	面積 (ha)	保育園 (注 2)			児童数(注 3)		
				公立	私立	計	公立	私立	計
北区	78,174	24,481	10,785	12	10	22	1,009	995	2,004
東区	139,532	52,725	3,653	10	21	31	995	2,257	3,252
中央区	179,761	82,541	3,647	14	21	35	1,251	1,911	3,162
江南区	67,353	20,956	7,944	13	11	24	1,150	936	2,086
秋葉区	77,052	24,603	9,519	7	9	16	702	1,104	1,806
南区	48,055	13,567	10,054	15	3	18	1,026	379	1,405
西区	160,897	63,427	8,894	12	18	30	1,247	1,658	2,905
西蒲区	62,956	17,780	18,113	13	8	21	921	895	1,816
合計	813,780	300,080	72,609	96	101	197	8,301	10,135	18,436

(出典) 新潟市保育園再編基本計画(案)平成 19 年 3 月より抜粋し、一部加工

(注1) 人口及び世帯数は、平成 17 年国勢調査速報による数値を記載している。

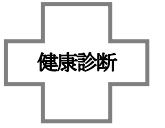
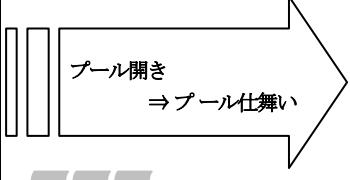
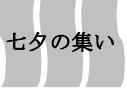
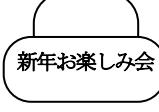
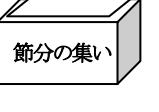
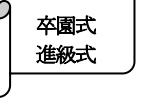
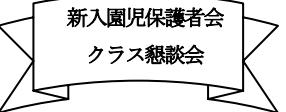
(注2) 保育園数は、平成 18 年 4 月 1 日現在で記載している。

(注3) 児童数は期中で増減するため、平成 18 年 10 月 1 日現在で記載している。

## (2) 保育園の年間スケジュール及び入園手続概要

### ① 年間スケジュール

保育園の年間スケジュールは以下のとおりである。

	春			夏		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
催し行事	    			   		
保護者関連						
	秋			冬		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
催し行事	   			    		
保護者関連				 		

(注1) 流作場保育園「平成18年年間行事計画」を加工。

(注2) 毎月実施される行事は、以下のとおりであり、上記スケジュールから除いてある。

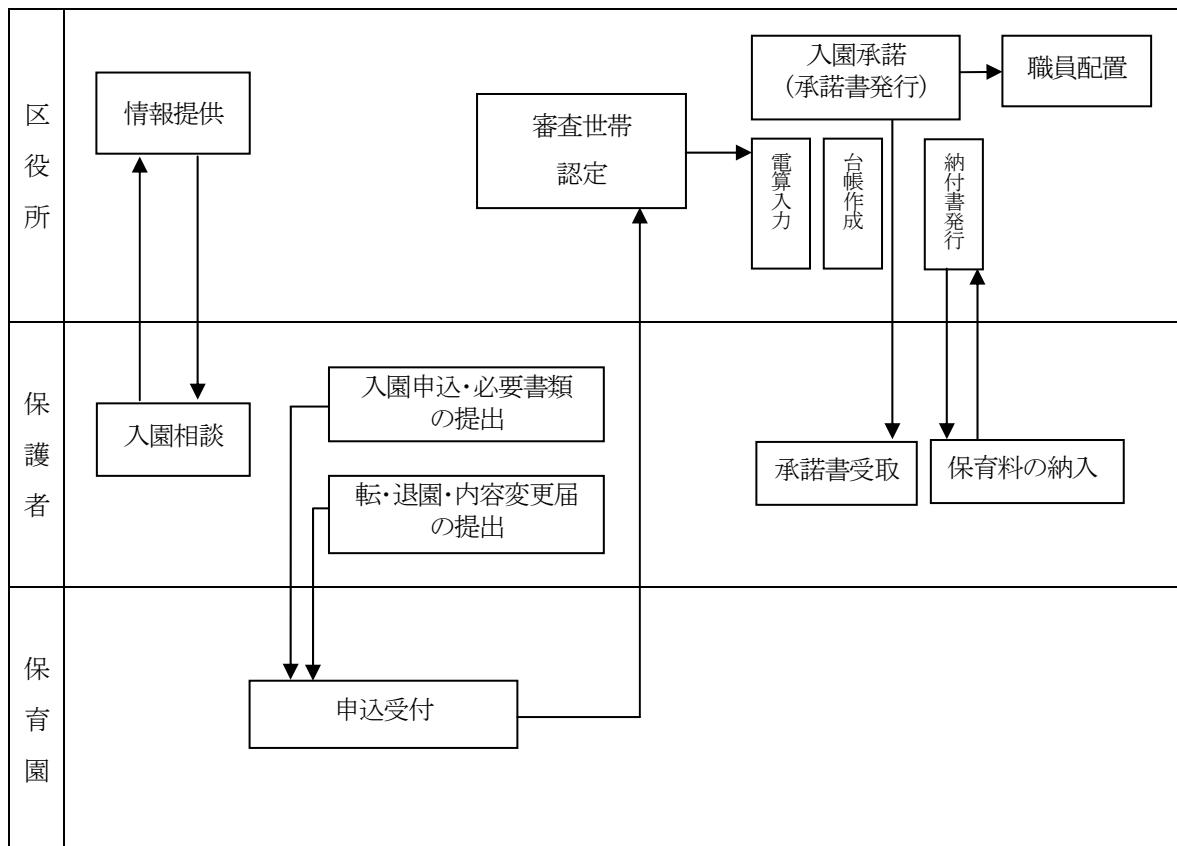
発育測定、誕生会、避難訓練、布団の手入れ等。

## ② 入園手続概要

保育園の入園手続は例月(年度途中)における入園手続と年間(新年度)における入園手続がある。以下のフローチャートでは、例月(年度途中)における入園手続を記載している。

なお、例月(年度途中)における入園手続では、前月1日から申し込みを区役所で受け付けるのに対し、年間(新年度)における入園手続は、前年の10月頃に翌年度4月入園分の申込みを各保育園で一斉に受け付ける点で違いがある。

保育園入園手続フローチャート



(注) 新潟市は、平成19年4月1日に政令指定都市（以下「政令市」という。）移行に伴い、8区制となる予定であるため、上記フローチャート及び本報告書「第4 監査の結果と意見（各論）」の中で示す「事務の流れ」においては、新組織を前提としている。

### (3) 保育料

平成 17 年度における新潟市の保育料金額（月額）は、以下のとおりである。なお、現状、平成 17 年の合併に当たっての経過措置で旧市町村ごとに保育料に差異があるので、ここでは旧新潟市の保育料を記載している。なお、この差異は合併後 3 年間で段階的に統一される予定である。

平成 17 年度 新潟市保育料金額表(月額) (出典：「入園のてびき」平成 17 年度版)

(単位：円)

階層	定義		保育料（月額）	
	平成 16 年分 定率減税後所得税	平成 16 年度市 町村民税	3 歳未満児	3 歳以上児
A	生活保護		0	0
B	0	0	3,000	2,000
			(母子世帯等は 0)	(母子世帯等は 0)
C	1	0	均等割のみ	11,000
	2	0	所得割あり	13,300
D	1	14,000 未満		16,300
	2	14,000 以上～40,000 未満		20,500
	3	40,000 以上～64,000 未満		25,000
	4	64,000 以上～85,000 未満		29,500
	5	85,000 以上～120,000 未満		33,000
	6	120,000 以上～160,000 未満		37,600
	7	160,000 以上～200,000 未満		43,000
	8	200,000 以上～408,000 未満		48,500
	9	408,000 以上～500,000 未満		53,500
	10	500,000 以上～		57,200
				35,800

※ 所得税とは、一般的に「給与所得の源泉徴収票」では「源泉徴収税額」欄の金額。また、「確定申告書A」では「②の税額」・「確定申告書B」では「③の税額」欄の金額に定率減税した金額をさします。

なお、保育料における所得税の認定には、住宅取得控除・配当控除・外国税額控除等は適用しません。

また、B 階層において、ひとり親世帯および障がい者のいる世帯については、保育料は無料となります。

※ 兄弟姉妹が一緒に保育園に入園している場合は、以下の保育料になります。

B・C 階層 最も年齢の高い児童が全額、第 2 子以下の児童は無料

D 1～3 階層 最も年齢の高い児童が全額、第 2 子児童が半額、第 3 子以下の児童は無料

D 4～10 階層 最も年齢の低い児童が全額、次に年齢の低い児童が半額、その次に年齢の低い児童から無料

#### (4) 配置基準

国は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）の第33条第2項において園児に対する保育士の数（以下「配置基準」という。）を園児の年齢別により定めている。

園児の年齢	配置基準
乳児	おおむね3人につき1人以上
満1歳以上3歳に満たない幼児	おおむね6人につき1人以上
満3歳以上満4歳に満たない幼児	おおむね20人につき1人以上
満4歳以上の幼児	おおむね30人につき1人

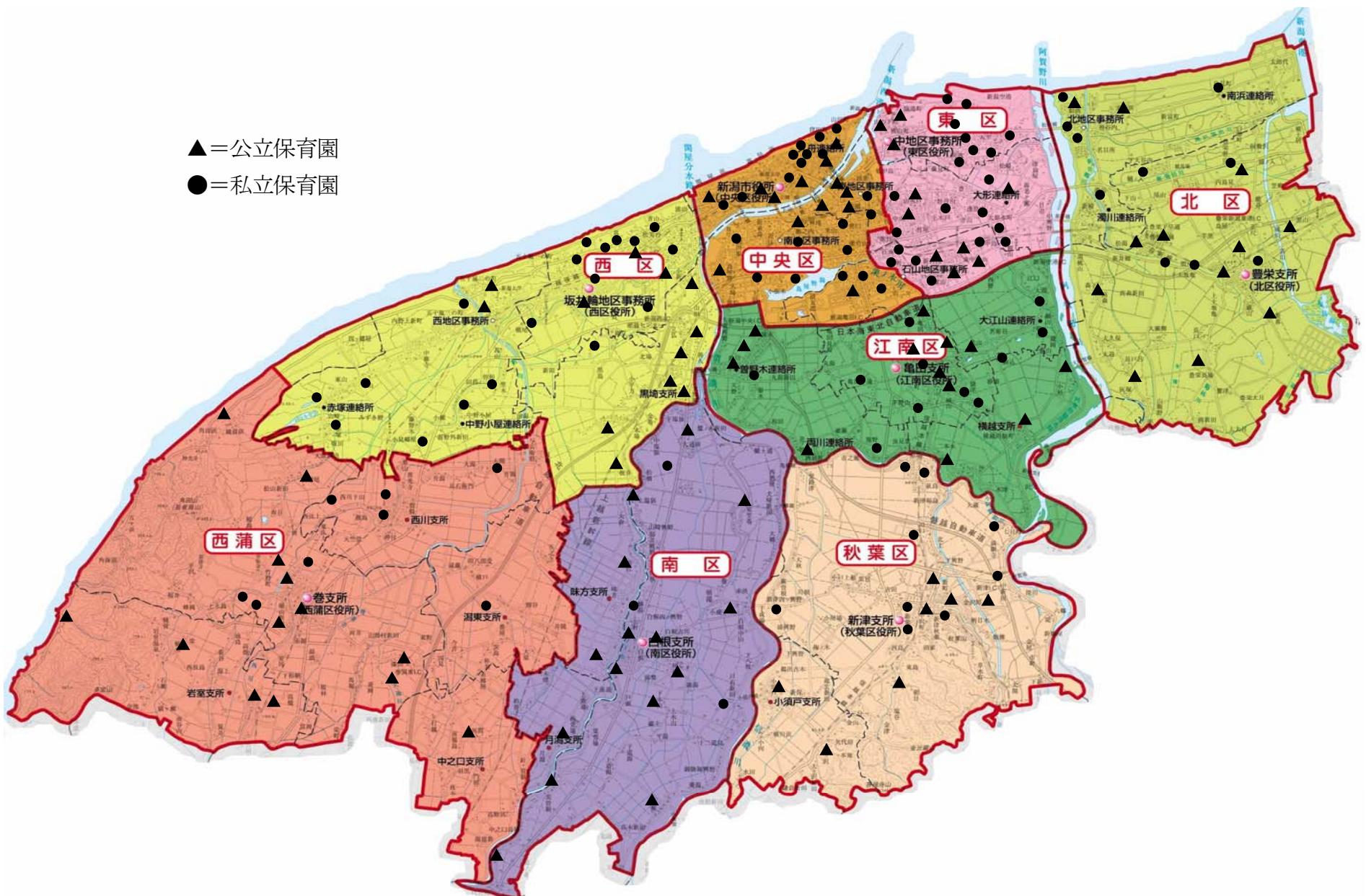
「おおむね」と規定しているのは、市町村の裁量の余地を認めていたためである。これを受けて新潟市では、以下のとおり定めている。

園児の年齢	配置基準	
	年度当初	5月以降
0歳児から1歳児	3対1 (0歳児+1歳児) ÷ 3 小数点第1位4捨5入	3対1 (0歳児+1歳児) ÷ 3 小数点第1位切捨て
2歳児	6対1 2歳児数 ÷ 6 小数点第1位4捨5入	同左
3歳児	20対1 3歳児数 ÷ 20 小数点第1位2捨3入	同左
4歳児	30対1 4歳児数 ÷ 30 小数点第1位2捨3入	同左
5歳児	30対1 5歳児数 ÷ 30 小数点第1位2捨3入	

新潟市では、4月時点では、年度中の園児の増加を見込んで、園児に対してより多い保育士数となるように配置基準を設定している。

#### (5) 保育園の位置図（出典：新潟市保育園再編基本計画(案)の図を一部加工して作成）

新潟市は、平成19年4月1日に政令市移行に伴い、北区、東区、中央区、江南区、秋葉区、南区、西区、西蒲区の8区となる予定であるため、以下の地図においては新区名を使用している。



## (6) 保育園の定員と園児数（出典：新潟市作成資料を加工）

新潟市は、平成19年4月1日に政令市移行に伴い、北区、東区、中央区、江南区、秋葉区、南区、西区、西蒲区の8区となる予定であるため、以下の表においては新区名を使用して記載している。なお、保育園数は平成18年4月1日現在、定員及び園児数は平成18年10月1日現在で記載している。

### ① 北区

市立 私立	保育園名	定員 (名)	園児数 (名)	受入れ 年齢 (年月齢)	所在地	開閉園時間	
						平 日	土曜日
市	ちとせ	90	103	6ヵ月	松浜6丁目11番地1	7:30～18:00	7:30～15:00
市	太夫浜	60	61	6ヵ月	太夫浜1964番地1	7:30～18:00	7:30～15:00
市	かやま	120	128	2ヵ月	嘉山1丁目2番41号	7:00～19:00	7:00～18:00
市	すみれ	150	153	2ヵ月	石動1丁目10番地1	7:00～19:00	7:00～18:00
市	早通(注1)	100	0	2ヵ月	早通南1丁目9番地7号	7:00～19:00	7:00～18:00
市	早通北	150	162	2ヵ月	早通北3丁目7番30号	7:00～19:00	7:00～18:00
市	木崎	80	94	2ヵ月	横井279番地	7:00～19:00	7:00～18:00
市	越岡	90	67	1歳	十二321番地	7:30～18:00	7:30～13:00
市	二葉	90	66	1歳	浦木1523番地1	7:30～18:00	7:30～13:00
市	太田	60	49	2ヵ月	太田2005番地	7:30～18:00	7:30～18:00
市	三ツ森	70	72	1歳	森下1409番地	7:30～18:00	7:30～13:00
市	若葉	60	54	2ヵ月	新鼻279番地2	7:00～19:00	7:00～18:00
市計	12園	1,120	1,009				
私	松浜	90	84	2ヵ月	松浜本町4丁目7番26号	7:00～19:00	7:00～17:00
私	みなと福祉	60	55	2ヵ月	松浜7丁目4番地11	7:30～19:00	7:30～19:00
私	光華	60	74	4ヵ月	島見町1972番地4	7:30～18:30	7:30～15:00
私	阿賀野	90	108	2ヵ月	新元島町3953番地3	7:00～19:00	7:00～19:00
私	濁川	90	98	6ヵ月	濁川304番地	7:30～19:00	7:30～15:00
私	つくし	120	136	2ヵ月	東栄町1丁目1番93号	7:00～19:00	7:00～19:00
私	豊栄マリア	80	95	2ヵ月	内島見1243番地	7:00～19:00	7:00～19:00
私	青い鳥	150	162	2ヵ月	須戸588番地	7:20～19:20	7:20～19:20
私	こまくさ	90	106	2ヵ月	柳原3丁目10番25号	7:00～19:00	7:00～19:00
私	ほのぼの	60	77	6ヵ月	樋ノ入1143番地1	7:00～19:00	7:00～19:00
私計	10園	890	995				
合計	22園	2,010	2,004				

(注1) 改築のため平成18年4月1日から平成19年2月28日まで休園

② 東区

市立 私立	保育園名	定員 (名)	園児数 (名)	受入れ 年齢 (年月齢)	所在地	開閉園時間	
						平 日	土曜日
市	山ノ下	60	70	6ヵ月	山の下町17番14号	7:30～18:00	7:30～15:00
市	山木戸	110	114	6ヵ月	山木戸4丁目11番20号	7:30～18:30	7:30～17:00
市	桃山	90	97	6ヵ月	桃山町1-110-1	7:30～18:30	7:30～17:00
市	大山	90	109	2ヵ月	大山2丁目13番1号	7:30～19:00	7:30～19:00
市	中野山	70	74	6ヵ月	中野山822番地	7:30～18:30	7:30～17:00
市	石山	80	90	1歳	石山団地18番1号	7:30～18:30	7:30～17:00
市	大形	110	126	2ヵ月	海老ヶ瀬589番地	7:30～19:00	7:30～19:00
市	第二中野山	70	79	6ヵ月	中野山4丁目8番15号	7:30～18:00	7:30～15:00
市	東中野山	110	112	2ヵ月	東中野山6丁目4番28号	7:30～18:30	7:30～17:00
市	中山	120	124	2ヵ月	中山4丁目2番5号	7:30～18:30	7:30～17:00
市計	10園	910	995				
私	船江	120	127	4ヵ月	船江町1丁目50番地33号	7:30～19:30	7:30～19:30
私	松崎	100	102	2ヵ月	白銀2丁目4番地7	7:30～19:00	7:30～18:45
私	瑞穂	60	72	2ヵ月	山木戸3丁目14番44号	7:00～19:00	7:00～17:00
私	はじめ	140	171	2ヵ月	河渡甲135番地7	7:00～19:30	7:00～19:30
私	ゆたか	120	125	2ヵ月	東中島4丁目1番47号	7:00～20:00	7:30～19:00
私	みつばち	90	112	3ヵ月	栗山3丁目3番8号	7:15～19:00	7:30～17:00
私	聖徳	90	108	2ヵ月	河渡本町15番16号	7:15～19:00	7:30～17:00
私	みたけ	90	101	2ヵ月	紫竹6丁目5番4号	7:15～19:00	7:15～18:00
私	東明	90	111	5ヵ月	東明3丁目15番地2	7:30～19:00	7:30～16:30
私	中道山	90	110	2ヵ月	幸栄2丁目18番8号	7:00～19:40	7:00～19:00
私	みつばち第二	90	108	3ヵ月	新石山4丁目8番地3	7:15～19:00	7:30～17:00
私	岡山	120	132	3歳	本所254番地4	7:00～20:00	7:00～17:30
私	上木戸	130	159	5ヵ月	上木戸5丁目17番13号	7:15～19:15	7:30～18:30
私	逢谷内	90	103	2ヵ月	逢谷内2丁目4番3号	7:00～19:00	7:00～19:00
私	中野スイシング	120	131	6ヵ月	南紫竹2丁目10番9号	7:00～19:00	7:00～18:00
私	なかの乳児	30	34	2ヵ月	栗山706番地	7:00～19:00	7:00～18:00
私	岡山乳児	60	70	2ヵ月	本所252番地1	7:00～20:00	7:00～17:30
私	下山	60	70	3ヵ月	太平2丁目7番11号	7:15～19:30	7:15～18:00
私	物見山はじめ	60	73	2ヵ月	物見山3丁目3番16号	7:00～19:30	7:00～19:30
私	はす池	110	129	2ヵ月	新松崎1丁目1番10号	7:00～19:00	7:00～19:00

市立 私立	保育園名	定員 (名)	園児数 (名)	受入れ 年齢 (年月齢)	所在地	開閉園時間	
						平 日	土曜日
私	第二はじめ	90	109	2ヵ月	太平4丁目14番地15	7:00～19:30	7:00～19:30
私計	21園	1,950	2,257				
合計	31園	2,860	3,252				

### ③ 中央区

市立 私立	保育園名	定員 (名)	園児数 (名)	受入れ 年齢 (年月齢)	所在地	開閉園時間	
						平 日	土曜日
市	万代	70	78	6ヵ月	蒲原町1番18号	7:30～18:30	7:30～17:00
市	八千代	110	102	2ヵ月	上大川前通2番町135番地1	7:30～18:30	7:30～17:00
市	鳥屋野	130	146	6ヵ月	鳥屋野4丁目9番30号	7:30～18:30	7:30～17:00
市	入舟	70	74	6ヵ月	稻荷町3479番地2	7:30～18:30	7:30～17:00
市	流作場	140	152	2ヵ月	水島町3番28号	7:30～19:00	7:30～19:00
市	白山	60	63	6ヵ月	白山浦2丁目180番地7	7:30～18:30	7:30～17:00
市	礎	45	36	6ヵ月	礎町通6ノ町2246番地2	7:30～18:00	7:30～15:00
市	しなの	60	60	6ヵ月	信濃町19番20号	7:30～18:30	7:30～17:00
市	敷島	60	62	6ヵ月	川岸町1丁目47番地5	7:30～18:30	7:30～17:00
市	ロータリー	130	145	6ヵ月	下所島2丁目3番6号	7:30～19:00	7:30～19:00
市	長嶺	90	98	2ヵ月	明石2丁目1番51号	7:30～19:00	7:30～19:00
市	宮浦乳児	30	29	2ヵ月	万代5丁目5番25号	7:30～19:00	7:30～19:00
市	山潟	100	123	6ヵ月	弁天橋通3丁目2番18号	7:30～19:00	7:30～19:00
市	沼垂	80	83	6ヵ月	沼垂東4丁目8番36号	7:30～18:00	7:30～15:00
市計	14園	1,175	1,251				
私	新潟	90	95	2ヵ月	関屋田町3丁目503番地	7:30～19:00	7:30～18:00
私	隣保館	45	47	2ヵ月	田中町427番地4	7:30～19:00	7:30～18:00
私	窪田町	120	132	6ヵ月	窪田町1丁目1番地	7:30～19:00	7:30～19:00
私	関屋	120	131	6ヵ月	関屋昭和町3丁目145番地	7:30～19:00	7:30～19:00
私	赤沢	60	67	3ヵ月	東湊町通1の町2547番地	7:30～19:00	8:00～17:00
私	栄	30	31	2ヵ月	四ツ屋町3丁目5132番地	7:00～22:30	7:00～22:30
私	勝楽寺	60	63	2ヵ月	西堀通8番町1588番地	7:30～19:00	7:45～16:00
私	旭	45	52	2ヵ月	寺裏通1番町234番地2	7:30～19:30	7:30～17:00
私	子安	60	61	2ヵ月	日の出1丁目14番23号	7:15～19:15	7:30～19:00
私	寄居	60	64	2ヵ月	寄居町702番地	7:00～22:00	7:00～15:00

市立 私立	保育園名	定員 (名)	園児数 (名)	受入れ 年齢 (年月齢)	所在地	開閉園時間	
						平 日	土曜日
私	みその	60	49	5ヵ月	西大畠町591番地2	7:30～18:00	7:30～15:00
私	松美	90	101	2ヵ月	山二ツ4丁目8番16号	7:30～19:00	7:30～16:00
私	女池	120	139	6ヵ月	女池6丁目4番18号	7:00～19:00	7:00～19:00
私	若草	60	72	6ヵ月	和合町2丁目10番5号	7:00～19:00	7:00～19:00
私	こばと	80	96	6ヵ月	女池神明2丁目6番1号	7:00～19:00	7:00～19:00
私	馬越子安	90	94	2ヵ月	本馬越2丁目9番13号	7:15～19:15	7:30～19:00
私	網川原	120	137	6ヵ月	網川原2丁目119	7:30～18:30	7:30～15:00
私	紫竹山	90	105	2ヵ月	紫竹山2丁目3番5号	7:30～19:00	7:30～16:00
私	湖桜	110	123	2ヵ月	長潟2丁目29番5号	7:00～19:00	7:00～18:00
私	笛口	90	107	6ヵ月	南笛口1丁目8番57号	7:15～19:15	7:15～19:15
私	新潟南	120	145	2ヵ月	京王1丁目7番13号	7:00～19:00	7:30～18:00
私計	21園	1,720	1,911				
合計	35園	2,895	3,162				

#### ④ 江南区

市立 私立	保育園名	定員 (名)	園児数 (名)	受入れ 年齢 (年月齢)	所在地	開閉園時間	
						平 日	土曜日
市	両川	45	45	6ヵ月	酒屋町424番地8	7:30～18:00	7:30～15:00
市	ことぶき	110	92	6ヵ月	天野3丁目1番38号	7:30～18:30	7:30～17:00
市	大江山	70	68	6ヵ月	北山868番地	7:30～18:00	7:30～15:00
市	曾野木	100	105	6ヵ月	曾野木1丁目4番7号	7:30～18:30	7:30～17:00
市	第二曾野木	110	98	2ヵ月	曾野木2丁目18番7号	7:30～18:30	7:30～17:00
市	横越中央	140	148	1歳6ヶ月	横越中央2丁目6番20号	7:30～19:00	7:30～18:00
市	横越双葉	80	86	10ヵ月	木津5丁目5番10号	7:30～18:30	7:30～18:00
市	横越小杉	60	58	1歳6ヶ月	小杉3丁目14番16号	7:30～19:00	7:30～18:00
市	亀田第一	90	72	2ヵ月	亀田新明町2丁目6番1号	7:30～18:00	7:30～15:00
市	亀田第二	90	77	6ヵ月	諏訪1丁目6番10号	7:30～18:00	7:30～15:00
市	亀田第三	90	91	6ヵ月	亀田東町3丁目5番15号	7:30～18:00	7:30～15:00
市	亀田第四	150	163	6ヵ月	西町4丁目6番24号	7:30～19:00	7:30～15:00
市	亀田第五	60	47	6ヵ月	亀田中島2-4-14	7:30～18:00	7:30～15:00
市計	13園	1,195	1,150				
私	本興寺	45	55	2ヵ月	大淵1846番地3	7:50～18:00	8:00～15:00

市立 私立	保育園名	定員 (名)	園児数 (名)	受入れ 年齢 (年月齢)	所在地	開閉園時間	
						平 日	土曜日
私	松葉	45	42	2ヵ月	松山 1533 番地1	7:00～18:30	7:00～18:30
私	いぶき	150	164	2ヵ月	曾川甲 518 番1	7:15～19:15	7:15～18:30
私	割野	45	50	3ヵ月	割野 2092 番地3	7:10～19:00	7:10～17:00
私	よこごしなかの	90	108	2ヵ月	うぐいす1丁目 16番5号	7:00～19:00	7:00～18:00
私	袋津	120	142	2ヵ月	砂岡1丁目3番40号	7:30～19:00	7:30～19:00
私	栄徳寺	60	69	3ヵ月	日水1丁目3番25号	7:30～19:00	7:30～11:30
私	亀田平和の園	60	65	10ヵ月	亀田本町2丁目3番20号	7:30～18:30	7:30～14:00
私	早通	60	70	10ヵ月	亀田早通5丁目1番5号	7:30～18:30	8:00～16:00
私	かめだなかの	60	72	2ヵ月	砂岡5丁目1571番地1	7:00～19:00	7:00～18:00
私	YOUなかの	90	99	2ヵ月	亀田大月2丁目6番28号	7:00～19:00	7:00～18:00
私計	11園	825	936				
合計	24園	2,020	2,086				

## ⑤ 秋葉区

市立 私立	保育園名	定員 (名)	園児数 (名)	受入れ 年齢 (年月齢)	所在地	開閉園時間	
						平 日	土曜日
市	新津第一	60	73	1歳	新津本町3丁目18番24号	7:30～18:30	7:30～18:00
市	新津第二	120	97	1歳	新津本町1丁目8番30号	7:30～18:30	7:30～18:00
市	新津東	120	128	1歳	日宝町9番4号	7:00～19:00	7:00～18:00
市	金津	120	128	6ヵ月	朝日483番地2	7:30～19:00	7:30～18:00
市	新金沢	80	68	1歳	新金沢町12番11号	7:30～18:30	7:30～18:00
市	小須戸	160	145	10ヵ月	小須戸325番地1	7:30～18:30	7:30～13:00
市	矢代田	80	63	2歳	矢代田5005番地	7:30～18:00	7:30～13:00
市計	7園	740	702				
私	さくら	170	199	4ヵ月	南町10番地3	7:30～19:00	7:30～16:30
私	林照寺	60	62	8ヵ月	中村478番地	7:30～19:00	7:30～14:00
私	小合西	90	109	6ヵ月	出戸181番地	7:30～19:00	7:30～18:00
私	満日	60	71	5ヵ月	七日町1835番地甲	7:00～19:00	7:00～19:00
私	中新田	60	71	6ヵ月	中新田18番地21	7:30～19:00	7:30～14:00
私	さつき野	150	175	2ヵ月	川口2181番地	7:00～19:00	7:00～19:00
私	にこにこ	150	175	2ヵ月	あおば通2丁目24番5号	7:00～20:00	7:30～19:00
私	あおぞら	60	74	6ヵ月	中沢町14番18号	7:00～19:30	7:00～19:00

市立 私立	保育園名	定員 (名)	園児数 (名)	受入れ 年齢 (年月齢)	所在地	開閉園時間	
						平 日	土曜日
私	おぎかわ	150	168	2ヵ月	中野3丁目20番7号	7:00～20:00	7:30～19:00
私計	9園	950	1,104				
合計	16園	1,690	1,806				

## ⑥ 南区

市立 私立	保育園名	定員 (名)	園児数 (名)	受入れ 年齢 (年月齢)	所在地	開閉園時間	
						平 日	土曜日
市	白根	80	86	6ヵ月	白根2444番地	7:00～19:00	7:00～18:00
市	諏訪木	90	80	6ヵ月	白根水道町10番35号	7:00～19:00	7:00～15:00
市	臼井	90	68	6ヵ月	赤渋4540番地	7:00～19:00	7:00～15:00
市	庄瀬	60	39	2歳	庄瀬6653番地1	7:30～18:00	7:30～15:00
市	白根中央 (注2)	60	17	—	上下諏訪木785	7:30～18:00	7:30～15:00
市	大鷲	90	98	6ヵ月	東笠巻新田270番地2	7:00～19:00	7:00～18:00
市	新飯田	60	49	2歳	新飯田1251番地4	7:30～18:00	7:30～15:00
市	古川	70	74	6ヵ月	七軒383番地	7:00～19:00	7:00～15:00
市	根岸	90	76	6ヵ月	山崎興野2321番地	7:00～19:00	7:00～15:00
市	茨曽根	60	43	1歳	茨曽根3455番地2	7:00～19:00	7:00～15:00
市	大通	80	96	6ヵ月	鶯ノ木新田5681番地	7:00～19:00	7:00～18:00
市	小林	90	70	1歳	下木山613番地	7:00～19:00	7:00～15:00
市	にししろね	60	52	6ヵ月	西白根2032番地1	7:30～18:30	7:30～15:00
市	あじほ	100	72	6ヵ月	味方1231番地1	7:30～18:30	7:30～15:00
市	月潟	150	106	6ヵ月	西萱場1565番地	7:30～18:00	7:30～15:00
市計	15園	1,230	1,026				
私	白根はじめ	75	88	2ヵ月	戸石2647番地4	7:00～19:00	7:00～19:00
私	ガデリュス・いぶき	120	150	2ヵ月	大通黄金4丁目2番1号	7:00～19:00	7:00～18:00
私	あかね	120	141	2ヵ月	鰺潟404番地1	7:00～19:00	7:00～19:00
私計	3園	315	379				
合計	18園	1,545	1,405				

(注2) 平成19年3月31日に閉園予定

⑦ 西区

市立 私立	保育園名	定員 (名)	園児数 (名)	受入れ 年齢 (年月齢)	所在地	開閉園時間	
						平 日	土曜日
市	内野	60	69	6ヵ月	内野山手2丁目16番5号	7:30～18:30	7:30～17:00
市	上五十嵐	45	53	6ヵ月	五十嵐2の町8404番地1	7:30～18:30	7:30～15:00
市	坂井	120	134	2ヵ月	坂井東5丁目31番41号	7:30～18:30	7:30～17:00
市	坂井輪	120	131	2ヵ月	小針8丁目21番26号	7:30～19:00	7:30～19:00
市	小針	120	141	6ヵ月	小針4丁目5番25号	7:30～19:00	7:30～19:00
市	大野	180	163	6ヵ月	大野町3089番地2	7:30～18:30	7:30～17:00
市	興野	90	86	1歳	金巻858番地1	7:30～18:00	7:30～15:00
市	木場	90	77	1歳	木場1015番地1	7:30～18:00	7:30～15:00
市	寺地	90	102	6ヵ月	寺地1074番地	7:30～18:30	7:30～17:00
市	山田	130	138	6ヵ月	山田2622番地	7:30～18:30	7:30～17:00
市	板井	45	33	1歳	板井2626番地1	7:30～18:00	7:30～15:00
市	黒崎なかよし	110	120	2ヵ月	鳥原923番地	7:30～18:30	7:30～17:00
市計	12園	1,200	1,247				
私	山五十嵐	120	141	5ヵ月	五十嵐3の町西16番13号	7:00～19:00	7:00～17:30
私	大友中央	30	35	3ヵ月	大友603番地子	7:00～19:00	7:00～16:00
私	笠木	60	59	4ヵ月	笠木1336番地	7:50～18:30	7:50～18:00
私	赤塚	90	103	2ヵ月	赤塚2783番地2	7:30～19:00	7:30～17:00
私	翠松	70	86	2ヵ月	寺尾上2丁目3番73号	7:30～19:00	7:30～17:00
私	真行	70	80	6ヵ月	小針西2丁目11番15号	7:20～19:10	7:30～19:00
私	新通	120	131	3ヵ月	新通872番地2	7:15～19:15	7:15～15:00
私	有明	120	137	2ヵ月	西有明町1番76号	7:30～19:00	7:30～18:00
私	保古野木	45	54	3ヵ月	保古野木901番地	7:15～19:00	7:15～18:00
私	松の実	90	96	2ヵ月	寺尾台3丁目19番13号	7:10～19:00	7:10～18:30
私	第二赤塚	45	55	2ヵ月	赤塚1575番地	7:30～19:00	7:30～17:00
私	吉田乳児	60	70	2ヵ月	西小針台2丁目9番26号	7:00～19:30	7:00～18:00
私	東小針	140	152	2ヵ月	小針1丁目33番12号	7:30～19:00	7:30～18:00
私	愛慈	90	109	2ヵ月	上新栄町1丁目3番9号	7:00～19:00	7:30～17:30
私	木山	60	58	3ヵ月	木山825番地	7:30～19:00	7:45～17:00
私	吉田	90	98	3歳	西小針台2丁目9番27号	7:00～19:30	7:00～18:00
私	るんびいに	90	105	2ヵ月	小新西2丁目20番16号	7:00～19:30	7:00～18:00
私	黒鳥	80	89	2ヵ月	黒鳥5916番地	7:30～19:15	7:30～17:30

市立 私立	保育園名	定員 (名)	園児数 (名)	受入れ 年齢 (年月齢)	所在地	開閉園時間	
						平 日	土曜日
私計	18 園	1, 470	1, 658				
合計	30 園	2, 670	2, 905				

## ⑧ 西蒲区

市立 私立	保育園名	定員 (名)	園児数 (名)	受入れ 年齢 (年月齢)	所在地	開閉園時間	
						平 日	土曜日
市	岩室	150	108	8ヵ月	橋本 101 番地 1	7:15～18:45	7:30～17:30
市	和納	140	104	10ヵ月	和納 6125 番地	7:15～18:45	7:30～17:30
市	和納第二	60	44	10ヵ月	和納 1966 番地 7	7:30～18:30	7:30～17:30
市	間瀬	35	14	10ヵ月	間瀬 4290 番地 1	8:00～17:15	8:00～12:00
市	なかのくち	120	87	6ヵ月	三ツ門 59 番地 2	7:30～18:30	7:30～15:00
市	巻	90	88	1歳	巻甲 2644 番地	7:30～19:00	7:30～18:00
市	巻つくし	100	115	1歳	堀山新田 256 番地	7:30～18:30	7:30～15:00
市	すわ	90	89	3ヵ月	巻甲 763 番地 1	7:30～19:00	7:30～18:00
市	漆山東	90	41	1歳	漆山 3320 番地	7:30～19:00	7:30～18:00
市	漆山西	90	77	1歳	並岡 10 番地 2	7:30～18:00	7:30～15:00
市	かきの実	60	53	1歳	仁箇 1443 番地 1	7:30～18:30	7:30～17:00
市	松野尾	90	59	1歳	松野尾 2896 番地	7:30～19:00	7:30～18:00
市	七浦	45	42	1歳	越前浜 6905 番地 6	7:30～18:00	7:30～16:00
市計	13 園	1, 160	921				
私	曾根	120	115	2ヵ月	曾根 829 番地	7:00～19:30	7:00～18:30
私	みづほ	60	69	2ヵ月	曾根 929 番地	7:15～19:00	7:15～17:30
私	鎧郷	120	135	2ヵ月	下山 408 番地	7:20～19:00	7:20～19:00
私	升鴻	60	52	10ヵ月	大鴻 384 番地	7:15～19:00	7:15～16:30
私	かたひがし	200	204	6ヵ月	番屋 712 番地 1	7:30～19:30	7:30～18:00
私	竹野町	120	102	2ヵ月	竹野町 2616	7:00～19:30	7:00～18:00
私	風の子	120	115	2ヵ月	巻甲 1740 番地	7:00～19:30	7:00～18:00
私	めぐみ	90	103	2ヵ月	巻乙 9 番地	7:00～19:30	7:00～18:00
私計	8 園	890	895				
合計	21 園	2, 050	1, 816				

## 6 放課後児童健全育成事業の概況

### (1) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブ（ひまわりクラブ及び民設民営クラブ）とは、就労等により、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童の健全育成を図ることを目的として設置された施設である。

新潟市では、平成5年に「新潟市ひまわりクラブ条例」及び「新潟市ひまわりクラブ条例施行規則」を制定し、「ひまわりクラブ」を公設化した。これにより、全市規模の統一した運営を図ることとし、就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童の健全な育成を図っている。その後、平成9年に国が学童保育を児童福祉法第6条の2第2項に「放課後児童健全育成事業」として位置づけている。

児童の健康管理、安全確保、情緒の安定を図り、日常の活動を通して基本的生活習慣を身に付けさせ、また集団生活の中で児童の自主性や協調性を促すよう支援することを指導方針として運営している。

#### 〈参考〉児童福祉法 第6条の2第2項

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

### (2) 概況

新潟市の放課後児童健全育成事業は、保健福祉部こども課育成支援係で事業を実施し、ひまわりクラブの指定管理者である新潟市社会福祉協議会地域福祉課児童育成係により管理運営が行われている。

平成18年4月1日現在、新潟市社会福祉協議会で管理運営しているひまわりクラブが79クラブ、児童数4,001人、指導員（非常勤）260人である。

#### 〈参考〉新潟市ひまわりクラブ条例第12条(指定管理者による管理)

市長は、クラブの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にクラブの管理を行わせる。

また、その他の社会福祉法人等に委託している民設民営クラブが6クラブ、児童数348人、指導員（非常勤）21人である。

なお、民設民営クラブとは、新潟市がその他の社会福祉法人等に放課後児童健全育成事業業務を委託している先であり、以下のとおりである。

民設民営クラブ名	委託先
青山児童クラブ	社会福祉法人 新潟市社会事業協会
あおぞらクラブ	あおぞらクラブ保護者会
キッズクラブ	「キッズクラブ」地域運営委員会
バンブーキッズ	特定非営利活動法人 ディンプルアイランド
大通学童クラブ	社会福祉法人 育樹会
そよかぜ児童クラブ	社会福祉法人 輝風会

(出典) 新潟市ホームページより抜粋し、一部加工

また、ひまわりクラブと民設民営クラブの違いは、以下のとおりである。

	ひまわりクラブ	民設民営クラブ
設置者	新潟市	社会福祉法人等
管理者	新潟市社会福祉協議会	
開設時間、利用料等	条例で規定されている	各クラブで規定
学校区制	基本的に学校区で通うクラブが決まっている	各クラブで規定
指導員配置	児童 44 人まで 2 人、以降 20 人ごとに 1 人配置	各クラブで規定（ひまわりクラブに準ずる）

また、「平成 17 年度新潟市ひまわりクラブの管理運営経費 精算書」によると人件費は 512,042 千円（人件費総額から新潟市社会福祉協議会地域福祉課児童育成係の人件費 25,485 千円を除く）、物件費は 79,353 千円であり、児童 1 人当たり人件費は 127 千円、児童 1 人当たり物件費は 19 千円である。

### （3）対象児童、開設日時及び保護者の費用負担

(出典：新潟市社会福祉協議会ホームページ)

#### ① 入会対象児童

ア. 新潟市内に住所を有する児童

イ. 原則として、小学校 1 年生から小学校 3 年生までの児童

ウ. 就労等により昼間保護者のいない家庭の児童

#### ② 開設日時

ア. 学校の平常授業期間……………放課後から午後 6 時まで

イ. 土曜日、学校の臨時休校、春・夏・冬休み期間…午前 9 時から午後 6 時まで(ただし、開設時間が異なるクラブあり)

ウ. 日曜、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は閉設

③ 保護者の費用負担

ア. おやつ代・行事代の実費徴収金…月額2,000円程度

イ. 利用料…児童一人につき月額6,900円

ただし、以下の減免適用がある（平成18年度入会対象）。

（減免基準及び月額利用料）

区分	減免基準	月額利用料
生活保護世帯	全額免除	0円
平成17年度市民税非課税世帯	2/3免除	2,300円
平成17年度市民税所得割額5千円未満世帯	1/2免除	3,450円
平成17年度市民税所得割額5千円以上20万円未満世帯	1/3免除	4,600円
平成17年度市民税所得割額20万円以上世帯	—	6,900円

（4）指導員の配置状況

正規指導員が各ひまわりクラブに2名配置されるが、児童数により臨時指導員（加配指導員）が増員される。

児童数による最低配置すべき指導員数は以下のとおりである。

児童数	～44人	45人～64人	65人～84人	85人～
指導員数	2人	3人	4人	5人

（出典）社会福祉協議会が作成した「新潟市ひまわりクラブの運営について」より、一部加工

（5）ひまわりクラブ及び民設民営クラブの状況

① ひまわりクラブ及び民設民営クラブの施設数（設置区分別）

A	B	C	D	E	F	合計
公的 施設内 専用施設	借地内専用 施設用 (単独施設)	市有地内 専用施設等 (単独施設)	小学校 空き教室	小学校敷 地内専用 施設等 (単独施設)	民設民営	
11	12	23	18	15	6	85

② ひまわりクラブ及び民設民営クラブの児童数及び指導員数

	クラブ名	1年生	2年生	3年生	児童数 合計	指導員 数	児童数合計 ÷指導員数
A : 公的 施設内専 用施設	鏡淵	12	9	13	34	2	17.0
	入舟	20	14	7	41	2	20.5
	木戸	36	21	9	66	5	13.2
	新潟	34	35	20	89	6	14.8
	西内野	28	18	19	65	4	16.3
	紫竹山	30	27	8	65	3	21.7
	内野	30	14	15	59	4	14.8
	曾野木	22	13	13	48	3	16.0
	浜浦	19	22	12	53	3	17.7
	味方	5	12	3	20	2	10.0
	松野尾	6	4	2	12	2	6.0
A計		242	189	121	552	36	15.3
B : 借地 内専用施 設 (単独 施設)	真砂	22	17	15	54	3	18.0
	五十嵐	21	18	36	75	5	15.0
	中野山	38	39	28	105	7	15.0
	山潟	26	19	12	57	4	14.3
	桜が丘	20	23	17	60	4	15.0
	江南	19	30	6	55	3	18.3
	牡丹山	35	32	13	80	4	20.0
	大淵	10	15	9	34	3	11.3
	赤塚	18	16	11	45	3	15.0
	矢代田	11	10	7	28	2	14.0
	巻北	15	11	10	36	3	12.0
	漆山	6	3	2	11	2	5.5
	B計	241	233	166	640	43	14.9

	クラブ名	1年生	2年生	3年生	児童数 合計	指導員 数	児童数合計 ÷指導員数
C : 市有 地内専用 施設等 (単独施 設)	女池	26	29	26	81	4	20.3
	有明台	6	8	11	25	2	12.5
	東曾野木	27	22	8	57	3	19.0
	大形	39	40	29	108	6	18.0
	松浜	18	18	10	46	3	15.3
	東山の下	31	15	12	58	3	19.3
	下山	32	17	10	59	3	19.7
	丸山	21	20	4	45	2	22.5
	太夫浜	22	14	18	54	3	18.0
	臼井	5	8	5	18	2	9.0
	葛塚	24	34	12	70	4	17.5
	小須戸	6	8	4	18	2	9.0
	横越	32	23	9	64	4	16.0
	亀田	14	12	6	32	2	16.0
	亀田東	32	19	11	62	5	12.4
	亀田西	31	25	14	70	4	17.5
	岩室	17	9	12	38	2	19.0
	鎧郷	18	15	8	41	2	20.5
	曾根	14	5	3	22	2	11.0
	升潟	5	4	6	15	2	7.5
	潟東	11	3	5	19	2	9.5
	月潟	4	10	4	18	2	9.0
	中之口東	4	8	8	20	2	10.0
C計		439	366	235	1,040	66	15.8

	クラブ名	1年生	2年生	3年生	児童数 合計	指導員 数	児童数合計 ÷ 指導員数
D : 小学 校内空き 教室	白山	8	8	9	25	2	12.5
	東中野山	28	37	22	87	6	14.5
	南中野山	30	19	17	66	4	16.5
	東青山	13	21	15	49	3	16.3
	南万代	13	10	10	33	2	16.5
	豊照	6	7	4	17	2	8.5
	山の下	12	1	7	20	2	10.0
	笹口	13	16	13	42	2	21.0
	竹尾	13	18	7	38	2	19.0
	大野	18	11	8	37	2	18.5
	坂井東	23	19	13	55	3	18.3
	新津第一	15	14	5	34	3	11.3
	新津第三	19	22	15	56	4	14.0
	早通南	38	37	16	91	7	13.0
	木崎	19	14	16	49	3	16.3
	早通	7	15	7	29	2	14.5
	中之口西	0	6	1	7	2	3.5
	巻南	12	11	5	28	2	14.0
D計		287	286	190	763	53	14.4

	クラブ名	1年生	2年生	3年生	児童数 合計	指導員 数	児童数合計 ÷指導員数
E : 小学校敷地内専用施設等(単独施設)	桃山	41	40	13	94	7	13.4
	小針	36	26	8	70	4	17.5
	新通	41	24	18	83	4	20.8
	万代長嶺	16	14	13	43	3	14.3
	沼垂	23	17	15	55	3	18.3
	坂井輪	28	25	16	69	5	13.8
	上所	20	32	18	70	5	14.0
	鳥屋野	35	32	27	94	5	18.8
	上山	24	25	11	60	3	20.0
	濁川	25	18	15	58	3	19.3
	山田	23	25	16	64	3	21.3
	立仏	29	20	21	70	5	14.0
	白根	14	28	33	75	4	18.8
	根岸	7	12	2	21	2	10.5
	葛塚東	33	22	25	80	6	13.3
E計		395	360	251	1,006	62	16.2
A～E：(ひまわりクラブ)合計		1,604	1,434	963	4,001	260	15.4
F:民設民営	青山児童クラブ	21	35	37	93	3	31.0
	あおぞらクラブ	43	30	17	90	6	15.0
	キッズクラブ	17	3	6	26	3	8.7
	バンブーキッズ	14	16	12	42	4	10.5
	大通学童クラブ	26	25	11	62	3	20.7
	そよかぜ児童クラブ	14	13	8	35	2	17.5
F：(民設民営クラブ)計		135	122	91	348	21	16.6
総計		1,739	1,556	1,054	4,349	281	15.5

(注1) 上記表は、「新潟市の保健と福祉一福祉編 平成18年度」(保健福祉部作成)を参考として、平成18年4月1日現在における各クラブの指導員1人当たりの児童数を示している。

(注2) 指導員数は、正規、加配等を集計したものである。

### 第3 監査の結果と意見（総論）

#### 1 新潟市の保育事業の現状と今後

新潟市は、平成17年の14市町村の合併により、人口約81万人の都市となり、さらに、平成19年4月の政令市移行を間近に控えている。そこで新潟市は、これから的新潟市が目指すべき将来像を描く中で、政令市移行後において、より一層の児童福祉の向上を図るため、新潟市の保育園が目指す方向とあり方を明確にし、平成19年から平成26年までの保育環境の整備を総合的かつ計画的に進めるための指針を策定中である。

平成18年5月に新潟市保育園再編基本計画検討協議会を設置し、7月から6回にわたり協議をすすめ、平成19年3月末に公表が予定されている「新潟市保育園再編基本計画」を策定中であるが、平成19年1月に「新潟市保育園再編基本計画（素案）」によるパブリックコメントを求め、提出された意見等を基に、さらに「新潟市保育園再編基本計画（案）」（以下「計画案」という。）として取りまとめたところである。

計画案及びこども課が実施した他の自治体の保育行政に関する調査（以下「保育行政に関する調査」という。）から新潟市の保育事業における現状と今後の課題を検討する。

##### （1）保育をめぐる現状

###### ① 出生数及び合計特殊出生率

平成9年からの出生数及び合計特殊出生率は、以下のとおりである。

図3-1 新潟市の出生数（出典：計画案）

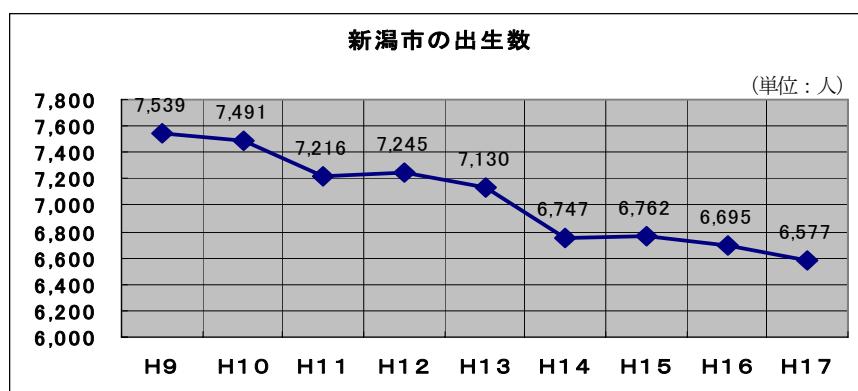
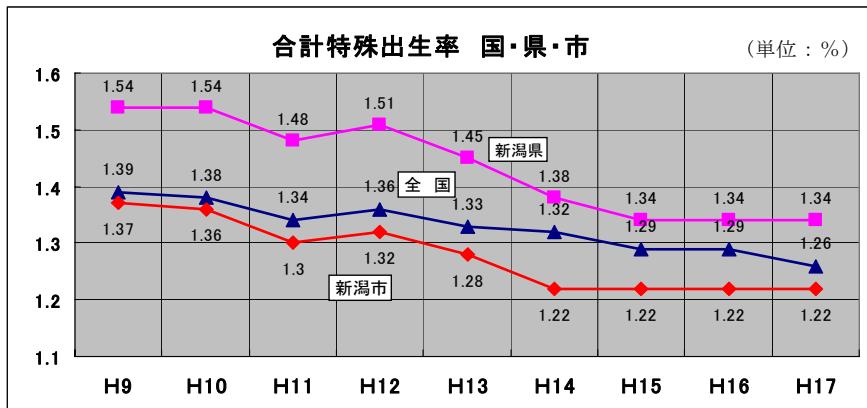


図3-2 合計特殊出生率（出典：計画案）



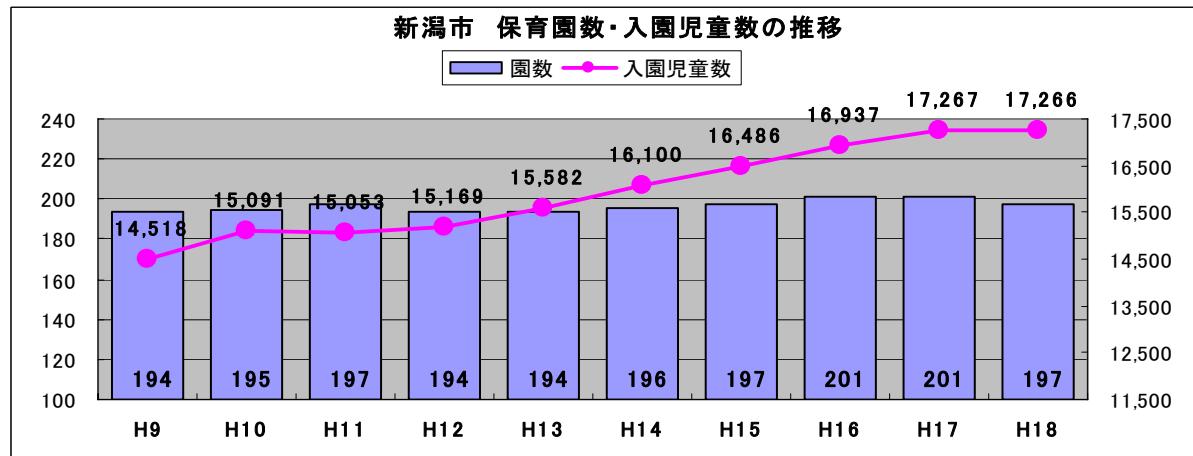
合計特殊出生率とは、人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数をいう。

ここからわることは、新潟市においては、合計特殊出生率について全国及び新潟県の合計特殊出生率を下回る状況が続いていることである。

## ② 保育園数及び入園児童数の推移

新潟市の保育園数および入園児童数は以下のとおりである。

図3-3 新潟市 保育園数・入園児童数の推移（出典：計画案）



ここから推察されることは、新潟市においては少子化傾向が顕著である半面、核家族化、女性の社会進出などにより、入園児童は増加しているということである。

### ③ 保育に要する費用と負担割合

計画案の中では、「保育に要する費用と負担割合」として以下のとおり示している。

#### (1) 保育に要する費用

保育を要すると認められた児童の保育を市が実施します。

保育に要する費用は、次のとおりです。

- ① 基本的な保育に要する費用は国が基準で定めていますが、実際の保育では、乳児保育や延長保育といった特別保育の実施などで、より多くの費用がかかっています。
- ② 公立保育園での保育に要する費用は、市が運営費として直接負担します。
- ③ 私立保育園での保育に要する費用は、市が私立保育園に委託費として負担します。
- ④ 保育に要する費用は、保護者から所得に応じて徴収する保育料と、国および市の負担で賄いますが、保護者の負担軽減のため、保護者から徴収する保育料を国が示す基準から軽減し、その軽減額を市が負担しています。

#### ア 国の示す保育に要する費用

国の基準に基づき、通常の保育に要する本市の費用を平成18年度当初予算ベースで算出すると、約136億3千万円となります。

国の示す保育に要する費用 … 約136億3千万円

保育料(保護者)  
64億4千万円  
(47.2%)

市負担金  
48億9千万円  
(35.9%)

国負担金  
23億円  
(16.9%)

#### イ 実際の保育に要する費用

実際の保育では、乳児保育や延長保育といった特別保育などの実施により、より多くの経費がかかっています。(平成18年度当初予算ベース:約189億3千万円)

また、本市では、保護者の負担軽減のため、平成18年度の保育料を国の示す基準の約72%に設定し、国が示す保育料と新潟市の定める保育料の差額、18億1千万円を新潟市が負担しています。(平成18年度当初予算ベース)

実際の保育に要する費用 … 約189億3千万円（対:国の示す保育費用比 138.9%）



## （2）公立・私立別の費用割合

### ア 総額での比較

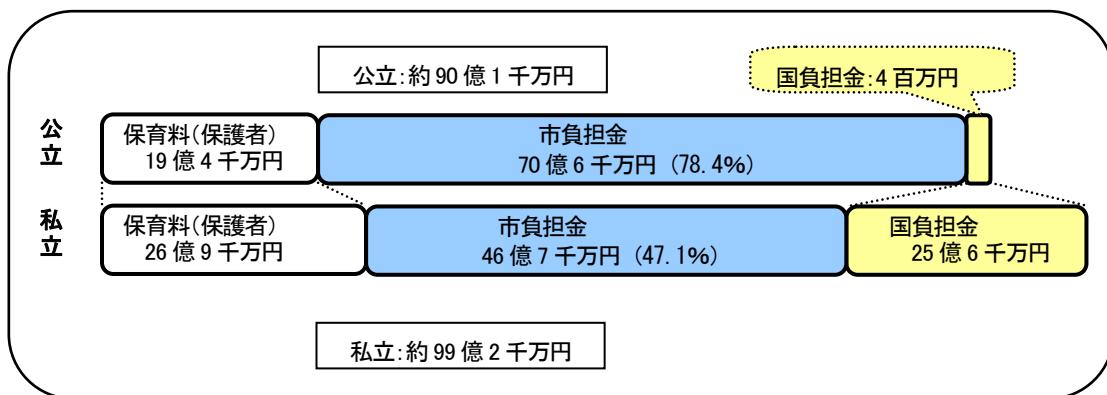
〈算出基礎数値〉 ※児童数は平成18年度当初予算での推計数値

	園 数	児童数
公立保育園	96園	8,164人
私立保育園	101園	10,469人
計	197園	18,633人

### ① 収入から見た負担割合

公立・私立保育園の運営費を、収入から見ると下図のとおりです。

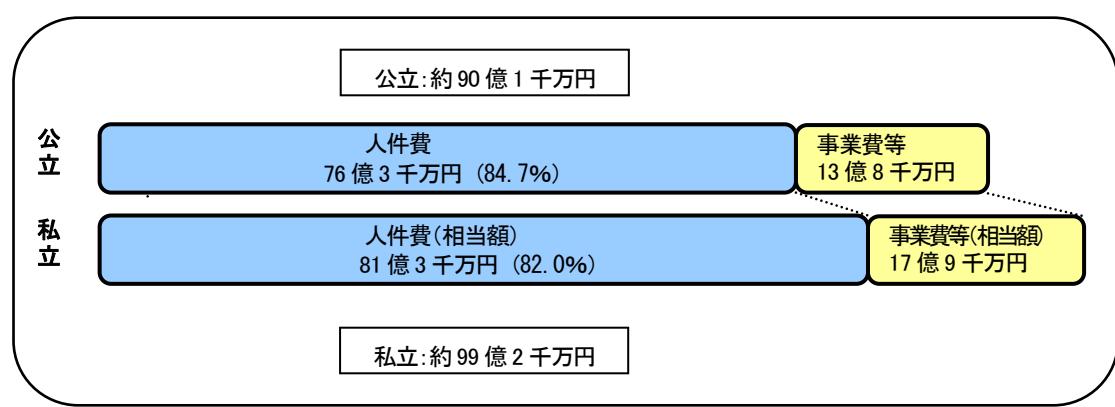
なお、公立保育園では、平成16年度から国負担金が一般財源化されたことにより、市の負担割合が多くなっています。



### ② 支出から見た費用割合

公立・私立保育園の運営費を、支出で見ると下図のとおり8割以上が人件費となっています。

なお、私立保育園の運営費は、国が定める保育単価表に基づき、市が各園に委託費として負担しているため、各項目は「相当額」としています。



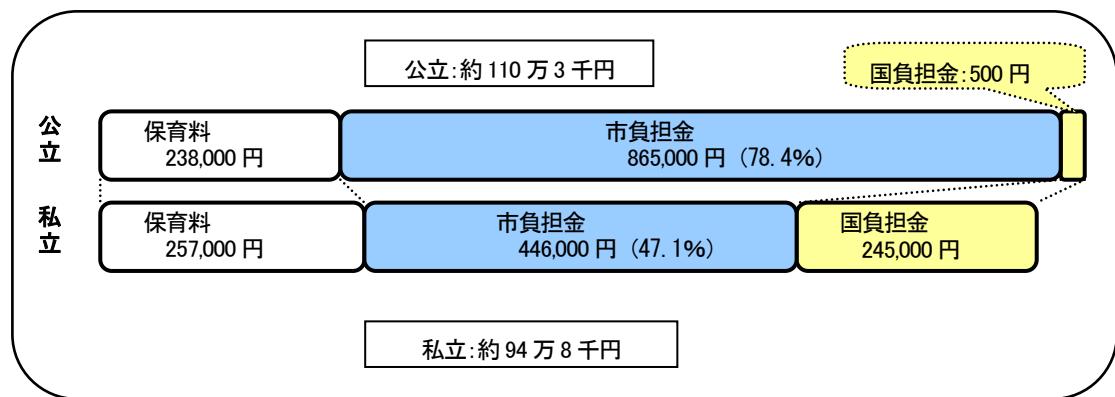
#### イ 児童1人あたりでの比較

##### ① 収入から見た負担割合

公立・私立保育園の運営費の収入を児童1人あたりで見ると下図のとおりです。

公立保育園の運営費は、約110万3千円であり、私立保育園の運営費、約94万8千円に対し、約15万5千円多く経費がかかっています。

なお、私立保育園の児童1人あたりの保育料は、公立保育園に比べ3歳未満児の比率が高いことなどから、平均すると若干高くなっています。

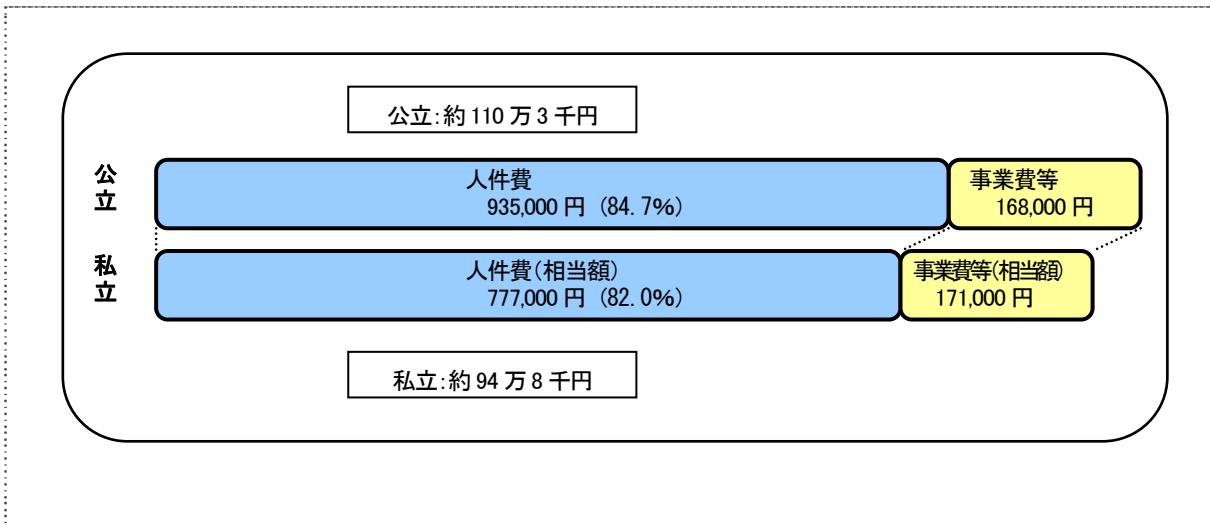


##### ② 支出から見た費用割合

公立・私立保育園の運営費の支出を児童1人あたりで見ると下図のとおりです。

公立保育園の人件費は、約93万5千円であり、私立保育園の人件費相当額、約77万7千円に対し、約15万8千円多くなっています。

公立保育園と私立保育園の運営費の差は、そのほとんどが人件費の差となっています。



## (2) 主要指標の都市間比較

### ① 保育料の軽減率（出典：保育行政に関する調査のデータを加工）

平成17年決算見込（注）

（単位：千円）

区分	年間延べ児童数（人）	国徴収基準額 A	市保育料 B	軽減額 C=A-B	軽減率 C/A (%)
新潟市	212,556	6,262,909	4,659,789	1,603,120	25.60
札幌市	209,590	5,319,855	3,400,781	1,919,074	36.07
仙台市	73,840	2,264,605	1,577,982	686,623	30.32
さいたま市	120,936	4,067,623	2,756,102	1,311,521	32.24
千葉市	123,535	3,919,434	2,738,801	1,180,633	30.12
横浜市	366,995	12,307,207	8,668,635	3,638,572	29.56
川崎市	141,662	5,189,766	3,519,839	1,669,927	32.18
静岡市	138,939	3,967,089	2,610,878	1,356,211	34.19
名古屋市	386,945	10,940,558	6,291,594	4,648,964	42.49
京都市	314,675	8,332,413	5,723,263	2,609,150	31.31
大阪市	486,367	11,347,239	7,597,871	3,749,368	33.04
堺市	144,999	3,516,167	2,379,080	1,137,087	32.34
神戸市	223,640	5,743,095	4,181,619	1,561,476	27.19
広島市	104,245	2,934,901	2,182,326	752,575	25.64
福岡市	299,327	7,421,085	5,382,197	2,038,888	27.47
浜松市	94,660	3,165,004	2,182,477	982,527	31.04
岡山市	158,122	4,273,292	3,436,227	837,065	19.59
金沢市	144,270	4,412,832	3,203,122	1,209,710	27.41

（注）決算確定前の照会であったため見込としている。また、新潟市は公私合計であり、他市については私立のみの数値の場合もある。公立分の保育所運営費国庫負担金が一般財源化されたことにより、市によっては、公私合計の数値を算出していない場合がある。新潟市としてはあくまで軽減率の参考として他市に照会している数値である。

上記（1）③保育に要する費用と負担割合の点線囲内（1）④で記載のあるとおり、保育に要する費用は、保護者から所得に応じて徴収する保育料と、国及び市の負担で賄われるが、保護者の負担軽減のため、保護者から徴収する保育料を国が示す基準から軽減し、その軽減額を新潟市が負担している。その軽減額の割合を軽減率という。

なお、軽減率は、入園児童の年齢や保育料の階層により変化することから、単に保育料の比較とはならない。

② 保育士の配置基準（出典：保育行政に関する調査のデータを加工）

平成 18 年 11 月 1 日現在

区分	園児年齢					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国基準	おおむね3対1	おおむね6対1	おおむね6対1	おおむね20対1	おおむね30対1	おおむね30対1
新潟市	3対1 (0歳児+1歳児) ÷ 3 小数点第1位切捨	6対1 2歳児数÷6 小数点第1位 4捨5入	20対1 3歳児数÷20 小数点第1位 2捨3入	30対1 4歳児÷30 小数点第1位 2捨3入	30対1 5歳児÷30 小数点第1位 2捨3入	30対1 5歳児÷30 小数点第1位 2捨3入
仙台市	3対1 小数点以下 切上	6対1 小数点以下切上	20対1 小数点以下 切上	25対1 小数点以下 切上	30対1 小数点以下 切上	30対1 小数点以下 切上
さいたま市	3対1 小数点第1位 切上	6対1 小数点第1位 切上	6対1 小数点第1位 切上	20対1 小数点第1位 切上	30対1 小数点第1位 切上	30対1 小数点第1位 切上
名古屋市	3対1 小数点以下 切上	6対1 小数点以下 切上	6対1 小数点以下 切上	20対1 小数点以下 切上	30対1 小数点以下 切上	30対1 小数点以下 切上
堺市	3対1 小数点第2位 4捨5入	5対1 小数点第2位 4捨5入	6対1 小数点第2位 4捨5入	20対1 小数点第2位 4捨5入	30対1 小数点第2位 4捨5入	30対1 小数点第2位 4捨5入
神戸市	3対1	6対1	6対1	20対1	30対1	30対1
福岡市	3対1 小数点第2位 切捨	6対1 小数点第2位 切捨	6対1 小数点第2位 切捨	20対1 小数点第2位 切捨	30対1 小数点第2位 切捨	30対1 小数点第2位 切捨
浜松市	3対1	4対1	5対1	20対1 21人以上1名増	30対1 31人以上1名増	30対1 31人以上1名増
金沢市	3対1 切上	5対1 4捨5入	6対1 4捨5入	15対1 4捨5入	25対1 4捨5入	30対1 4捨5入

新潟市では、他の政令市等に比べて 1 歳児に対しての配置基準が高いことがわかる。

③ 保育士の正職員率 (出典：保育行政に関する調査のデータを加工)

平成 18 年 11 月 1 日現在

(単位：人)

区分	保育士								
	職員合計 A= E+H	正規職員				臨時保育士			正職員率 E/(E+F) (注3)
		園長 B	主任 C	正職 D	小計 E= B+C+D	8 時間 勤務 F (注1)	その他 G (注2)	小計 H= F+G	
新潟市	1,897	95	99	480	674	450	773 (注4)	1,223	59.96%
仙台市	1,037	49	50	587	686	172	179	351	79.95%
さいたま市	1,492	62	63	652	777	382	333	715	67.04%
名古屋市	2,607	124	0	1,314	1,438	119	1,050	1,169	92.36%
堺市	764	28	38	314	380	254	130	384	59.94%
神戸市	2,038	79	81	774	934	159	945	1,104	85.45%
福岡市	529	18	12	221	251	233	45	278	51.86%
浜松市	473	24	24	227	275	182	16	198	60.18%
金沢市	255	13	13	125	151	70	34	104	68.33%

(注1) 8 時間対応臨時職員として、主に正職員の欠員補充、年度途中の園児の増加にともなう加配及び産休・

育休・病休の代替職員をいう。

(注2) その他は、主に早朝や延長保育のための短時間(1～3 時間半程度)の職員をいう。

ただし、短時間臨時を複数人もって 8 時間対応の代替としているケースは把握されていない。

(注3) 正職員率は、正職員と正職員に準ずる 8 時間対応職員で算出した。

(注4) その他臨時職員の内訳及び勤務時間

区分	当初加配 (人)	週休 (人)	障がい (人)	延長 (人)	早朝 (人)	人数計 (人)	時間計 (時間)
5 時間勤務	9	84	140	-	-	233	1,165.0
3.5 時間勤務	-	-	-	191	-	191	668.5
3 時間勤務	1	-	4	135	-	140	420.0
1.5 時間勤務	-	-	-	-	69	69	103.5
1 時間勤務	-	-	-	-	140	140	140.0
合計	10	84	144	326	209	773	2,497.0

さらに、その他臨時職員を正職員率に反映させると、2,497 時間 ÷ 8 時間 = 312 人(短時間臨時職員の稼動総時間数を正職員の 8 時間で割り返し、正職員換算)となり、上表の 8 時間勤務職員と合算して正職員率を計算すると 46.94%となる。

保育士の数については、国の基準(本報告書 17 ページ又は 41 ページ参照)を満たしていれば、その内訳は市町村の裁量にまかされている。

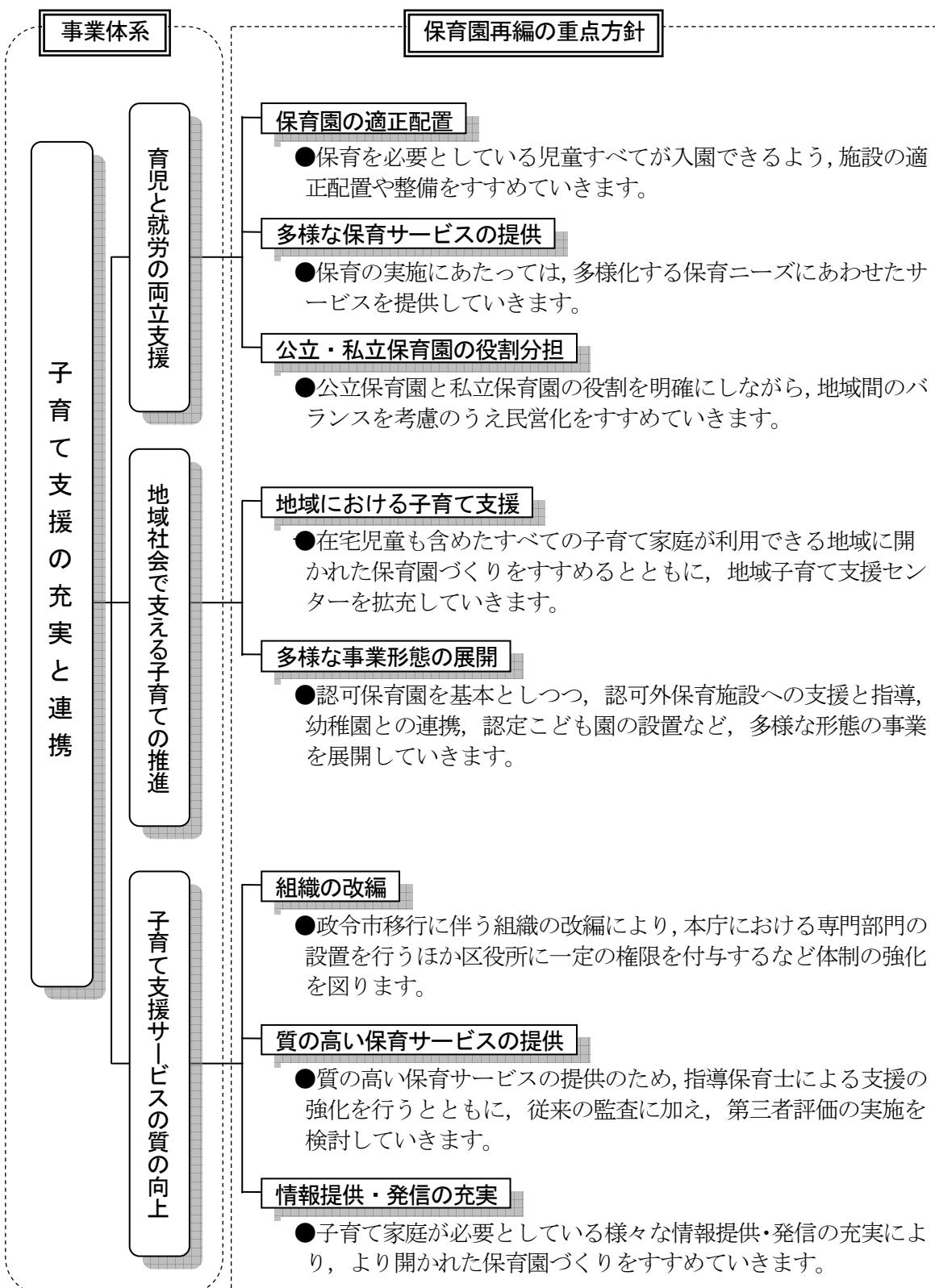
新潟市の場合、保育園一園あたり、園長 1 名、主任 1 名、クラス担任 1 名を原則としており、特に手のかかる乳児クラスに対しては、クラス担任以外の加配についても基準を設けて正職員を手厚く配置するようにしている。

各都市で正職員や臨時職員の配置に対する方針や園の規模などに違いがあるため、上記表による正職員率をもって、正職員配置の差とすることは、いささか乱暴な気はするが一定の目安とはなる。今後、各都市の実情を把握しながら正確な比較が望まれる。また、延長保育や一時保育など多様化する保育ニーズに対応すればするほど臨時職員が増える傾向にあり、各都市はその確保に苦慮している。

## 2 新潟市が検討中の課題とその対応状況

### (1) 保育園再編の重点方針について

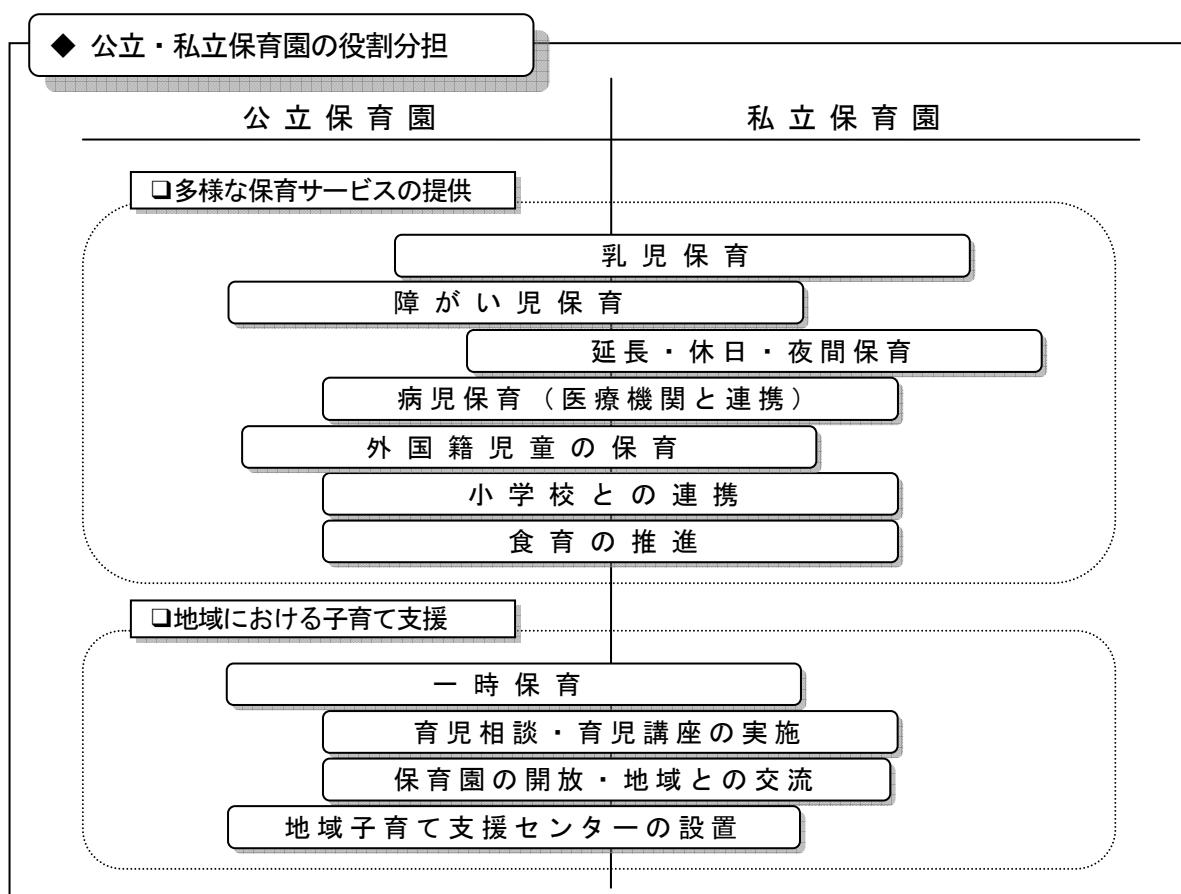
計画案の中で、「保育園再編の重点方針」として以下のとおり体系化している。



## ① 多様な保育サービスと公立・私立保育園の役割分担

少子化、核家族化、女性の社会進出が進む折、新潟市においても保護者の就労形態に合わせて、子育てを支援する環境整備が求められるのは、上記1（1）の図3-1～3（本報告書34～35ページ）より明らかであろう。

保育環境の整備について、計画案では今までの公立・私立を問わない保育サービスを提供しながら、多様化する保育ニーズに迅速に対応するため、計画期間内では、公立・私立それぞれの長所や有効性を発揮させることを主眼とした役割分担などにより保育施策の更なる充実を図ることとしている。



## ② 民営化に向けて

計画案7（3）公立・私立保育園の役割分担の中で、新潟市は民営化の方向について「公立保育園の運営業務は、『新潟市行政改革プラン2005』、『民間委託等の推進方針』により、民間に任せた方がよりよいサービスが期待できるものとして、施設も含め民間に移管（民営化）していくこと」とし、「移管する保育園は、地域における保育ニーズや役割分担、公立・私立保育園の配置バランスなどを考慮しながら、民間に運営を委ねたほうが、より良い保育サービスの提供が期待できると判断された保育園を対象としますが、移管にあたっては市民の意見を十分に聴き、合意を得ながらすすめていきます。」としており、計画案の中では具体的な目標等は示されていない。今後のスケジュール等は、平成19年度中に区自治協議会やコミュニティ協議会など地域の意見を聴きながら、区ごとの再編方針を定め、計画的にすすめる予定であると伺っている。

公立保育園の民営化の問題は、今後の保育事業に重大な影響を及ぼすものであり、様々な視点から十分かつ真剣な検討が必要であることは言うまでもない。折しも平成16年には、地方財政における「三位一体改革」の一環として、公立保育所運営費の国庫負担金の一般財源化が実施されたが、それに伴う税源移譲は先送りされた状況になっており、各地方自治体では、限られた予算の中で、多様化する保育施策を実施するための工夫が求められているところであり、コスト面からも、公立・私立保育園の役割分担や配置バランスなどを考慮しながら、民営化をすすめようとしている新潟市の姿勢は理解できる。

今回の監査の過程において民営化をすすめるに際し、検討すべき課題がいくつかあるものと思料されたので、以下論述する。

### ア. 保育の質について

公立保育園の民営化のテーマについては保育士の側からも、保護者の側からも賛否両論、実に様々な意見がある。その中で、特に議論が噛み合わない印象を持つのが、いわゆる「保育の質」問題である。今回の包括外部監査の中でも、いろいろな立場の方々にその都度、この問題についての意見を頂戴したが、各々の立場の相違というよりも共通の物指しがないため、水掛け論になりがちであったのは事実である。

今回の監査では8ヶ所の公立保育園について実地調査を行ったが、規模の大小、施設の新旧、地域ごとの違いがある中、すべての保育園において園長、主任及び保育士等の先生方は真剣かつ大変な熱意を持って、園児一人ひとりのお世話をされていたのに強い印象を持ったところである。特に、障がいを持つ園児に対するきめ細かな対応は、保育士の先生と保護者との日々の行動記録のやりとりの中においても如実にわかるものであったと監査補助者の一人は感激していたほどである。

また今回の監査では、私立保育園への実地調査ができなかつたため、私立保育園の現場の状況についてコメントできないところであるが、少なくとも保育の素人レベルでは、

公立保育園において保育の質は十分保たれているという心証が得られたものと判断している。

監査の過程において保育の質という面から議論された点についていくつか検討する。

#### a. 公立保育園の保育士の退職問題

以下の表3-1を見ると明らかなように保育の質を支える保育士の高齢化が進みつつあり、これから15年程度の間に現在、公立保育園で働いている保育士696人のうち、全体の約71%を占める495人が退職されることになっている。ベテラン保育士の存在なくして、保育園の運営が順調に行われるとは思われないところである。また、現在の職員採用制度には年齢制限があるため退職者補充がすべて若年層となることから、アンバランスな年齢分布はいつまでも解消されないこととなる。そのため、年齢制限の撤廃か大幅な引き上げが必要であり、早急に年齢層の平準化を図るような対策が求められる。保育の現場におけるベテラン保育士の絶対数の不足は保育の質の問題に大きく影響すると思われるが、このあたりの対応については計画案の中でも示されていない。

表3-1 公立・私立別 保育士 年齢別人員数調 平成18年4月1日現在

年齢	公立(全96園)		私立(一部86園)		合計	
	職員数(人)	分布	職員数(人)	分布	職員数(人)	分布
~24	27	3.9%	199	21.1%	226	13.8%
25~29	50	7.2%	195	20.7%	245	14.9%
30~34	65	9.3%	134	14.2%	199	12.1%
35~39	30	4.3%	107	11.3%	137	8.4%
40~44	29	4.2%	99	10.5%	128	7.8%
45~49	188	27.0%	76	8.0%	264	16.1%
50~54	196	28.2%	51	5.4%	247	15.1%
55~	111	15.9%	83	8.8%	194	11.8%
合計	696	100%	944	100%	1,640	100%

(出典) こども課作成資料を加工

(注) 職員数は、園長・看護師を含み、調理員を含まない。

#### b. 正職員の人事異動サイクルの延長と臨時職員の待遇改善について

保育士の正職員率(本報告書42ページ参照)及び臨時職員の継続雇用と給与体系(本報告書106ページ以降参照)でも検討しているとおり、保育園は多くの臨時職員に支え

られながら運営されていると言えよう。園児のお世話をされる保育士の先生方は、正職員か臨時職員かにより人事異動の有無が異なる。乳幼児を預ける保護者の立場から言えば、わが子の入園から卒園まで継続してお世話していただけることは大変ありがたいことと思われるが、公立保育園の保育士は概ね3～4年で定期的に異動が行われており、1～2年で異動というケースも見られる。多くの園児は、入園から卒園まで慣れた先生から保育されることなく、途中から新しい先生にお世話になることにもなり、不安であろう。私立保育園では、そのようなことは少なく、親子ともども同じ先生に保育されたという話も聞かれるほど地域に根ざした保育が行われているようである。幼児期は、様々な体験を通して将来の人格を形成する最も大事な時期であり、注意深く保育を行う必要があることから、公立保育園においても、園児にとって保育士が継続して保育に努められるよう異動サイクルを見直す必要があると考えられる。

他方、臨時保育士は一つの保育園に数年以上勤続しているケースも多い状況であるが（本報告書106ページ以降参照）、問題は正規職員とほぼ同様の業務をこなしながら、臨時職員の給与等の報酬ベースについては格段の差があるという事実である。これをそのまま放置するならば、どうしても保育園内の保育士の先生方同士の一体感も生まれにくく、臨時職員の先生方のモチベーションも低下していくこととなろう。今後、臨時職員の待遇を見直すとともに、新規採用職員の年齢制限撤廃により正職員への道を開くなど臨時職員のモチベーションを高めることが保育の質の向上にもつながるものと考えられる。

#### c. 保育の質の物指しがないためサービス内容の価値を判断できない点について

保育の質の物指しがないということは、多様なサービス、例えば、障がい児保育や地域子育て支援サービス等を提供している保育園の価値を適切に判断できることにもつながり、効率性とコスト重視の保育園運営が行われる惧れもありえる。障がい児保育の現場では、社会情勢を反映してか、年々情緒障がいや自閉症の園児数が増加する傾向にあると伺ったが、障がい児を比較的多く受け入れている公立保育園では、以下の表のとおり、障がい児に対するサポートをより丁寧に行うため、通常の配置基準とは別に保育士を手厚く配置している実情がある。

表3-2 障がい児受入状況（出典：計画案）

（平成18年4月1日現在）

区分(園数:A)	受入園		障がい児数	
	受入園数(B)	受入率(B/A)	人数(C)	割合(C/園児数)
全園に受入体制あり				
公立( 96 園)	80	83. 3%	382	4. 90%
私立(101 園)	58	57. 4%	145	1. 53%
計 (197 園)	138	70. 1%	527	3. 05%

計画案では、障がい児保育や一時保育などの在宅児を含めた子育て支援を当面、公立保育園の役割としているが、このようなサービスを適切に評価する仕組みを用意した上で、保育事業全体の評価をすることが是非とも必要と判断される。

#### イ. 保育の質を高めるための方策について

今回の監査で確認できたことは、保育の質の大前提是、何よりも保育園の運営を支える保育士という人材であって、この保育士の資質、能力の向上及び必要人員の確保を通じて、全体としての保育の質が確保できるということである。その意味から、以下のような仕組みの導入の検討を進めることが望まれよう。

##### a. 公平かつ長期的安定的な人事評価システムの導入、定着化

保育士の能力を適切に評価する人事システムの導入こそがまず実施されるべきである。従来、どちらかと言えば、保育園の先生方の評価は、園長先生お一人の評価により、決定されてきたきらいがある。企業経営においても社員に対する公平かつ適正な人事評価制度の確立は最重要課題である。年度の人事評価でも、複数の上司からの評価を受けること、そしてその人事評価記録を適切に管理し、継続的な評価制度を構築することは経営者として必須の経営管理制度のひとつであるが、事情は市役所でも同様の筈である。

この人事制度は、正職員のみならず臨時職員に対しても全面的に採用していくべきものである。新潟市は、今回、保育士採用に当たり地方公務員法第22条にいう臨時の任用職員を募集し、平成19年度から15名採用することにしている。今後、予定されているベテラン保育士の大量退職に備えるため、適切な人事評価の結果、成績優秀な任期付職員に対しては正職員への道を開くことにより、予め優秀な人材を確保しておけるような方策を早急に検討すべきである。

なお、これと併行して、こども課では「保育士・調理員等の人事異動に関する協議」や「保育士評価基準表」を平成19年1月に取りまとめ、各支所の人事評価責任者へ説明会を行う等、保育園における人事評価制度の改革に乗り出したところである。

##### b. 第三者評価の実施、検討

それとともに、今後、保育の質という定性的なものを数値で客観的に示す指標作りが検討されていると聞いている（久武昌人「保育園民営化—『保育の質』を担保する制度作れ」朝日新聞、平成18年7月7日朝刊より）。こういった指標が認知されるようになると、専門職としての保育士の能力が適正に評価され、報酬にも反映されることでモチベーションも高まり、結果として保育の質も向上することが期待される。

またこれに併せ、保育士や保育園全体の質を事前に検証できるような第三者評価機関の必要性も叫ばれているところであるが、これについては計画案でも第三者評価の実施と自己評価制度の導入を検討する旨、記載されているところである。

#### c. 職員研修の充実

保育士の資質、能力の向上のためには、保育園での経験による学習とともに、保育園内外での研修が重要な要素となる。そのため、多くの保育士に研修の機会を与えることが望ましいが、週6日開園している現状からみて、すべての保育士に研修の機会をすぐに与えるのは難しいものと考えられる。

新潟市では、来年度から各区に指導保育士を配置し、保育の質をより高める取り組みを行う予定であるが、このためにも指導保育士がより専門性の高い研修を受け、その成果をすべての保育士に還元できるような具体的な仕組みづくりを検討している。なお、一般保育士に対する職員研修においても専門性の高い研修をうけながら自らも講師になるなど、お互いが研鑽しあいながら、より質の高い保育の実現を目指すプログラムの整備が必要となろう。

#### 【意見1】

優秀な保育士を育成し、適切に評価することで、その質の向上及び必要人員を確保することを通じて、保育事業全体のレベルアップを図ることが、新潟市の「すこやか未来アクションプラン」の趣旨に沿うものと思料する。そのためには、こども課で着手もししくは検討中である公平かつ長期安定的な人事評価システムの導入、定着化を図ること及び保育の質という定性的なものを数値化して評価する仕組みづくりや自己評価と第三者評価の実施を、具体的な時期を定め、迅速に対応することが望まれる。

また、職員研修の実施に当たっては、指導保育士のみならず一般保育士についても実践的かつ専門的な研修が受講できるようにするために、今後、計画的、体系的な研修計画を立案し、実施することで保育士全体のレベルアップを効率的に進めるよう検討されたい。

### ③ 保育に係る行政コスト

近年、多くの地方自治体で行政コスト計算書を開示している。行政コスト計算書は、地方自治体の各事業について、行政サービス提供のために1年間どのような活動をしてきたかを、現金支出に限らず非現金支出である減価償却費や退職給付費用も含むすべてのコストを把握し、行政活動の成果ないし効果を対比するよう作成することで、その効率性を的確に把握し、もって行政サービスにどれだけのコストがかかっているかを住民にわかりやすく説明するために作成されるものである。

平成17年度の決算額等から、保育事業の行政コスト計算書を試算したのが下表である。

表3-3 行政コスト計算書試算 (単位:千円)

項目	金額
人件費 (1)	5,999,909
物件費 (2) (注1)	11,795,907
減価償却費 (3) (注2)	593,707
退職給付費用(4) (注3)	477,305
控除額 (5) (保育料収入、国負担金等)	△ 7,048,329
行政コスト (1)+(2)+(3)+(4)+(5)	11,818,499
キャッシュフローコスト (注4)	10,747,487
人口(人) (本報告書14ページ参照)	813,780
一人当たり行政コスト(円)	14,523

(注1) 公立保育園の保育運営費、私立保育園への委託料等である。

(注2) 財政課から入手した保育園の建物・構築物に係る部分の数値である。

(注3) (1)人件費に対応する職員の平成18年3月末時点の保育園現場職員の退職金の要支給額を人事課より入手し、これに10%を乗じた額を算入した。なお、当該要支給額は職員の産休、育児休暇等の退職金支給算定期間の控除対象期間を考慮していない。

(注4) 行政コストから、減価償却費、退職給付費用を差し引いた金額である。

### 【意見2】

行政コスト計算書の作成に当たっては、非現金支出である減価償却費や退職給付費用を把握するためのバランスシートの作成が不可欠となる。新潟市では、保育事業に限らず、事業に係る公有財産台帳や物品台帳の整備が不十分であることから、行政サービス単位の行政サービス計算書も概算にならざるを得ない。固定資産関係の台帳等を事業別に整備することが望まれる。

これにより行政サービスの効率性や質の評価のためのコスト分析が可能となるはずである。

#### ④ 認定こども園（出典：新潟市ホームページ添付参考資料）

待機児童の解消や多様化する保育ニーズへの対応等を背景に子育てを支援する新しい制度である認定こども園に関する法律が、平成18年10月1日に施行された。

##### ア. 認定こども園の概要

幼稚園と保育所については、近年、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、少子化が進む中、幼稚園と保育所が地域に別々に設置されていると子供の成長に必要な規模の集団が確保されにくいくこと、子育てについての不安や負担を感じている保護者の方への支援が不足していることなどの課題が指摘されており、制度の枠組みを超えた柔軟な対応が求められている。

このような環境の変化を受け、幼稚園と保育所の良いところを活かしながら、両方の役割を果たすことができるような新しい仕組みを創ろうという観点から、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号。以下「法」という。）が制定された。この法に基づき、就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢である「認定こども園」が、平成18年10月1日から施行され、県においても「新潟県認定こども園の認定の基準等に関する条例」（平成18年新潟県条例第67号。以下「県条例」という。）が平成18年12月27日に公布・施行された。

##### イ. 認定こども園の特徴

- ・ 保育に欠ける・欠けないに関わらず利用できること（0～2才は保育に欠けていることが要件）
- ・ 集団活動・異年齢交流に大切なこども集団を保ち、すこやかな育ちを支援すること
- ・ 待機児童を解消するため、既存の幼稚園などを活用すること
- ・ 充実した地域子育て支援事業で、子育て家庭を支援すること

##### ウ. 認定こども園の形態

- ・ 幼保連携型…幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ
- ・ 幼稚園型…幼稚園が、保育に欠けるこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
- ・ 保育所型…認可保育所が保育に欠けるこども以外のこどもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
- ・ 地方裁量型…幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として、必要な機能を果たすタイプ

幼保連携型、保育所型については、市町村が保育に欠けるこどもの認定を行う。

## エ. 認定こども園の認定

幼稚園の認可については県、保育園についての認可は市で行っているが、認定こども園については、それぞれの施設の設置者が県に申請し、市が認可・指導権限を有する施設の場合は県と市とが協議を行い、県が認定する。

## オ. 新潟市の現状

新潟市では、県の「認定こども園」の設置基準条例の制定を受け、設置に向け検討中である。

認定こども園の特徴として、保育に欠ける・欠けないに関わらず利用可能とされているが、0歳～2歳までのこどもについては「保育に欠けること」が国の制度として入園要件となっており、保育に欠けない家庭の0歳～2歳児に関しては、認定こども園の対象とはならない。

認定こども園を開園させる事により、異なる背景を持つ幼稚園教諭と保育士が一つの園に混在すること、利用希望者の契約が市とではなく認定こども園との直接契約になり、園児の選考や保育料の決定が園独自でできること等から、検討課題は多い。

## 【意見3】

保護者の選択の幅が拡がることは望ましく、新潟市として、今後認定こども園の位置づけの明確化とともに早急な対応が望まれる。

## 第4 監査の結果と意見(各論)

### 1 児童福祉施設運営費等負担金(保育料)

#### (1) 児童福祉施設運営費等負担金の推移

(単位：千円)

区分	平成15年度	16年度	17年度	18年度 (当初予算)
金額	4,224,932	4,413,880	4,716,937	4,635,789

(注) 平成15年度、16年度、17年度の金額は旧14市町村の合算ベースである。

#### (2) 保育料の滞納状況について

(平成14年度包括外部監査指摘事項フォローアップ)

負担金及び使用料等にかかる未収金の整理・回収の中で、保育料の滞納状況についての指摘や未収金の整理・回収についての意見(提言)があった。これに対し、新潟市長は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により改善措置通知書を新潟市監査委員宛に通知している。この内容についての記載は省略するが、その後の状況について以下、概要を説明する。

##### ① その後の状況

まず平成11年度以降の保育料にかかる調定額(保育料収入)、収納率、収入済額、収入未済額及び不能欠損額の年度推移の状況を示せば以下のとおりである。

表4-1 保育料収入等の年度推移の状況

(単位：千円)

区分	調定件数	調定額	収入済額	収納率(%)	不能欠損額	収入未済額
平成 11年度	現年度	75,382	2,074,970	2,035,087	98.08	—
	過年度	1,020	124,474	9,600	7.71	10,580
	合計	76,402	2,199,444	2,044,688	92.96	10,580
平成 12年度	現年度	81,565	2,053,886	2,017,145	98.21	—
	過年度	1,013	143,587	11,776	8.20	9,154
	合計	82,578	2,197,474	2,028,921	92.33	9,154
平成 13年度	現年度	91,697	2,371,317	2,337,019	98.55	—
	過年度	1,457	159,259	12,279	7.71	10,285
	合計	93,154	2,530,576	2,349,298	92.84	10,285
平成 14年度	現年度	114,149	2,518,001	2,484,296	98.66	—
	過年度	1,577	170,733	11,983	7.02	11,285
	合計	115,726	2,688,734	2,496,280	92.84	11,285
平成 15年度	現年度	119,853	2,474,513	2,444,197	98.77	—
	過年度	1,667	181,201	13,106	7.23	20,565
	合計	121,520	2,655,714	2,457,303	92.53	20,565
平成 16年度	現年度	131,577	2,752,595	2,692,739	97.83	—
	過年度	3,767	209,322	12,052	5.76	16,053
	合計	135,344	2,961,917	2,704,791	91.32	16,053
平成 17年度	現年度	188,968	4,661,121	4,586,120	98.39	—
	過年度	12,993	241,212	26,580	11.02	25,058
	合計	201,961	4,902,334	4,612,701	94.09	25,058

(出典)こども課作成資料を一部加工

(注) 平成16年度から17年度にかけて各数値が大幅に増加しているのは、平成17年3月21日に近隣12市町村との合併による影響が大きい。

前述したとおり、保育に要する費用のうち、国及び新潟市が負担するものを除いた部分を保護者が負担することになる。この負担額が保育料（児童福祉施設運営費等負担金）であり、平成17年度決算ベースで見ると、上記表の収入済額4,612,701千円がこれ該当する。なおこの金額に、平成17年10月10日に合併した巻町の合併前の収入済額104,236千円を加えた額4,716,937千円が平成17年度の保育料（児童福祉施設運営費等負担金）

として新潟市の平成 17 年度決算上、歳入に計上されている。上記の資料は、分析の都合上、平成 17 年度中に合併した巻町を除いたところで作成されている。

上記資料を分析すると、以下の点を指摘することができる。

- ア. 調定額に対する収入済額の比率である収納率は、現年度（当年度）分を見ると平成 16 年度を除き、平均して 98% 台であり、平成 17 年度中の合併後でもその傾向に変化はなく、比較的良好な状況と言えそうである。
- イ. 半面、過年度分を含む収入未済額（未収金）は、大部分回収されることなく、5 年後の消滅時効を迎えた上で、不納欠損額として処理されている。

この過年度分の収入未済額の内容を分析するため、直近の平成 19 年 1 月末現在の収入未済額の発生年度別の内訳とその収納率を示したのが以下の表である。

表 4-2 平成 19 年 1 月末現在の収入未済額の各年度の残高に対する収納率 (単位 : 千円)

	収入未済		収納		収納率(金額比)
	件数	金額	件数	金額	
平成 10 年度以前	1,054	22,426	80	502	2.24%
11 年度	626	13,765	78	422	3.07%
12 年度	885	16,824	81	881	5.24%
13 年度	1,577	26,322	168	1,096	4.16%
14 年度	1,520	26,805	135	1,027	3.83%
15 年度	1,664	26,734	213	2,176	8.14%
16 年度	3,464	60,624	1,050	15,586	25.71%
17 年度	3,860	69,277	871	13,309	19.21%
合計	14,650	262,781	2,676	35,001	13.32%

(出典) こども課作成資料を一部加工

この表をみると、収入未済となってから当年度を入れて 3 年以内に収納を図らないと、その後の入金はほとんど期待できないことがわかる。このことは収入未済額のうち、平均して 13.32% が回収されるが、その残額 227,779 千円は将来的に不納欠損（回収不能額）として処理される可能性が高いということである。民間企業であれば、この残額について回収不能と考え、貸倒引当金を計上する等、損失計上が要求される事態である。

毎年収入未済額として認識されている金額のうち、13.32% しか回収されないことになれば、新潟市の財政にも少なからぬ影響を及ぼすだけでなく、家計収入の伸び悩みの中

でも幼児のためにきちんと保育料を支払い続ける保護者の方々との不公平感もあることから対応を必要としている。

## ② 収納率アップのためにこども課が実施している対応策

上記の点について、こども課では以下のような対応をとっている。

### ア. 口座振替率の向上のための対応

平成18年3月分保育料の徴収方法及び口座振替率の状況を示せば、以下の表のとおりである。

表4-3 平成18年3月分保育料の徴収方法及び口座振替率 (単位:件数)

	徴収方法		合計		〔 口座 振替率 〕
	口座振替	納入通知書	件数	金額(千円)	
公立	7,156	1,243	8,399	174,856	85.20%
私立	8,549	1,772	10,321	234,276	82.83%
合計	15,705	3,015	18,720	409,133	83.89%

(出典) こども課作成資料を一部加工

納入通知書による支払をされている方々を口座振替に変更するよう誘導することで、お金がなくて支払わないのではなく、支払うのが面倒で入金が滞ってしまう（収入未済）可能性のある方の徴収漏れを防止することができるし、後述する督促、催告書発送等の手間を減少させることも可能となる。地味な作業ではあるが、有効な手段となるので、辛抱強く対応されることを期待する。

こども課では、平成18年度の新規・継続園児の保護者に対し、入園申し込みに際し、お渡ししている口座振替のパンフレットに、今回から「口座振替申込書」も併せお渡しすることで、口座振替率の向上に努めている。

### イ. 督促状及び催告書発送の状況

納期限を過ぎて完納されなかった場合、その後20日以内に督促状を発送する。それでも納付がない場合には、約1ヵ月後に催告書を発送し、この時点から滞納整理の開始となる。

保育料に関する平成17年度中の督促状及び催告書発送の状況は以下のとおりである。

表4-4 平成17年度 督促状発行状況  
(単位:千円)

	件数	金額
4月分	1,009	20,393
5月分	792	15,774
6月分	803	15,392
7月分	782	13,863
8月分	1,520	20,696
9月分	816	16,170
10月分	820	16,693
11月分	885	17,793
12月分	844	16,730
1月分	765	16,037
2月分	768	15,252
3月分	763	15,290
合計	10,567	200,088
月平均	881	16,674

(出典) こども課作成資料

表4-5 平成17年度 催告状発行状況  
(単位:千円)

	件数	金額
現年度分		
9月分	1,735	30,246
2月分	3,330	58,897
過年度分		
5月分	13,086	235,996
12月分	15,070	268,111

(出典) こども課作成資料

(注) 5月分と12月分は現年度分を含んで  
発行している。

#### ウ. 電話催告等の状況

督促状発送等の文書催告と併用して、年1回、7月から8月にかけて、長期にわたる滞納者に対し、電話による納入催告を実施している。平成17年度は約200人に納入催告をしているとのことである。電話による催告の中で、こども課まで来庁を促し、実務上の徴収猶予というべき分納交渉を含めた納付相談を行うよう対応に努めている。

なお、これ以外にも市税の滞納者等に対し納税課で実施している臨戸という滞納者のご自宅等に訪問し、市の職員が直接、納付交渉を行う手続もあるが、こども課において現在、臨戸までは実施していない。

ちなみに保育料が納付されずに回収不能となり損失処理された表4-1の不納欠損額について、この不納欠損に至った事由を分析したのが、以下の表である。

表4-6 保育料の不納欠損処分の事由別年度比較

事由別欠損額	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	人 数	金額 (千円)	1人当たり 滞納額 (円)	人 数	金額 (千円)	1人当たり 滞納額 (円)	人 数	金額 (千円)	1人当たり 滞納額 (円)
①転居先不明 及び転出者	29	2,854	98,428	22	2,509	114,086	52	3,777	72,636
②催告したが 応じない者	133	15,368	115,555	152	12,802	84,225	201	20,802	103,493
③生活保護受給者	11	2,342	212,968	10	741	74,115	8	479	59,913
合 計	173	20,565	118,878	184	16,053	87,246	261	25,058	96,009

(出典) こども課作成資料を一部加工

この表を見ると、催告したが応じないまま不納欠損処理されたケースが一番多いことがわかる。支払余力があるにも拘らず納付しない者に対しては、催告後に上記の臨戸や滞納処分まで踏み込んだ厳しい対応をしていく必要があると判断する。他方、会社や家庭の事情で保育料が支払えない事情に陥った方々については分納や徴収猶予の方法等も用意されているので、柔軟な対応が望まれよう。

また平成17年度不納欠損額として処理された滞納者を分析するため、表4-7を見ると、滞納金額が250千円以上の者が人数比で全体の11.49%であるのに、金額比では60.30%にも達することが判る。この傾向についてこども課では過年度においても同様の割合であろうと推測されている。

表4-7 平成17年度不納欠損額中の高額滞納者

(単位：千円)

	人数(人)	金額
高額滞納者（注）		
公立保育園	13	6,949
私立保育園	17	8,161
合計	30	15,110
不納欠損合計	261	25,058
構成比率	(11.49%)	(60.30%)

(出典) こども課作成資料を一部加工

(注) 高額滞納者とは名寄せ後で滞納金額が250千円以上の者とした。

## エ. 園長による納入指導

長期にわたる滞納者については、保育園の現場で園長による納入指導も行っているところである。

## オ. その他の対応

滞納者の納入を促すための対応として、次年度の継続を確認する「児童状況調査票」(以下「調査票」という。)を発行する時及び新入園申請時には、調査票を留めて、納付相談を受けるように来庁を依頼しており、納入の確認後に調査票の提出を受けている。また、新入園児についても、兄や姉の滞納があるかを確認し、滞納者に対しては同様な措置をとっている。

## 【意見4】

保育料の収納管理業務は、民間企業の売掛金回収業務と同様に迅速な督促を心掛けることが肝要である。これに加えて、収納率をアップさせるために、現在こども課で実施しているハガキによる督促状及び催告状並びに電話による催促をより徹底して実施していく必要がある。また効率的な収納に努めるという意味では、長期又は高額滞納者については重点的にフォローし、催告や窓口での納付相談もしくは臨戸等も含め、特に悪質な滞納者には厳しい対応も求められよう。

### ③ 徴収一元化について

前述した保育料の滞納者対策のひとつとして、平成14年度新潟市包括外部監査において「整理・回収センターの設置」の意見（提言）がなされており、新潟市もその検討をスタートした。平成17年11月には、関係部署にアンケートを実施し、徴収一元化についての課題等を聞き取り調査したところであるが、平成19年4月1日からの新潟市の政令市化に向けた実務対応に追われ、その後、足踏みしている状況である。

市役所として徴収すべき主な税金、負担金及び使用料とその管理部署は以下のとおりである。

市役所で徴収すべき主なもの	管理部署等
個人・法人市民税	
固定資産税・都市計画税	納税課
事業所税	
国民健康保険料	国民健康保険課
介護保険料	介護保険課
保育料	こども課
市営住宅使用料	住宅課
清掃委託料	廃棄物対策課
上・下水道使用料	下水道業務課

これらの税金、負担金及び使用料について他の地方自治体でも徴収一元化の動きが始まっていること、次表に示すとおり、平成18年に入ってからも取組が進みつつあることがわかる。

表4-8 徴収一元化に対する各自治体の取組状況（平成18年4月以降分）

区分	県名	市町村名	対象債権		備考
			公債権	私債権	
政令市	広島県	広島市	下水道受益者負担金、保育料、児童福祉施設徴収金		区収納課で対応
	福岡県	北九州市	国保料、保育料、介護保険料、母子寡婦福祉資金、教育委員会奨学金貸付金、港湾使用料		財政局特別滞納調査室で対応
中核市	静岡県	浜松市	使用料（その他の保育料、介護保険料、下水道受益者負担金について担当課と連携し、平成19年6月に共同徴収キャンペーンを実施予定）		大口、困難債権を対象に財政部内に債権回収対策課を設置
その他	東京都	東久留米市	保育料	貸付金、給食費等	債権回収検討委員会の設置検討
	大分県	豊後大野市	上下水道料、住宅使用料、保育料、介護保険料	給食費	収納課を平成19年4月新設
	山梨県	富士吉田市	国保税		徴収専門として収税課を4月新設
県等	京都府	府内市町村と賦課業務を一元化			府と市町村で12月に分科会設置

(出典) 納税課作成資料を一部加工

各種税金・料金の収納率向上は、新潟市にとっても財政安定化のため最重視すべきテーマであると思料する。その方策のひとつとして、徴収の一元化の問題は避けて通れないテーマとも言え、今後、早急に取り組むべき課題であることを納税課及びこども課の収納担当者は十分認識されているが、その際、以下の点について検討しておくことが必要となろう。

#### 〈徴収一元化のポイント〉

##### ・ 情報システム統合の問題

各種システムで別管理されている未収金額の名寄せが可能となるような情報システムの統合、修正が必要不可欠となる。

##### ・ 徴収一元化の担当部署、身分上の問題

徴収一元化に当っては、市税の賦課徴収に関する調査のための質問又は検査、徴収金の滞納処分をする権限を有する徴税吏員（新潟市市税条例施行規則第4条）と、こども課で言えば、所管事務にかかる収入金を収納することを職務とする分任出納員（新潟市財務規則第4条及び別表第1）の両方の身分を併せ持った市職員が対応するかその両者のチームにより職務遂行することが求められよう。

徴収一元化の実効性を高めるためにも担当部署としては、やはり徴収実務に精通しており、動産、不動産の差押もできる徴収吏員の資格を有する職員を抱える納税課内にプロジェクトチーム的なものを立ち上げ、関係部署のメンバーが納税課との兼務をすることにより徴収吏員と分任出納員の資格を併せ持つことが可能かどうかの検討も必要と考えられる。

- ・守秘義務、個人情報保護の問題

上記の徴税吏員には、公務員法上の守秘義務と税法上の守秘義務の二重の守秘義務が課されているところであり、職務上の所管事項に属する秘密（公的密）だけでなく、徴税吏員が特に接近しやすい職務上知り得た個人的な秘密（私的密）を保護することが要請（新潟市納税課作成 「滞納整理事務マニュアル」第1章参照）されているので、守秘義務、個人情報保護の観点からも配慮が必要となる。

#### 【意見5】

平成19年4月の政令市移行後、納税課を中心に関係部署のメンバーを集め、徴収一元化に向けての新潟市の対応方針、体制作りについて早急に検討をはじめること、またその際には、会計、法律、管理面など多面的な検討を行うことが望まれる。

## 2 児童福祉施設費国庫負担金

### (1) 概要

私立保育園の運営に要した費用については児童福祉法第51条第4号の2（但し、平成18年6月改正により、現在は第51条第4号）に基づき、新潟市が負担し、児童福祉法第53条によって、負担した私立保育園の運営に要した費用（支弁総額）の2分の1を国が負担することとなっており、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2）の交付要綱に基づいて国庫負担金が算定される。

#### ① 国庫負担金算定方法

国が負担する保育園運営費は以下の計算式によって行われる。

支弁総額－保育所徴収金基準額

2

##### ア. 支弁総額

支弁額とは新潟市が私立保育園に入園している乳幼児を保育するために要する費用として支出した金額であり、支弁総額とは各保育所に対する各月の支弁額の年間の合算額の全保育所の合計額をいう。

##### イ. 私立保育所徴収金基準額

私立保育所徴収金基準額は、国が定めた基準により徴収する保育料のことをいい、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」に定められ、以下の私立保育所徴収金基準表の基準額に各月初日の児童数を乗じたものと月途中入所児童と月途中退所児童にかかる基準額を合計したものとなる。

## 私立保育所徴収金基準額表

(月額一園児当たり 単位:円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市民税非課税世帯 9,000	6,000
第3階層		市民税課税世帯 19,500	16,500
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満 30,000	27,000 (保育単価限度)
第5階層		64,000円以上 160,000円未満 44,500	41,500 (保育単価限度)
第6階層		160,000円以上 408,000円未満 61,000	58,000 (保育単価限度)
第7階層		408,000円以上 (保育単価限度)	77,000 (保育単価限度)

(注) この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児または4歳児以上の保育単価(本報告書90ページ参照)から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算額、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。

## ② 児童福祉施設費国庫負担金の推移

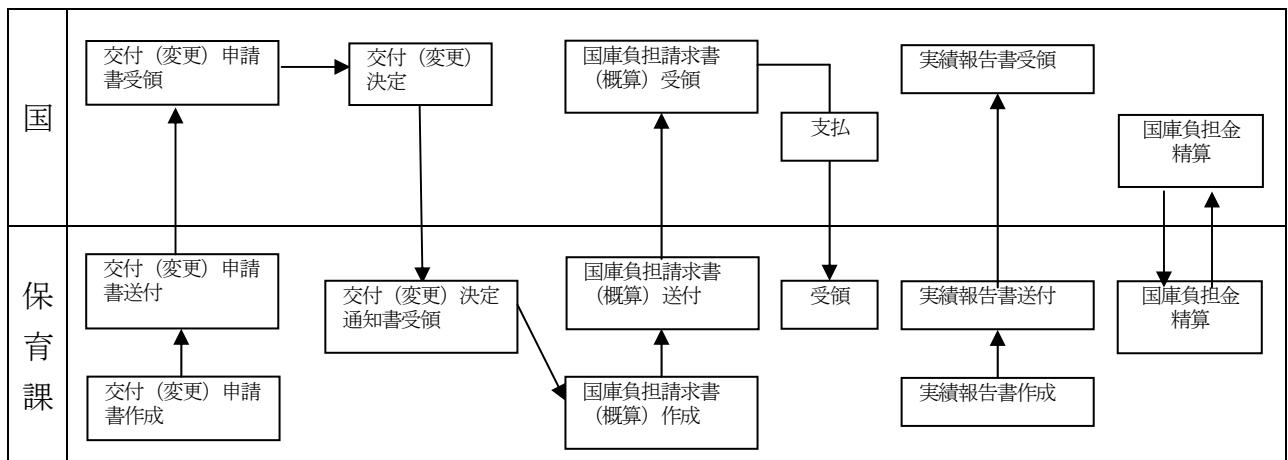
(単位:千円)

区分	平成15年度	16年度	17年度	18年度 (当初予算)
保育園(公立)	1,306,479	-	-	-
保育園(私立)	1,980,029	2,160,054	2,153,020	2,304,959
合計	3,286,509	2,160,054	2,153,020	2,304,959

(注1) 平成15年度、16年度、17年度の金額は旧14市町村の合算ベースである。

(注2) 公立の保育園については、平成16年度より国からの負担金は一般財源化している。

### ③ 事務の流れ



### (2) 監査の結果と意見

#### ① 国庫負担金の対象誤りについて

施設機能強化推進費（「施設機能強化推進事業の加算」本報告書 92 ページ参照）は、総合防災対策強化事業を実施することで支出した経費について年額 150 千円以内（実所要額がこれを下回る場合には実所要額）を加算して保育園に委託費として支出しているが、交付要綱上、「1 施設当たりの加算総額が 10 万円未満の場合は国庫負担の対象としないこと」となっている。

A 保育園は、平成 17 年度において網入ガラスを 76,370 円で購入し、施設機能強化推進費として市より同額の委託費の支出を受けた。市では、1 施設当たりの加算総額が 10 万円未満であるが、国庫負担の対象としまった。

#### 【指摘 1】

保育園に支払う委託費については、保育園からの申請が補助対象となるかどうかについて補助金要綱に十分照らし合わせるとともに、支払いに関するチェックリストを作成するなどして、誤って国庫負担の算定対象としないようにする必要がある。

なお、今回の指摘後、本件は補助対象外とし、速やかに国庫補助金実績報告書の訂正（平成 18 年 10 月 24 日付け新こ第 2137 号）が行われているとの報告を受けている。

### 3 保育対策等促進事業費補助金

#### (1) 概要

##### ① 補助金の根拠法令規則

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)及び「厚生労働省所管補助金等交付規則」(平成12年厚生労働省令第6号)の定めによる。

##### ② 補助金の目的

児童手当法(昭和46年法律第73号)第29条の2に規定する児童育成事業として、一時・特定保育事業、乳児保育等促進事業、地域子育て支援センター事業、休日・夜間保育事業、待機児童解消促進事業、保育環境改善等事業を円滑に実施し、もって乳幼児及び児童の福祉向上を図ることを交付の目的とする。

##### ③ 交付の対象

次の事業を交付の対象とする。

- ア. 一時・特定保育事業
- イ. 乳児保育等促進事業
- ウ. 地域子育て支援センター事業
- エ. 休日・夜間保育事業
- オ. 待機児童解消促進事業
- カ. 保育環境改善等事業

なお、新潟市ではオ及びカは行っていない。

##### ④ 児童福祉施設費国庫補助金(保育対策等促進事業費補助金を含む)の推移

(単位:千円)

	平成15年度	16年度	17年度
産休等代替職員費補助金	5,932	5,581	(注2) -
支援センター	(注1) 10,459	(注1) 13,108	(注3) 60,250
一時保育	(注1) 4,237	(注1) 3,631	(注3) 8,177
乳児保育	(注1) 12,726	(注1) 5,272	(注3) 7,784
休日保育	-	-	(注3) 1,083
地域活動	(注1) 7,134	(注1) 10,283	(注4) 9,966
延長保育	(注1) 190,216	(注1) 201,220	(注4) 249,474
合計	230,704	239,095	336,734

(注1) 平成16年度までは特別保育促進事業費補助金であった。

(注2) 平成17年度より、児童福祉施設費国庫補助金に変更

(注3) 平成17年度より、保育対策事業費補助金に変更

(注4) 平成17年度より、次世代育成支援対策交付金に変更

(注5) 平成15年度、16年度、17年度の金額は旧14市町村の合算ベースである。

## ⑤ 交付額の算定方法

以下の単価表に基づき交付額の算定が行われ、補助金の交付申請及び変更申請手続が毎年1月末までに行われる。

基準額
1. 一時・特定保育事業 (1) 一時保育促進事業 1か所当たり年額 1,296,000円 (ただし、事業期間が6ヶ月未満の保育所にあっては、648,000円) (2) 特定保育事業 1か所当たり年額 2,754,000円 (ただし、事業期間が6ヶ月未満の保育所にあっては、1,377,000円)
2. 乳児保育等促進事業 (1) 乳児保育促進事業 (2) 障害児保育円滑化事業 (3) 保育所体験特別事業 1事業当たり年額 896,000円
3. 地域子育て支援センター事業 (1) 指定施設 1か所当たり年額 7,790,000円 (ただし、事業期間が6ヶ月未満の施設にあっては、3,895,000円) (2) 小規模型指定施設 1か所当たり年額 2,611,000円 (ただし、事業期間が6ヶ月未満の施設にあっては、1,305,000円)
4. 休日・夜間保育事業 (1) 休日保育事業 1か所当たり年額 1,524,000円 (ただし、事業期間が6ヶ月未満の保育所にあっては、762,000円) (2) 夜間保育推進事業 1か所当たり年額 1,500,000円 (ただし、事業期間が6ヶ月未満の保育所にあっては、750,000円)

(出典) 保育対策等促進事業費補助金交付要綱 別表

## (2) 監査の結果と意見

### ① 国庫補助金の基準額の算出について

「変更交付申請書」を閲覧し、基準額及び交付額が保育対策等促進事業費補助金交付要綱に基づき適正に算定されているか検証した。

しかし、「一時・特定保育事業における基準額」及び「乳児保育等促進事業における基準額」について、計算根拠が不明確であり、監査の過程中、一旦は誤りであったかのように見えたが、再度確認の結果、誤りがないことを確認した。

当該事象は平成 17 年度に合併した旧巻町分の根拠資料等が追加となったため、通常の計算過程より複雑になっていた事に起因するといえる。

### 【意見 6】

基準額等の計算において平成 17 年度のような複雑な計算のケースが今後も考えられるため、複数職員によるチェック体制を整え、明確な資料作成を心がけるべきである。

## 4 放課後児童対策事業費国庫補助金

### (1) 概要

#### ① 補助金の根拠法令規則

児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱（平成9年6月5日 厚生省発児第72号）

#### ② 補助金の目的

児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童環境づくり基盤整備事業を実施し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### ③ 交付の対象

次の事業を交付の対象とする。

##### ア. 放課後児童健全育成事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第6条の2第12項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

##### イ. 放課後児童クラブ等支援事業

放課後児童クラブへのボランティアの派遣等を通じて、児童の健全育成の促進を図るものである。事業内容としては、ボランティア派遣事業と放課後児童等の衛生・安全対策事業がある。

#### ④ 放課後児童対策事業費国庫補助金の推移

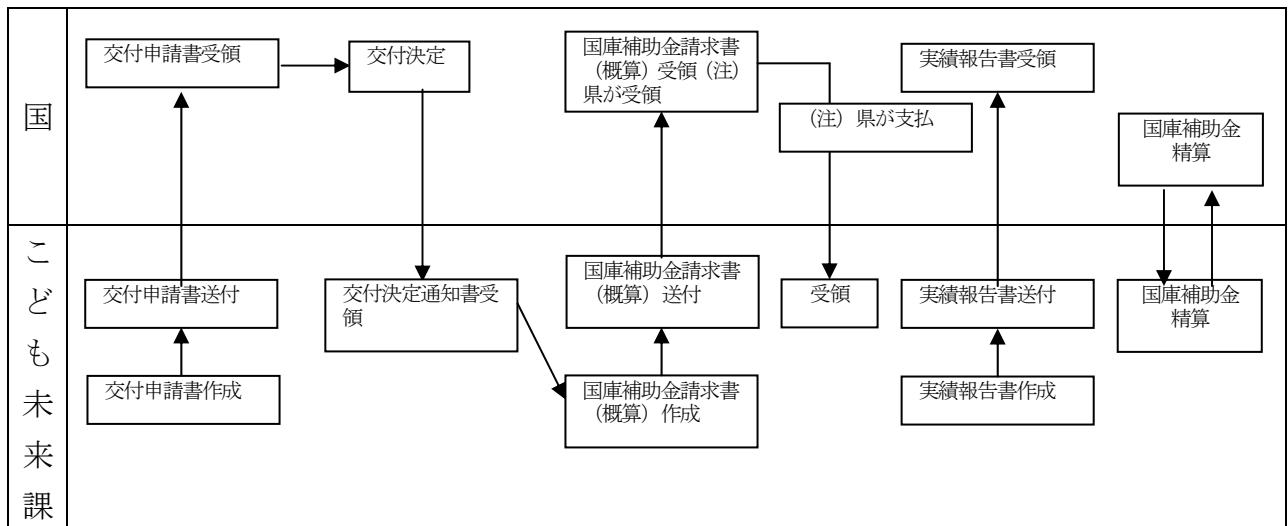
（単位：千円）

区分	平成15年度	16年度	17年度	18年度 (当初予算)
金額	41,616	43,287	71,697	74,971

#### ⑤ 事務の流れ

放課後児童対策事業費国庫補助金については、保健福祉部こども課が国に交付申請をし、交付決定がされる。国は新潟県に支払事務を委任しているため、新潟県に対して支払請求が行われる。この際、交付申請に変更があれば、変更交付申請がなされる。平成17年度においては、旧巻町が合併し、4クラブ（半年分）が追加されたため、変更交付申請が行われている。

また、保健福祉部こども課では、当該事業完了後、1ヶ月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実施報告書を作成し、報告している。



(注) 国は新潟県に支払事務を委任しているためである。

## ⑥ 国庫補助金の算定

交付申請、変更交付申請及び実施報告書では、以下の算式により国庫補助金を算定している。

$$\text{放課後児童対策事業費国庫補助金} = (\text{対象経費と基準額の少ない方}) \times 1/3$$

なお、基準額は以下の開設日数別の基準額算定基準に応じて算定される。

基準額
1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費
(1) 開設日数 281 日以上
① 1 クラブ（年間平均児童数 10～19 人）当たり年額 1,134,000 円×クラブ数
② 1 クラブ（年間平均児童数 20～35 人）当たり年額 1,686,000 円×クラブ数
③ 1 クラブ（年間平均児童数 36～70 人）当たり年額 2,643,000 円×クラブ数
④ 1 クラブ（年間平均児童数 71 人以上）当たり年額 3,600,000 円×クラブ数
⑤ 長時間開設加算額（1 日 6 時間を越え、18 時を超えて開設する場合） 1 クラブ当たり年額 310,000 円×クラブ数
⑥ 障害児受入加算額（障がい児を 2 人以上受入れる場合）1 クラブ当たり年額 689,000 円×クラブ数
(2) 特例分（開設日数 200～280 日）
① 1 クラブ（年間平均児童数 20 人以上）当たり年額 1,614,000 円×クラブ数
② 長時間開設加算額（1 日 6 時間を越え、18 時を超えて開設する場合） 1 クラブ当たり年額 296,000 円×クラブ数
2. 放課後児童クラブ等支援事業費
1 市町村当たり年額 673,000 円

（出典）児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱 別紙

上記の規定に基づき、算定された平成 17 年度の基準額は以下のとおりである。

(単位：千円)

1 クラブの開設日数 281 日以上			
①児童数 10～19 人	7 クラブ × 1,134 =	7,938	
②児童数 20～35 人	18 クラブ × 1,686 =	30,348	
③児童数 36～70 人	38 クラブ × 2,643 =	100,434	
④児童数 71 人～	17 クラブ × 3,600 =	61,200	
⑤長時間開設	25 クラブ × 310 =	7,750	
⑥障がい児受入	1 クラブ × 689 =	689	
	合計	208,359	
1 クラブの開設日数 200～280 日			
該当無し			

(出典) こども課作成資料を一部加工

(注 1) 平成 17 年 10 月合併の旧巻町分は除く（5 クラブ、うち 1 クラブは民設民営クラブ）。

(注 2) 上記表の①～④の中には、民設民営クラブ（5 クラブ）が含まれている。

## （2）監査の結果と意見

### ① 障がい児受入加算額適用のための根拠資料の整備について

交付申請上、障がい児を 2 人以上受入れているクラブでは、障害児受入加算額として、1 クラブ年額 689,000 円を基準額とし、その 1/3 を申請できる。

平成 17 年度の交付申請及び変更交付申請においては、1 クラブ（障がい児 2 名）のみの申請であった。新潟市では、当該クラブが障がい者手帳等を確認している場合には申請しているが、障がい児に該当しているか、もしくは準ずる児童がいるにもかかわらず、障がい者手帳等の証明書類がない場合には、申請を行っていない。

特に国では障害児受入加算額申請について、障がい者手帳等の証明書類の添付を要請している訳ではなく、また対象となる児童の障がいの程度についての定めもない。

そもそも国へ補助金を申請する場合には、まず新潟市として該当児童を障がい児として認めなければならず、保護者にとって我が子が障がい児であることを認めることについては抵抗感があることから、その証明が困難である。ひまわりクラブの現場で新潟市の職員が児童一人一人を確認することも現実的には難しく、結局は現場の指導員の判断に委ねるしかない状態である。

## 【意見7】

新潟市としては、障がい児がいるクラブには実情に応じて指導員を加配している事実があり（平成18年4月1日現在、12クラブ）、障がい児に対するコスト負担をしていることから鑑みると、障がい児のプライバシー保護に十分に留意しながら、加配の手続にかかる書類等を用いて国庫補助金の障がい児受入加算額の根拠資料となるような工夫をした上で、申請を行えるような検討が望まれる。

## 5 私立保育園職員給与改善費補助金

### (1) 概要

#### ① 補助金の根拠法令規則

「新潟市社会福祉法人の助成に関する条例」(昭和42年3月24日 条例第6号)、「新潟市補助金等交付規則」(平成16年3月30日 規則第19号)及び市長の定める「補助金等取扱基準」(以下「取扱基準」という。)の定めによる。

#### ② 補助金の目的

公立保育園職員との給与格差を是正することにより、私立保育園職員の人材確保、身分の安定、労働意欲の向上を図り、私立保育園の運営基礎を確立するため、補助金を交付する。

#### ③ 補助事業者

職員の経験年数に応じて定額を補助するもので、補助金等交付申請書の提出があった事業者に補助する。

#### ④ 補助対象経費の内容

4月1日及び10月1日在籍する私立保育園職員(ただし臨時、パート職員は除く)とする。産休、育児中の職員については4月1日または10月1日のいずれかに勤務していれば補助の対象とする。職員各人の経験年数に応じた基準賃金を設定し、その賃金を下回る職員に対し、職員の経験年数に応じて定額を補助する。

#### ⑤ 主な算定方法

補助額は、職員の経験年数に応じて1人当たりの単価が定められている。

職員経験年数	平成17年度単価
5年未満	49,600円
5年以上10年未満	66,200円
10年以上15年未満	132,300円
15年以上20年未満	158,900円
20年以上	183,000円

#### ⑥ 補助開始時期及び終期

開始時期は平成17年4月1日、終期は平成20年3月31日である。

なお、当該補助事業は昭和50年4月1日から開始している。

## ⑦ 私立保育園職員給与改善費補助金の推移

(単位 : 千円)

区分	平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度 (当初予算)
金額	70,240	71,026	89,330	97,176

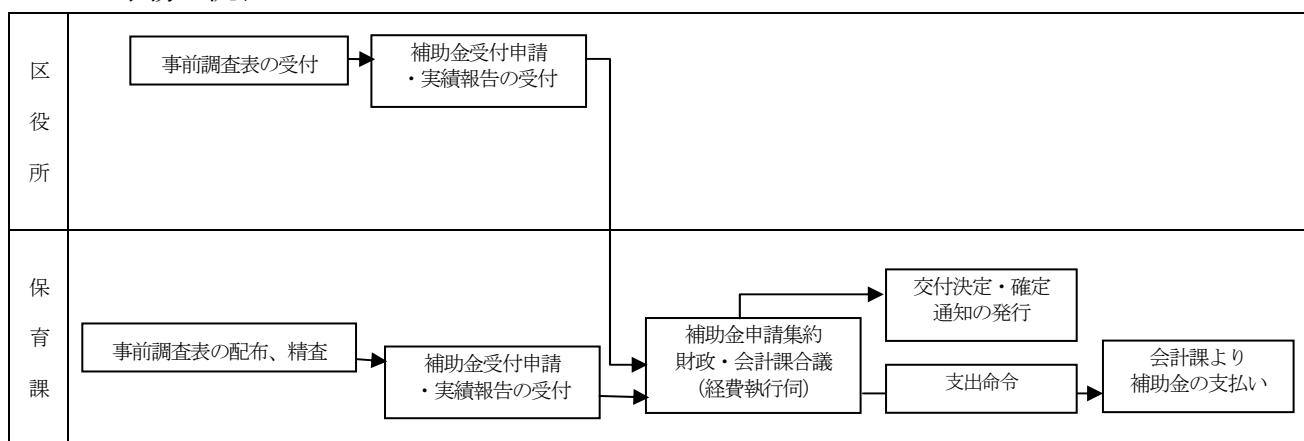
(注) 平成 15 年度、16 年度、17 年度の金額は旧 14 市町村の合算ベースである。

## ⑧ 事務の流れ

私立保育園職員給与改善費補助金に係る事務の流れは及び事務内容は以下のとおりである。

事業事務は各保育園職員の給与状況の調査（6月）に始まり、格差の状況把握、補助金交付申請の受付（10月）及び精査、交付決定及び支払い（12月）、補助事業実績報告のとりまとめ（3月）、確定通知（3月）で年度の事務は終了する。

### ア. 事務の流れ



## イ. 事務内容

具体的な事務			事前内容	関係書類
私立	年間	区役所	事前調査資料を区役所にて取りまとめ、保育課に連絡する。	
			補助金交付申請書を保育課に送る。	
			補助金実績報告書を保育課に送る。	
	保育課	保育課	保育課で交付申請を取りまとめ、交付決定および支払（12月）の手続をとる。	交付決定通知書
			翌5月、保育課で実績報告を取りまとめ、確定の手続をとる。	確定通知書
	保育園	保育園	7月事前調査資料を区役所に提出する。（文書の收受は保育課）	職員給与額一覧表、前歴証明書など
			10月補助金交付申請書を区役所に提出する。	交付申請書
		年度終了後	実績報告書を区役所に提出する。	実績報告書

## （2）監査の結果と意見

### ① 私立保育園職員給与改善費補助金の対象範囲の誤りについて

#### ア. 公立保育園職員と私立保育園職員の給与格差について

平成17年4月1日現在の公私立保育園職員の平均年齢、平均経験年数及び平均給与月額の状況は、表4-9のとおり両者間で格差の事実がある。各職種の平均年齢及び平均経験年数とも、公立保育園職員の方が私立保育園職員より高い。

平均給与月額についても、私立保育園職員より公立保育園職員の方が高く、園長で28,648円、主任保育士で159,912円、一般保育士で181,716円、調理員等で127,612円ほど高い。特に、保育士、調理員等の平均給与月額において格差が著しいことがわかる。

表4-9 公私立保育園職員の平均年齢・平均経験年数・平均給与月額

平成17年4月1日現在

	職種	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
公立 (88園：774人)	園長	56.19歳	34年2月	432,611円
	主任保育士	50.36歳	29年1月	418,944円
	一般保育士	45.02歳	23年2月	367,968円
	調理員等	46.11歳	18年10月	325,208円
私立 (98園：996人)	園長	55.09歳	24年11月	403,963円
	主任保育士	45.84歳	23年7月	259,032円
	一般保育士	31.06歳	9年4月	186,252円
	調理員等	41.81歳	10年5月	197,596円

#### イ. 平成 17 年度の私立保育園職員給与改善費補助金額

平成 17 年度の私立保育園職員給与改善費補助金額は 89,330 千円で、その内訳は下記の表 4-10、表 4-11 のとおりである。なお、合併した時点で単独の補助金があった旧新津市、旧亀田町については、平成 19 年度までの 3 年間は合併による影響緩和を目的として従来の単独補助制度を適用し、職員給与改善費補助は適用しないこととしている。また、平成 17 年 10 月合併の旧巻町は含めていない。

表4-10 平成17年度の私立保育園職員給与改善費補助金内訳（旧新潟市：68施設）

職員経験年数	平成17年度 予算額	平成17年度 交付額	過不足 (△予算不足)
5年未満	102人	132人	△30人
	5,059千円	6,547千円	△1,488千円
5年以上	163人	149人	14人
	10,790千円	9,863千円	926千円
10年以上	132人	127人	5人
	17,463千円	16,802千円	661千円
15年以上	91人	81人	10人
	14,459千円	12,870千円	1,589千円
20年以上	143人	138人	5人
	26,169千円	25,254千円	915千円
合計	631人	627人	4人
	73,942千円	71,338千円	2,604千円

表4-11 平成17年度の私立保育園職員給与改善費補助金内訳（支所分：14施設）

職員経験年数	平成17年度 予算額	平成17年度 交付額	過不足 (△予算不足)
5年未満	105人	45人	60人
	5,208千円	2,232千円	2,976千円
5年以上	47人	31人	16人
	3,111千円	2,052千円	1,059千円
10年以上	29人	31人	△2人
	3,836千円	4,101千円	△264千円
15年以上	18人	19人	△1人
	2,860千円	3,019千円	△158千円
20年以上	30人	36人	△6人
	5,490千円	6,588千円	△1,098千円
合計	229人	162人	67人
	20,506千円	17,992千円	2,513千円

(注) 上記、表4-10、表4-11における「平成17年度交付額」の人数及び金額の合計は、789人、89,330千円である。

#### ウ．補助対象範囲の誤りについて

補助金を交付するには、私立保育園から「職員給与一覧表」ほか必要書類の提出を求めており、これら要求した関連書類が提出されているかを検証した結果、必要な書類は受領し整理保存されていた。また、抽出した4私立保育園（B保育園、C保育園、D保育園、E保育園）について、提出された職員給与一覧表を基に「取扱基準」に定める職員経験年数に応じた補助金額の算定が正確に適用されているかを、「取扱基準」に合致し正確に算出されていることをもって確かめた。

なお、平成17年度の私立保育園83園のうち補助金を交付申請した私立保育園は82園で、残り1園は格差が生じていないという理由で補助金交付申請書の提出はしていない。

平成17年度終了後に補助金の交付を受けた82園の私立保育園から、補助事業実績報告書として書面で「職員給与改善費の支給方法」の報告を提出受領している。その支給方法を集計した結果は以下のとおりである。

支 給 方 法	園数
a. 補助金の算定対象となっている職員へ算定額のとおり一時金として支給	42
b. 全職員へ一律一時金として支給	7
c. 全職員へ給与額に比例し一時金として支給	6
d. 全職員へ給与額に上乗せして支給	19
e. その他、勤続年数と経験年数を考慮して支給	8
合計	82

私立保育園職員給与改善費補助金の対象者は、「取扱基準」によれば私立保育園職員（ただし、臨時・パート職員は除く。）と定められている。支給方法aの42園の私立保育園は、給与格差が生じている正規職員へ補助金を支給しているとのことで、まさに「取扱基準」に合致するものである。他のb.からe.までの約半数の40園の私立保育園では、給与格差の程度に関わらず、あるいは正規職員以外の職員に対してまで補助金を支給しており、補助対象者に限定した補助が行われていないものと考えられる。

#### 【指摘2】

補助対象者は私立保育園職員（ただし臨時、パート職員は除く）であり、また給与格差の是正が補助の目的であることから、格差が生じている保育園職員に支給されるべきで、全職員への一律一時金として支給しているケース、全職員へ給与額に上乗せして支給しているケース等、給与格差の程度に関わらず、あるいは正規職員以外の職員に対しての支給は是正するように指導すべきである。

なお、新潟市では平成19年度から、本来の趣旨に沿う上記aの者に対してのみ支給しているかどうかの確認を行う方針である。

## ② 事務の効率化の指標について

年度始めに提出されたすべての私立保育園職員給与(総人数996名)はデータ化され、公立保育園職員の「モデル給与表」と対比し、経験年数に応じた補助金が算定されるシステムとなっている。事務量は、4月1日現在に在籍する私立保育園の正規職員給与の審査及び入力、並びに10月に提出された補助金交付申請書類のその後の職員の異動の審査に、多く割かれている。

## 【意見8】

こども課では、事務の効率化の算定方法及び指標等は特段定めていないが、補助対象である私立保育園の職員数が多いことを考慮し事務に携わる時間を探りし、事務の効率性を高める指標を設ける等をして、事務の改善を図ることが望ましい。

## ③ 私立保育園職員給与改善費補助金と私立保育園保育委託料との重複について

新潟市は私立保育園保育委託料として、私立保育園の運営にかかる運営費を支出している。この委託料は国より交付される保育所運営費国庫負担金で算定される委託料と同額で、この委託料の算定上、平成17年度では人件費が以下の表の区分と金額で考慮されている。

保育園職員の本俸基準額

職種	格付 (注2)	本俸基準額	特殊業務手当基準額	
			調整数	基本額
所長	(福) 2-10	261,800円	—	—
主任保育士	(福) 2-6	231,234円	1	9,800円
保育士	(福) 1-8	193,086円	1	7,800円
調理員等	(行II) 1-11	164,700円	—	—

(注1) 保育園職員の本俸基準額は平成18年2月3日に改正されている。

(厚生労働省発雇児第0203001号)

(注2) 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。

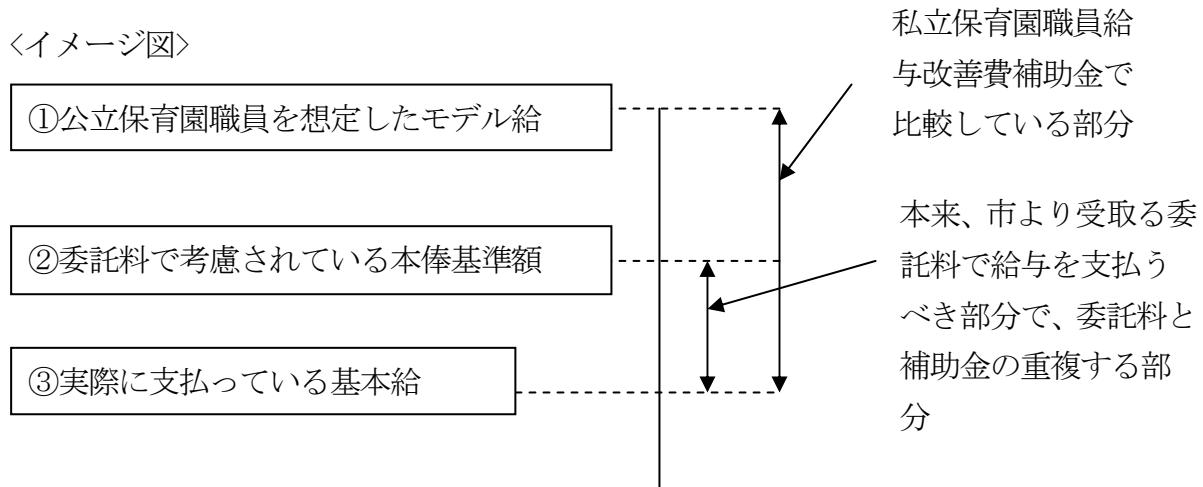
(注3) 主任保育士・保育士にあっては、当該俸給額の他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。

(注4) なお、主任保育士・保育士は本俸基準額とは別に特別業務手当基準額(基本額×調整数)を本俸基準額に加える。

私立保育園職員給与改善費補助金は、私立保育園職員と公立保育園職員との給与格差を是正するために交付され、その算定方法は実際に支払っている基本給（下記イメージ図の③）と公立保育園職員を想定したモデル給（同①）との比較で補助がなされ、委託料で考慮されている本俸基準額（同②）と比較がされてない。

そのため、実際に支払っている基本給が本俸基準額よりも低い場合、本来、市より受取る委託料で給与を支払うべき部分についてまで、補助金が支払われ、場合によっては、私立保育園では、委託料と補助金とが重複して人件費相当分を市から受取ることができること態も起こりうることとなる。

〈イメージ図〉



なお、平成 17 年度において、すべての主任保育士及び保育士に実際支払っている基本給が委託料で考慮されている本俸基準額より低い私立保育園が以下のとおり 15 園あり、その内訳を示すと下記の表 4-12 のとおりである。

表4-12 基本給が本俸基準額より低い保育園の状況

(単位：千円)

保育園名		基本給 イ	本俸基準額 ロ	基本給との差額 イ-ロ
1	F保育園（注）	744	843	△ 98
2	G保育園	732	843	△ 110
3	H保育園	710	843	△ 133
4	I保育園	988	1,245	△ 256
5	J保育園	2,154	2,651	△ 497
6	K保育園	1,842	2,249	△ 407
7	L保育園	752	1,004	△ 251
8	M保育園	1,378	1,647	△ 269
9	N保育園	1,666	2,049	△ 383
10	O保育園	1,189	1,446	△ 256
11	P保育園	1,339	1,647	△ 307
12	Q保育園	1,306	1,607	△ 301
13	R保育園	1,444	1,848	△ 403
14	S保育園	1,640	1,848	△ 207
15	T保育園	1,204	1,446	△ 241
合計		19,095	23,222	△ 4,126

(注) この内訳を示すと以下のとおりである。

基本給と本俸基準額との差額

(単位：円)

保育園名	職種	基本給 イ	本俸基準額 ロ	基本給との差額 イ-ロ
F保育園	主任	210,700	241,034	△ 30,334
	保育士A	190,200	200,886	△ 10,686
	保育士B	177,400	200,886	△ 23,486
	保育士C	166,500	200,886	△ 34,386
合計		744,800	843,692	△ 98,892

現状では、支払っている基本給を委託料で考慮されている本俸基準額よりも低くすることにより多くの補助金をもらうことができる可能性があり、支払っている基本給をできるかぎり、本俸基準額に近づける努力をしている保育所と公平性を欠く取り扱いとなる。

これについて担当課であるこども課では、新潟市では、0歳から1歳の乳幼児に国が定める最低基準（乳幼児6人に対して保育士1人を配置）よりも手厚い配置（乳幼児3人に対して保育士1人）をし、それに対しては民間未満児保育事業として委託料を支払っているが、その基準額が132,000円と一般的に考えて比較的少額であることから、その加配に対する給与補助の意味合いも含めて、市単独事業として「私立保育園改善費補助金」を交付しているとのことである。また、保育所運営費負担金の保育単価に含まれている経費については、定員規模ごとに定められ、その人件費部分も規模によって異なることから、上記イメージ図での②委託料で考慮されている本俸基準額を園ごとに積算することは困難であるとするものの、今後、適正な算定方法について十分検討を加えたいたとしている。

### 【指摘3】

補助金を算定する上で、実際に支払っている基本給とモデル給とを比較するのではなく、本俸基準額とモデル給を比較し、本俸基準額に近づける努力をしている保育所との公平性を担保するようにする必要がある。

また、乳幼児加配に対する補助金であるならば、その要綱に従い単価を引き上げるなど、別途そのためのルールに従った補助金の交付を行うべきである。

## 6 新潟市認可外保育施設補助金

### (1) 概要

#### ① 補助金の根拠法令規則

新潟市認可外保育施設補助金交付要綱(平成 11 年 4 月 1 日施行)

#### ② 補助金の目的

認可外保育施設に入所している児童の処遇の向上を図る。

#### ③ 補助事業者

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）であって、次に掲げる要件に適合する施設である。

- ア. 新潟市に在住し、かつ新潟市保育の実施に関する条例（昭和 62 年新潟市条例第 1 号）第 2 条に規定する保育の実施基準の（1）から（6）に該当する補助者の児童を 5 人以上保育していること。
- イ. 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知）の認可外保育施設指導監督基準に適合していること。
- ウ. 施設の開所時間が 1 日 8 時間以上であること。
- エ. 施設開所後、事業実績が 2 年以上あること。
- オ. 原則として、企業等において従業員の確保や福利厚生を目的として設置される施設でないこと。
- カ. その他市長が認めたもの。

#### ④ 主な算定方法

1 施設割	1 施設当たり	年額	100,000 円
2 職員割	6月1日現在在籍する常勤職員 (1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員) 園長・有資格保育士 1人当たり 年額 58,300 円 無資格保育者・調理員 1人当たり 年額 46,600 円 (ただし、入所児童のうち市民で保育に欠ける児童数が50%未満の場合は、職員割を保育単価の50%の額とする。)		
3 児童割	6月1日現在在籍する市民で保育に欠ける児童 3歳未満児 1人当たり 年額 10,000 円 3歳以上児 1人当たり 年額 7,000 円		
4 ぎょう虫卵 検査費用加算	6月1日現在在籍する市民で保育に欠ける児童 検査した児童 1人当たり 実費		
5 乳児保育加算	6月1日現在在籍する市民で保育に欠ける児童 0歳児 1人当たり 年額 61,000 円加算		
6 延長保育加算	補助基準月（6月）において次の要件に適合する施設 (1) 概ね午後7時を超えて、市民で保育に欠ける児童を保育する (昼間開所していない夜間保育施設は除く) 児童数 1日平均1～5人 1施設年額 50,000 円加算 児童数 1日平均6人以上 1施設年額 100,000 円加算 (2) 概ね午後10時を超えて、市民で保育に欠ける児童を保育する (昼間開所していない夜間保育施設を含む) 児童数 1日平均1～5人 1施設年額 50,000 円加算 児童数 1日平均6人以上 1施設年額 100,000 円加算		
7 障がい児保育加算	6月1日現在在籍する市民で保育に欠ける児童のうち、市が補助対象として認めた児童 障がい児 1人当たり 年額 56,000 円加算		

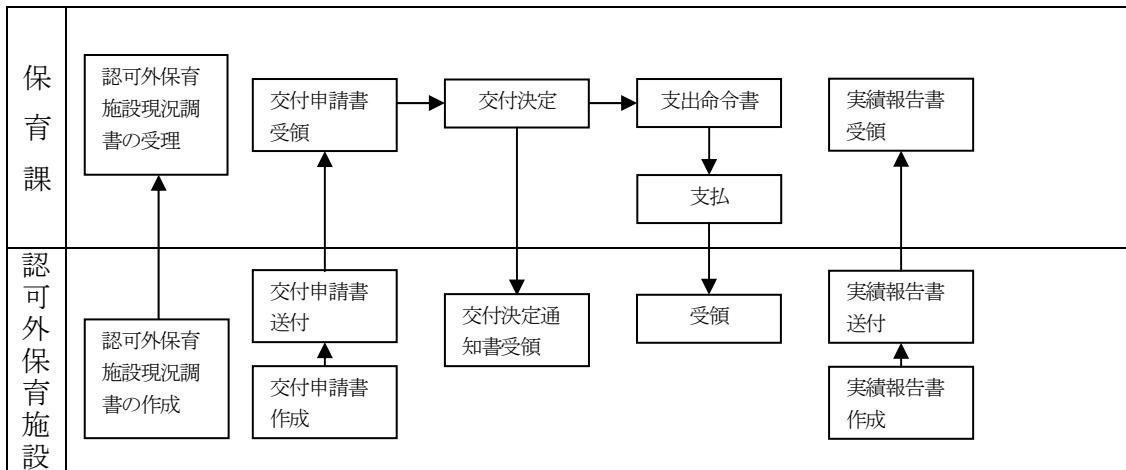
#### ⑤ 認可外保育施設補助金の推移

(単位：千円)

区分	平成15年度	16年度	17年度	18年度 (当初予算)
金額	134,959	13,368	53,209	62,570

(注) 平成15年度、16年度、17年度の金額は旧14市町村の合算ベースである。

## ⑥ 事務の流れ



## (2) 監査の結果と意見

### ① 指導監督基準適合外保育施設（認可外保育施設指導監督基準に適合しない施設）に対する改善状況の確認について

交付要綱上の補助対象施設の要件として、「『認可外保育施設に対する指導監督の実施について』の認可外保育施設指導監督基準に適合していること」とされている。

新潟市において、指導監督基準に適合しているかどうかは、認可外保育施設から提出される現況調査の項目に指導監督基準の一部を抜粋して下記の内容について自己申告させ、書類審査で確認している。

- ア. 保育に従事する者
- イ. 保育室等の構造設備及び面積
- ウ. 非常災害に対する措置
- エ. 保育室が2階以上に設置されている場合

また、新潟市では、保健福祉総務課とこども課と共同して、認可外保育施設の立入調査を原則1年に1度実施しており、認可外保育施設が指導監督基準に適合しているか確認している。

平成17年度の立入調査において、補助金の交付を受けている認可外保育施設のうち、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設に対する指摘事項は以下のとおりである。

認可外保育施設名	指摘事項
U 保育施設	調理場について、段差のみでフェンス等の仕切りがありませんので、事故防止のため何らかの対策をしてください。
V 保育施設	現在有資格者が職員の3分の1に達していませんので、早急に対策をお願いします。
W 保育施設	消防計画について作成し、消防署に届け出をしてください。
X 保育施設	児童の健康診断が行われていませんので、年2回実施してください。園として実施できないのであれば、保護者から健診結果の写しをもらう等しておいてください。
	職員の健康診断を年1回は実施してください。職員各自で受診する場合には、健診結果の写しを提出してもらってください。
Y 保育施設	職員の健康診断を年1回は実施してください。職員各自で受診する場合には、健診結果の写しを提出してもらってください。
	施設は現在3、4階で営業されていますが、階段が1箇所しかないなど基準に適合していない部分がありますので、何らかの対策をお願いします。

(出典) 指導監査における指摘事項より抜粋

#### 【指摘4】

立入調査において、指導監督基準を満たしていないとされる事項があるにもかかわらず、その後の改善状況を確認せず補助金を交付したままとなっている。今後は改善状況を確認して補助金を交付した認可外保育施設が指導監督基準に準拠していることを確認する必要がある。

#### ② 延長保育加算について

交付要綱の延長保育加算は、「(1)概ね午後7時を超える場合と「(2)概ね午後10時を超える場合に分かれて規定されている。

しかし毎年6月に行われる延長保育加算の実施状況（降園時刻一覧表）では、「午後6時30分を超えて保育する児童」、「午後10時を超えて保育する児童」が基準となっており、前者については交付要綱上の「午後7時」と一致していない。

## 【意見9】

交付要綱上、「概ね午後7時」と「概ね」となっており、正確に午後7時としなくともよいと考えられるが、一方、「概ね午後10時」については、実施状況を把握する上で午後10時を基準としており、午後9時30分となっていない。

交付要綱と実施状況を把握する基準との整合性を取るように交付要綱もしくは実施状況を把握する基準の検討が望まれる。

## ③ 書類の不備について

### ・児童数の記載誤りについて

X 保育施設の平成17年度認可外保育施設補助金支給内訳を作成する上で、ぎょう虫検査費の児童数を本来7人すべきところを8人としてしまった。そのため、本来442,000円の補助となるところ、443,000円の補助となってしまった。

### ・実績報告書の記載漏れについて

V 保育施設の実績報告書の歳入歳出決算書について、予算額のみを記載し決算額を記載すべきところが空欄となったままとなっている。

## 【指摘5】

ダブルチェックを行うなど、記載誤りや記載漏れが生じないよう体制を整備する必要がある。

なお、本件指摘後、当該保育施設に対する補助金額の再計算がなされ、1,000円の返納処理がなされた。

## 7 私立保育園乳幼児保育委託経費

### (1) 概要

#### ① 私立保育園に対する委託料の計算

私立保育園に対する委託料は、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2)の交付要綱に基づき、保育単価及び保育単価に加える加算額を委託料として支払っている。

保育単価に加える加算額には、児童用採暖費加算、寒冷地加算、施設機能強化推進費の加算、事務職員雇上費加算、主任保育士加算等がある。

#### ア. 保育単価

平成17年度における新潟市の保育単価は以下のとおりである。保育単価は基本分と民間施設給与等改善費の合計である。

#### a. 基本分

(月額一園児当たり 単位:円)

定員区分	保育所の所長の設置未設置	入所児童の年齢区分	基本分 保育単価	民間施設給与等改善費加算額			
				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
20人まで	設 置	乳 幼 児	195,530	22,310	18,560	14,870	7,430
		1・2歳児	134,350	14,970	12,470	9,970	4,980
		3歳児	88,430	9,830	8,190	6,540	3,270
		4歳以上児	82,320	9,100	7,580	6,060	3,030
	未設置	乳 幼 児	173,180	19,630	16,360	13,090	6,540
		1・2歳児	112,000	12,290	10,240	8,190	4,090
		3歳児	66,080	7,150	5,960	4,760	2,380
		4歳以上児	59,970	6,420	5,350	4,280	2,140
21人から30人まで	設 置	乳 幼 児	175,110	19,860	16,550	13,240	6,610
		1・2歳児	113,930	12,520	10,430	8,340	4,160
		3歳児	68,010	7,380	6,150	4,910	2,450
		4歳以上児	61,900	6,650	5,540	4,430	2,210
	未設置	乳 幼 児	160,210	18,070	15,060	12,050	6,020
		1・2歳児	99,030	10,730	8,940	7,150	3,570
		3歳児	53,110	5,590	4,660	3,720	1,860
		4歳以上児	47,000	4,860	4,050	3,240	1,620
30人から45人まで	設 置	乳 幼 児	164,800	18,620	15,520	12,420	6,200
		1・2歳児	103,620	11,280	9,400	7,520	3,750
		3歳児	57,700	6,140	5,120	4,090	2,040
		4歳以上児	51,590	5,410	4,510	3,610	1,800
	未設置	乳 幼 児	154,870	17,430	14,520	11,620	5,800
		1・2歳児	93,690	10,090	8,400	6,720	3,350
		3歳児	47,770	4,950	4,120	3,290	1,640
		4歳以上児	41,660	4,220	3,510	2,810	1,400

(月額一園児当たり 単位：円)

定員区分	保育所の所長の設置未設置	入所児童の年齢区分	基本分 保育単価	民間施設給与等改善費加算額			
				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
46人から 60人まで	設 置	乳 幼 児	158,610	17,880	14,900	11,920	5,950
		1・2歳児	97,430	10,540	8,780	7,020	3,500
		3歳児	51,510	5,400	4,500	3,590	1,790
		4歳以上児	45,400	4,670	3,890	3,110	1,550
	未設置	乳 幼 児	151,160	16,980	14,150	11,320	5,650
		1・2歳児	89,980	9,640	8,030	6,420	3,200
		3歳児	44,060	4,500	3,750	2,990	1,490
		4歳以上児	37,950	3,770	3,140	2,510	1,250
61人から 90人まで	設 置	乳 幼 児	149,760	16,820	14,010	11,210	5,600
		1・2歳児	88,580	9,480	7,890	6,310	3,150
		3歳児	42,660	4,340	3,610	2,880	1,440
		4歳以上児	36,550	3,610	3,000	2,400	1,200
	未設置	乳 幼 児	144,790	16,220	13,520	10,810	5,400
		1・2歳児	83,610	8,880	7,400	5,910	2,950
		3歳児	37,690	3,740	3,120	2,480	1,240
		4歳以上児	31,580	3,010	2,510	2,000	1,000
91人から 120人まで	設 置	乳 幼 児	143,270	16,040	13,360	10,690	5,340
		1・2歳児	82,090	8,700	7,240	5,790	2,890
		3歳児	36,170	3,560	2,960	2,360	1,180
		4歳以上児	30,060	2,830	2,350	1,880	940
	未設置	乳 幼 児	139,540	15,590	12,990	10,390	5,190
		1・2歳児	78,360	8,250	6,870	5,490	2,740
		3歳児	32,440	3,110	2,590	2,060	1,030
		4歳以上児	26,330	2,380	1,980	1,580	790
121人から 150人まで	設 置	乳 幼 児	141,030	15,770	13,140	10,510	5,250
		1・2歳児	79,850	8,430	7,020	5,610	2,800
		3歳児	33,930	3,290	2,740	2,180	1,090
		4歳以上児	27,820	2,560	2,130	1,700	850
	未設置	乳 幼 児	138,050	15,410	12,840	10,280	5,130
		1・2歳児	76,870	8,070	6,720	5,380	2,680
		3歳児	30,950	2,930	2,440	1,950	970
		4歳以上児	24,840	2,200	1,830	1,470	730
151人以上	設 置	乳 幼 児	140,310	15,680	13,070	10,460	5,220
		1・2歳児	79,130	8,340	6,950	5,560	2,770
		3歳児	33,210	3,200	2,670	2,130	1,060
		4歳以上児	27,100	2,470	2,060	1,650	820
	未設置	乳 幼 児	137,830	15,380	12,820	10,260	5,120
		1・2歳児	76,650	8,040	6,700	5,360	2,670
		3歳児	30,730	2,900	2,420	1,930	960
		4歳以上児	24,620	2,170	1,810	1,450	720

### b. 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費の加算率の適用は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として下記による。

加算率の区分	職員一人当たり の平均勤続年数	内訳	
		人件費加算分	管理費加算分
12%加算分	10年以上	10%	2%
10%加算分	7年以上10年未満	8%	2%
8%加算分	4年以上7年未満	6%	2%
4%加算分	4年未満	2%	2%

### イ. 児童用採暖費加算

平成17年度における新潟市の児童用採暖費加算は以下のとおりである。なお、児童用採暖費加算は、10月分から翌年3月分までに限られる。

児童用採暖費加算額 960円（月額）

### ウ. 寒冷地加算

平成17年度における新潟市の寒冷地加算は、以下のとおりである。

（月額一園児当たり 単位：円）

その月 月初日の保育 所の所長の 設置未設置	その月初日 の入所児童 の年齢区分	その保育所のその月初日の定員区分					
		45人 まで	46人 から 60人 まで	61人 から 90人 まで	91人 から 120人 まで	121人 から 150人 まで	151人 以上
設 置	乳 幼 児	2,120	2,060	1,890	1,850	1,820	1,800
	1・2歳児	1,260	1,200	1,030	990	960	940
	3 歳 児	570	510	340	300	270	250
	4 歳以上児	570	510	340	300	270	250
未設置	乳 幼 児	2,010	1,980	1,830	1,800	1,790	1,780
	1・2歳児	1,150	1,120	970	940	930	920
	3 歳 児	460	430	280	250	240	230
	4 歳以上児	460	430	280	250	240	230

### エ. 施設機能強化推進事業の加算

総合防災対策強化事業（施設における火災、地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため施設機能の充実強化を推進する事業）を実施することで支出した経費について年額150千円以内（実所要額がこれを下回る場合には実所要額）を加算する。

#### 才. 入所児童（者）処遇特別加算費の加算

平成 17 年度における新潟市の入所児童（者）処遇特別加算費の加算は以下のとおりである。なお、入所児童（者）特別加算費を必要とするものと認定される必要がある。

(単位：円)

年間総雇用時間数	加算額（年間）
400 時間以上 800 時間未満	435,000 円
800 時間以上 1,200 時間未満	726,000 円
1,200 時間以上	1,016,000 円

#### カ. 事務職員雇上費加算

平成 17 年度における新潟市の事務職員雇上費加算は以下のとおりである。なお、加算できる保育園は、次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育園で、事務職員雇上費を必要とするものと認定された場合である。

(月額一園児当たり 単位：円)

区分	基本分 加算額	民間施設給与等改善費加算額			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～45 人	510	60	50	40	20
46 人～60 人					
平成 17 年 9 月まで	380	40	30	30	10
平成 17 年 10 月から	760	90	70	60	30
61 人～90 人	510	60	50	40	20
91 人～120 人	380	40	30	30	10
121 人～150 人	300	30	30	20	10
151 人～	250	30	20	20	10

#### キ. 主任保育士の専任加算

平成 17 年度における新潟市の主任保育士の専任加算は以下のとおりである。なお、加算できる保育園は、次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育園で、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合である。

(月額一園児当たり 単位：円)

区分	基本分 加算額	民間施設給与等改善費加算額			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～45 人	5,470	650	540	430	210
46 人～60 人	4,100	490	410	320	160
61 人～90 人	2,730	320	270	210	100
91 人～120 人	2,050	240	200	160	80
121 人～150 人	1,640	190	160	130	60
151 人～	1,360	160	130	100	50

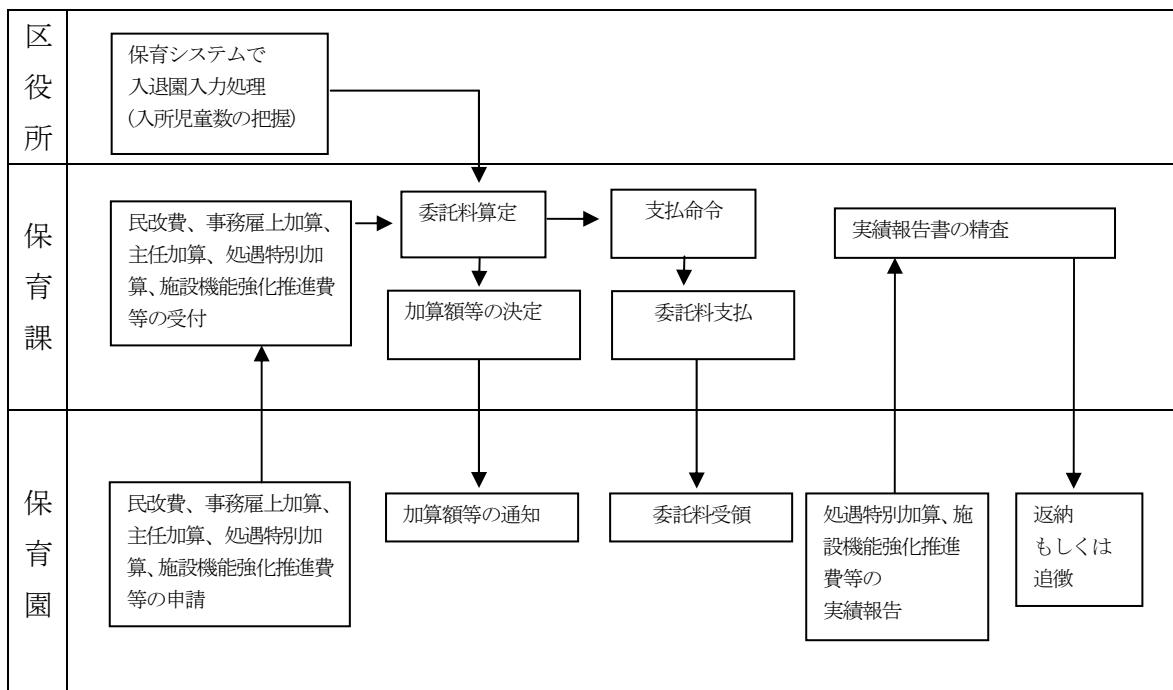
## ② 私立保育園乳幼児保育委託経費の推移

(単位 : 千円)

区分	平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度 (当初予算)
金額	7,865,764	8,542,769	8,928,734	9,441,887

(注) 平成 15 年度、16 年度、17 年度の金額は旧 14 市町村の合算ベースである。

## ③ 事務の流れ



### (2) 監査の結果と意見

#### ① 民間施設給与等改善費の料率誤りについて

Z 保育園の職員一人当たりの平均勤続年数は 9.3 年で 6 ヶ月未満は切り捨てるため平均勤続年数は 9 年となり、Z 保育園の民間施設給与等改善費の料率は本来 10% となるはずであるが、平均勤続年数が 10 年以上の 12% となっている。

保育園から提出された民間施設給与等改善費適用申請書を市がチェックを行って修正をしているが、修正後の計算が不十分であったため、保育園で申請した 10 年で民間施設給与等改善費の料率を決定してしまい料率を誤ってしまった。

#### 【指摘 6】

申請書に誤りがあった場合、保育園に再提出させて修正を行ってもらうか、市側で修正する場合、ダブルチェックを行うなど計上ミスを防止する体制を整備する必要がある。

なお、今回の指摘後、新潟市では、速やかに国庫負担金実績報告書の訂正（平成18年10月24日付け新ニ第2137号）を行ったとの報告を受けている。

## ②返納額の誤りについて

AA保育園で入所児童（者）処遇特別加算費の加算において、申請時間よりも実績の時間が少なかったため年間加算額が1,016,000円から726,000円となり、本来290,000円の返納を市が受けるべきところ、260,000円の返納となっている。

市が作成した返納額一覧において、本来の返納額290,000円をいったん記載しているが、その金額を訂正して260,000円したことにより、返納額を誤ってしまった。

## 【指摘7】

ダブルチェックを行うなど計上ミスを防止する体制を整備する必要がある。

なお、今回の指摘後、新潟市では、速やかに国庫負担金実績報告書の訂正（平成18年10月24日付け新ニ第2137号）並びに当該保育園からの返納処理を行っており、所定の手続きに基づいた保育所運営費国庫負担金の精算処理を終えたとの報告を受けている。

## 8 私立保育園等運営費補助金

### (1) 私立保育園等運営費補助金の推移

(単位：千円)

私立保育園等運営費補助金	平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度 (当初予算)
私立保育園延長保育事業補助金	440,889	456,094	487,640	501,334
私立保育園一時保育事業補助金	22,216	25,039	29,840	28,987
私立保育園産休等代替職員費補助金	10,383	10,016	15,315	15,421
その他	82,269	7,201	—	—
合計	555,758	498,351	532,796	545,743

(注) 平成 15 年度、16 年度、17 年度は旧 14 市町村の合算ベースである。

### (2) 私立保育園延長保育事業補助金

#### ① 概要

##### ア. 補助金の根拠法令規則

新潟市延長保育事業補助金交付要綱（平成 10 年 4 月 1 日施行）

##### イ. 補助金の目的

保育園における延長保育の円滑な推進を図る。

##### ウ. 交付の対象と交付額

###### a. 延長保育促進事業

- i 11 時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応をしている保育園  
1 か所当たり 4,518,000 円（事業の開始が年度途中の場合は月割）

###### ii 延長保育分

11 時間の開所時間を超えてさらに概ね 30 分、1 時間の延長保育又は平均利用児童数が 5 人以下の延長保育を実施する保育園（1 時間延長の場合には平均利用児童数により、6 人以上と 5 人以下に区別する。）

- ・平均対象児童数（注）6人以上の場合

1か所当たり年額

平均対象児童数	1時間延長
6人～9人	1,212,000円
10人～19人	1,422,000円
20人～29人	1,771,200円
30人～39人	2,120,400円
以上10人毎加算	349,200円

ただし、事業の開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度途中になる場合は月割

(注) 事業開始月の各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均したもの

- ・平均児童数5人以下の場合

1か所年額 300,000円

- ・30分延長の場合

1か所年額 300,000円

## b. 長時間延長保育促進事業

11時間の開所時間を超えてさらに概ね2時間以上の延長保育を実施し、かつ平均利用児童数が3人以上の保育園

i 事業開始月における利用児童の1か月当たりの平均児童数が3人以上いる最も長い延長時間（2時間以上に限る。）及びその時間まで利用している児童の平均対象児童数により区分される次の表1に定める額とする。

ii iによって定められた延長時間が4時間であって、4時間の延長保育の対象にならないが3時間の延長保育の対象となる利用児童（iにより算定された児童を除く。）、2時間延長の対象となる利用児童の対象と利用児童（i、3時間延長として算定された児童を除く。）及び1時間延長の対象となる児童（i、3時間延長、2時間延長として算定された児童を除く。）がいる場合は、その延長時間に満たない各々の時間区分についても同様の加算とする。

iii i + ii の合計額と、30分を超える延長保育を利用する全ての児童により区分される次に定める額と比較して少ない方の額とする。

### 1か所当たり年額

平均児童数	1時間延長	2時間延長	3時間延長	4時間延長
3人～5人	—	811,200円	871,200円	1,850,400円
6人～9人	1,212,000円	1,623,600円	1,743,600円	3,700,800円
10人～19人	1,422,000円	2,148,000円	2,388,000円	4,500,000円
20人～29人	1,771,200円	3,021,600円	3,460,800円	5,658,000円
30人～39人	2,120,000円	3,895,200円	4,533,600円	6,930,000円
以上10人毎加算	349,200円	873,600円	1,072,800円	1,272,000円

ただし、事業の開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度途中になる場合は月割

## ② 監査の結果と意見

### ア. 延長保育時間について

交付要綱上、延長保育時間を30分延長、1時間延長、2時間延長に分類し、利用児童に応じて補助金の交付額を決定している。延長保育時間の区分に当たり、「11時間の開所時間を超えてさらに概ね30分、1時間の延長保育」「11時間の開所時間を超えてさらに概ね2時間以上の延長保育」と規定している。

「概ね30分」については30分、「概ね1時間」については40分、「概ね2時間」については2時間を基準にしており延長時間の区分の仕方が整合していない。

### 【意見10】

交付要綱上、「概ね」となっており、延長時間の分類に裁量の幅をもたせていると思われるが、区分の仕方に整合性を取るように交付要綱もしくは実施状況を把握する基準の検討が望まれる。

## (3) 私立保育園一時保育事業費補助金

### ① 概要

#### ア. 補助金の根拠法令規則

新潟市一時保育事業補助金交付要綱（平成10年4月1日施行）

#### イ. 補助金の目的

保育所における一時的な保育を円滑に推進するため、私立認可保育所が行う一時保育について、予算の範囲において補助金を交付する。

## ウ. 交付の対象

次の事業を交付の対象とする。

- a. 一時保育促進事業
- b. 緊急一時保育事業

## エ. 事務の流れ

各園に対して補助金の交付決定が確定すると、こども課は「支出命令書」を発行する。データ上で「支出命令書」の「精算書」の欄を「1 有」と入力すると別途「精算命令書」が作成されることになる。この「精算命令書」は補助金の場合は不要であり、通常は概算計算となる委託料等の場合に必要とされる。

### ② 監査の結果と意見

#### ア. 作成不要書類の誤作成について

事業事務の流れ及び内容を、質問、提出書類の閲覧等により検討した結果、作成が不要である「精算命令書」が以下の7件発見された。

精算書No.	金額
9251	2,689千円
9255	88千円
9248	2,210千円
9254	611千円
9253	182千円
9250	2,730千円
9249	2,510千円

これは、本来、補助事業については、実績報告書に基づき精算するため、精算命令書の財務システムからの出力は不要であるが、支出命令書を財務入力した時に支出区分を「1 有」と入力してために出力されたことによる。

### 【指摘8】

事務作業の効率化の観点から、必要のない書類を作成することは無駄であるため、今後は財務システム上の誤入力及び不必要的書類の作成をすることのないよう留意すべきである。

#### (4) 私立保育園産休等代替職員費補助金

##### ① 概要

###### ア. 補助金の根拠法令規則

新潟市産休等代替職員費補助金交付要綱（平成8年4月1日施行）

###### イ. 補助金の目的

直接処遇職員（保育士、調理員等）が、出産または療養のために長期休暇を取得する場合、休暇取得職員に賃金が全額支給されている場合に限り、代替職員の雇用にかかる経費を補助する。

###### ウ. 補助対象任用期間

産休の場合	
産前	出産予定日を含み6週間（ただし、就業規則に規定がある場合は、8週間。多胎妊娠は最長14週間。）
産後	出産日の翌日から8週間
病休の場合	病気休暇開始後31日から60日間

###### エ. 補助金金額

日額5,920円（8時間勤務）

###### オ. 事務の流れ

各園から「任用承認申請書」がこども課に提出され、2月頃に交付決定および支払の手続が行われる。さらに4月には各園からの「補助金実績報告書」をこども課で精査・集計し、「確定通知書」が作成される。この際に法定帳簿ではないが、管理資料として「産休等代替職員費補助金対象一覧」が作成され、園名、産・病休職員、代替職員、任用承認期間、交付申請（実勤務日、実支出経費、基準額）、実績報告（実勤務日、実支出経費、基準額）の記入がなされる。

##### ② 監査の結果と意見

###### ア. 管理資料への誤記入について

法定帳簿ではないが、管理資料としての「産休等代替職員費補助金対象一覧」を閲覧し、入力状況の正確性を確かめるため、「実績報告書」「変更交付決定兼確定通知書」と突合を行った結果、以下の不備事項が見られた。

対象案件の文書No.	誤記入の内容
新児 2294	産・病休職員の氏名の誤り
新児 2294	代替職員の氏名の誤り
新こ 1543	保育園名の誤り
新こ 3004	任用承認期間の誤り

【意見 11】

「産休等代替職員費補助金対象一覧」は法定帳簿ではないが、事務作業を効果的かつ効率的に行うためには正確に記入し、管理していく必要がある。

## 9 公立保育園の残業時間管理について

### (1) 公立保育園の残業時間の発生状況

平成17年度公立保育園残業時間数分布状況を新潟市から入手した資料より集計した結果は、下記の表4-13のとおりである。また、保育園の規模（園児数）と残業時間との関係、開園時間と残業時間との関係について、それぞれ新潟市から入手した資料より集計した結果は、下記の表4-14、表4-15のとおりである。

表4-13 残業時間数の地区別比較

(単位：年間残業時間数/職員1人当たり)

(旧) 新潟	新津	横越	巻	岩室	月潟	白根	小須戸	豊栄	中之口	亀田	味方	全体
64.07	16.10	11.10	75.64	0	41.00	11.98	15.34	25.87	15.18	64.38	41.07	45.94

(注) 上記の職員1人当たり年間残業時間数は、各地区（旧市町村別）の各保育園の年間残業時間数を「時間外勤務・市内出張個人別命令票」をもとに集計し、地区毎に再集計した後、各地区別の正規職員数（平成17年4月1日現在）で除して算定した値である。

表 4-14 保育園の規模(園児数)と残業時間との関係

園児数	該当園数 (園)	1人あたり年間 平均残業時間
10人以上 20人未満	1	0
20人以上 30人未満	1	19.20
30人以上 40人未満	6	50.66
40人以上 50人未満	8	43.85
50人以上 60人未満	5	59.90
60人以上 70人未満	14	49.96
70人以上 80人未満	16	49.38
80人以上 90人未満	6	47.98
90人以上 100人未満	9	35.41
100人以上 110人未満	4	68.15
110人以上 120人未満	9	44.23
120人以上 130人未満	5	45.68
130人以上 140人未満	5	38.92
140人以上 150人未満	5	29.52
150人以上	2	65.05
合計	96	45.94

(注) 上記の職員1人当たり年間残業時間数は、支所を含めた各保育園の年間残業時間数を「時間外勤務・市内出張個人別命令票」をもとに集計し、保育園の規模別（年間の月平均園児数に応じて10人単位で分類）に再集計し、当該規模に所属する保育園の正規職員数（平成17年4月1日現在）で除して算定した値である。

表 4-15 開園時間と残業時間との関係

開園時間数	9時間 15分	9時間 45分	10時間 30分	11時間 00分	11時間 30分	12時間 00分	合計
該当園数 (園)	1	1	26	33	19	16	96
1人あたり年間平均 残業時間 (時間)	0	0	55.26	54.19	47.60	19.49	45.94

(注) 上記の職員1人当たり年間残業時間数は、表4-13と同様の集計方法による。開園時間についてはこども企画課より発行されている「スキップ」より開園時間数を把握している。

## (2) 分析及び実地調査時のヒアリング結果

表4-13から、地域別に相当程度の残業時間のばらつきがあるということが判明した。

残業時間数の違いは、園児の人数や延長保育の時間等の業務関連の合理的な原因に起因する傾向があると考えられるが、表4-14及び表4-15を見ると上記の園児の人数や開園時間との明確な因果関係は認められなかった。

地域により残業時間数にばらつきが見えることについて、保育園への実地調査において聴取したところ、管轄支所等の担当者から園長に対し、口頭により残業規制（月1人2時間まで等）の指示が出されている地区があった。

管轄支所等より指示が出されれば、現場責任者である園長はこれに従うことになり、また、人事考課の最終決定者である園長の方針には、主任以下は従わざるえない状況も想像できた。

また、書類等の自宅への持ち帰りは禁止されていることから自宅での事務作業は行っていないとのことであったが、遊具等の製作（折り紙、絵本等の製作、原稿の作成）の作業を自宅において行っているケースはある旨の説明を受けた。実質的には園外においても業務の延長が行われていることが窺われる内容であった。

## (3) 始業・終業時刻の適切な管理について

労働基準法では、法定労働時間を1週間40時間と定めており、残業については労使が書面で協定を締結し、これを労働基準監督署に届け出た場合には、協定で定めた範囲内において、使用者は労働者に残業を求めることができるとされている（労働基準法第36条）。また、残業に関しては通常の労働時間の割増賃金を支払うこととされており（労働基準法第37条）、これを支払わない場合には、労働基準法違反になるとされている。昨今、残業の自己申告制の不適切な運用による割増賃金不払いや過重な長時間労働の問題が労働基準監督署の調査により指摘され、多くの民間企業に対して是正措置が発動されている。

保育園の残業申請については、園長が「時間外勤務・市内出張個人別命令票」により、残業の命令を行い、残業を行う者が受命欄に押印することにより残業時間は確定している。その際、支所側で園長に対し残業時間の抑制を指示したり、園長が行政の意図を汲み残業の抑制をする姿勢である場合には、申請者は残業時間を過少に申告する等の問題が発生する可能性も出てくる。

また、労働者が労働時間外や休日に自宅で業務の一部を処理していることを管理者が見過ごしていたとなれば、労働者が作業の一部を自宅に持ち帰ること自体、労働として評価される可能性もある。この場合、使用者が積極的に作業の持ち帰りを禁止するなどの措置をとらない限り、一定の時間について持ち帰った仕事の分量を合理的に判断するなどして、時間外労働に対する割増賃金の請求がなされる等、労使問題として発展する可能性がある。

こうした不透明な残業規制やサービス残業等の疑惑等の問題点の発生を回避するためには、「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関する基準」（平成13年4月6日基発第339号）において使用者が講すべき具体的措置を参考に、時間外・休日・深夜労働等の把握のために、始業、終業時刻の適切な管理に基づく、労働時間の適正な把握が必要となる。その具体的方法とは、以下のとおりである。

#### ① 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録することが必要である。

#### ② 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によることとされている。

- ・使用者が自ら現認することにより確認し、記録すること。
- ・タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。

#### ③ 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

自己申告制によりこれを行わざるえない場合、使用者は次の措置を講ずることとされている。

- ・自己申告制を導入する前に、その対象となる労働者に対して、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。
- ・自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施すること。
- ・労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じないこと。また、時間外労働時間の削減のために、社内通達や時間外労働時間手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においても改善のための措置を講ずること。

#### 【意見12】

不透明な残業規制やサービス残業等の疑惑に対して明確な説明責任を果たしていくためには、上記②で記載した「始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法」により始業、終業時刻の適切な管理を行うなどの検討が望まれる。

## 10 臨時職員の処遇の改善について

### (1) 概要

#### ① 公立保育園の正規職員と臨時職員の職員構成

公立保育園の正規職員と臨時職員の職員構成の過去4年間の推移は、以下のとおりである。

表4-16 公立保育園の正規職員及び臨時職員数の推移（合併旧市町村も含む）

各年度4月1日現在（単位：人）

職員区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
正規職員	723	723	714	674
臨時職員（注1）	716	756	858	1,051
合計	1,439	1,479	1,572	1,725
臨時職員の割合	49.76%	51.12%	54.58%	60.93%

（出典）こども課提出データから集計

表4-17 公立保育園の正規職員及び臨時職員数の推移（旧新潟市ののみ）

各年度4月1日現在（単位：人）

職員区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
正規職員	319	318	317	308
臨時職員（注1）	506	527	588	634
合計	825	845	905	942
臨時職員の割合	61.33%	62.37%	64.97%	67.30%

（出典）こども課提出データから集計

（注1）臨時職員には欠員保育士（産休・育休の欠員）、加配保育士等があり、勤務時間は1～8時間までであるが、勤務時間の差異を考慮せず人数を集計している。

上記表4-16と表4-17から、公立保育園において臨時職員の占める割合は年々増加しており、特に、旧新潟市でみた時の臨時職員への依存度はさらに高いことがわかる。

また、他市との比較でみても、新潟市の公立保育園は臨時職員への依存度が高いことがわかる（「保育士の正職員率」本報告書42ページ参照）。

#### ② 臨時職員の継続雇用と給与体系

##### ア. 臨時職員の雇用状況

地方公務員法では、臨時非常勤の職員の任用期間は最長で1年間である。その結果、契約上は常に1年以上雇用している者は存在しないこととなっている。しかし、実際には、臨時職員としての契約回数に制限がないことから、臨時職員が複数年に亘って継続的に契約を結んでいる可能性がある。その雇用実態について、旧新潟市以外の平成17年

度の臨時職員の契約継続回数状況を集計したのが下記の表4-18である。旧新潟市以外では、各支所において当初からの契約年数の管理がなされていたため、当該データを入手し、何年間継続的に雇用をしているかの集計が可能であった。

なお、旧新潟市では、年度別の臨時職員のデータはあるものの、継続的採用の実態について何ら把握されていなかったため、平成18年度の臨時職員と平成16年度の名簿の照合によって、3年以上の雇用者の人数を推測し、全体に占める割合を算定したのが下記の表4-19である。

表4-18 臨時職員の契約継続回数状況（旧新潟市以外）

契約回数	新規	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目以上	合計
臨時職員数（人）	74	44	25	17	55	55	270
構成比	27.4%	16.3%	9.3%	6.3%	20.4%	20.4%	100%

(注) 新潟市提出データより平成17年4月1日現在における継続回数を集計した。

表4-19 臨時職員の契約継続状況（旧新潟市）

区分	欠員保育士	障がい・週休・加配職員	延長・早朝	合計
平成18年度臨時職員数（人） A	183	101	222	506
3年以上雇用の臨時職員数（人） B	109	59	156	324
構成比 B/A	59.6%	58.4%	70.3%	64.0%

表4-18 及び表4-19 を見ると臨時職員のうちで複数年に亘って契約を継続している者も多数いることがわかる。

## イ. 臨時職員の給与体系

新潟市の臨時職員の賃金体系を平成17年4月1日適用の3号臨時-職種別単価表とともに、保育士と他の職種とで比較してみた結果、以下のようにになっている。

(単位：円)

区分	本庁、黒埼支所
保育士（時給）	900
保育士（有資格、日給）	7,200
保育士（常用以外、時給1-4h）	940
保育士（常用以外、時給5-7.5h）	900
一般事務補助（時給）	770
一般事務補助（日給）	6,100
一般事務補助以外の職種の平均（時給）	889
一般事務補助以外の職種の平均（日給）	7,012

(注) 3号臨時-職種別単価表から作成

上記より、臨時職員の保育士の時給及び日給は、他の職種よりも高くなっている。しかし、保育士に限ったことではないが、地方公務員法上、臨時職員の採用（任用）を最長で1年と定めており、毎年雇用契約を新たに締結することから、賃金は画一的で、人事考課に基づく能力評価制度もなく、経験年数も処遇に全く配慮されない仕組みになっている。

また、保育園での実地調査において、ある保育園の園長から臨時職員に対して給与や賞与の話ができるということを伺ったところである。処遇格差が歴然としており、給与等について臨時職員の不満も大きく、モチベーションに大きな影響を与えることを懸念している旨の発言であった。

さらに、現状では正規職員への登用という機会もないため、現場レベルにおいて臨時職員の職務に対するモチベーションをいかに確保していくかが、非常に難しい問題であるとの認識を持たれていた。

## (2) 監査の結果と意見

### ①臨時職員の処遇に関する課題について

複数年継続的に契約を締結せざるえない状況が臨時職員の側にある可能性も十分に考えられるが、複数年に亘り同じ保育園に勤務している場合などは、正規職員とその処遇に著しい差を感じるような状況についての合理的な説明を行うことは困難である。また、業務内容としても市役所等への提出書類の作成等を別とすれば著しい差はなく、この観点からも処遇の格差についての合理的な説明は困難である。

臨時職員（パートタイマー）については、近年その処遇をめぐる社会的ルール作りに関する議論が活発になってきていることは周知のとおりである。特に、労働政策審議会（厚生労働相の諮問機関）雇用均等分科会は平成18年12月26日に「パートタイム労働法」改正に向けた最終報告を纏めており、仕事内容や責任が同じ臨時職員（パートタイマー）と正規職員の待遇について、企業が賃金などを差別することを禁止する他、仕事や責任が同じでなくとも、正規職員と賃金面などでバランス良く処遇を求める「均衡処遇」の努力目標や正規職員への転換を推進する措置を講ずる義務を課すこととしている。

これは、民間企業を前提とした議論であるが、保育園の臨時職員の処遇に関する問題は、民間の臨時職員と同様の問題を抱えており、臨時職員の現状と課題を纏めることが、今後の保育園運営にとって重要である。以下、例をあげてみる。

#### ア. 臨時職員に対する適切な人事制度の整備

臨時職員が、従来よりも重要な役割を担うようになっているにもかかわらず、処遇決定の基本的ルールである臨時職員に対する人事制度がない。もし、現状のように継続的な契約が常態化するのであるならば、臨時職員に対する適切な人事制度の整備が必要になると考えられる。

#### イ. 能力成果に関する基準の明確化

臨時職員のモチベーションを発揮させ、活力ある保育園の運営を行っていくためには、臨時職員も正規職員と同様に、その期待する役割や職務遂行能力が何かを明らかにし、臨時職員に求められる能力成果に関する基準を明らかにすることが有効であると考えられる。

近年のように賃金に関する考え方方が能力主義へ移行する状況では、貢献格差が賃金格差となって現れるべきであると考えられる傾向が強く、実際に貢献度の高い臨時職員と貢献度の低い正規職員との賃金格差は、社会的には今後縮まる方向にあると考えられる。このような社会情勢の中で、毎期の契約し直しで経験や貢献が賃金に反映されず、賃金処遇の面で正規職員との格差が著しい状況では、臨時職員のモチベーションアップに大きな支障をきたすことが考えられる。

平成5年に労働省が「事業主が講すべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」（平成5年12月1日労働省告示第118号）を出しており、保育園の臨時職員の処遇にあたってもその趣旨をよく理解し、物件費として取り扱っている現在の臨時職員の処遇や取り扱いに今後改善の余地がないかを十分に検討していくことが重要である。

### 【意見 13】

人間を育てる現場における職員のモチベーションの維持向上は、それが正規職員であろうと臨時職員であろうと重要な問題であり、特に臨時職員の割合が高い保育園における臨時職員のモチベーション維持向上のためにも、適切な人事制度の整備及び能力成果に関する基準の明確化について十分に議論される必要がある。

なお、前述したとおり（本報告書 49 ページ以降参照）、新潟市は保育士採用に当たり地方公務員法第 22 条にいう臨時の任用職員を募集し、平成 19 年から 15 名採用する等、公平かつ長期安定的な人事システムの導入、定着化に向けてスタートしたところである。

## 11 その他

### (1) 私立保育園との保育の委託契約

#### ① 概要

##### ア. 保育事業の法的性格

児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 24 条において「市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第 39 条第 2 項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。」としている。

##### イ. 保育の委託契約の法的性格

保育の委託契約及びその法的性格については、以下の文献に詳しい論述があるので引用させていただく。

「市町村長が入所要件に該当する『保育に欠ける』子どもを保育所に入所させようとする場合、その保育所が当該市町村の設置管理する保育所ならば、その市町村立保育所の入所決定を行えばよい。しかし、当該市町村以外の者が設置管理する保育所（私立保育所および他の自治体が設置管理する保育所。以下、私立保育所について述べる）に入所させようとする場合、市町村長は、私立保育所に対して保育を『委託』することになる。この保育の委託を私立保育所側が受け入れて（受託して）初めて保育所入所が決定する。そうだとすれば、この私立保育所の受託が決定した段階で市町村長の保育入所措置処分は完成したことになる。

右のような保育の委託に対して受託がなされることは、すなわち委託契約が締結されることである。この委託契約の当事者は、市町村長（市町村）と私立保育所である。この契約は、通常、年度始めには、大量に一括して締結されているが、厳密に言えば、子ども一人一人ごとに締結されていると言わなければならない。なお、従前、厚生省当局者は、保育所設置認可と同時に付合契約の性質をもつ委託契約が成立する、と説明していたとのことであるが、認可と保育の委託とはまったく別個の事柄である。

保育の委託契約は、民法 656 条の準委任契約に類似した契約である。準委任契約は、民法上委任契約と同じ取扱いであるから、市町村長（市町村）と私立保育所との間の法的関係がどうなっているかは、民法 643 条以下の委任契約に関する条項を基礎にして考えてよい。委託者側である市町村から受託者である私立保育所に対して支払われる委託費に関する法的問題の解明のために、委任契約の法理が活用されるであろう。

保育の委託契約は、市町村長（市町村）と私立保育所とが当事者となり、第三者である保護者から委託された子どもを保育することを内容とする契約である」（田村和之著

「保育所行政の法律問題(新版)」勁草書房刊、138～139 ページ、なお、途中の見出し、引用箇所は省略している。)

#### ウ. 新潟市の現状

新潟市は、現状、私立保育園への保育の委託に関して各保育園と正式に契約書を取り交わすという方式をとっていない。

委託の方法としては、毎年度4月1日付で各保育園の園長に対して、市長名で「入園児童委託書」(下記参照)を送付し、各保育園長から所定フォームの確認書(「入園児童委託書」に添付)をFAXにて入手している。

入園児童委託書フォーム(一部省略)

住所	児童氏名	生年月日	年齢	保護者氏名	入園期間	備考
×××	〇〇〇〇	――				(注)

(注)「保育に欠ける」理由を記載している。

#### エ. 他の自治体の状況

新潟市は、「保育行政に関する調査」の中で、保育の委託の契約書作成についても回答を得ている。その結果は以下のとおりである。

〈他の自治体の状況〉

契約書有	NPO 法人運営の園のみ契約書有	契約書無	全て公立のため私立への委託なし	合計
4自治体	1自治体	43自治体	1自治体	49自治体
8.2%	2.0%	87.8%	2.0%	100%

(出典) 保育行政に関する調査

#### ② 監査の結果と意見

##### ア. 保育の委託契約書の未作成について

保育事業は、本来、市町村固有の事業であり、これを私立保育園等に委託する場合、事前に契約を締結することが必要と考えられる。現状、新潟市においては、私立保育園への保育の委託に関して「入園児童委託書」とそれに対する確認書(FAX)の受領という形で各私立保育園とやり取りをしている。担当課であるこども課によれば、このやり取りをもって簡易な契約行為がなされたものとして取り扱っているとのことであるが、これについて条例、要綱等への明文の記載はない。

#### 【意見 14】

現状取り立てて問題は発生していないようであるが、本来であれば、正式な基本契約書を締結した上で、年度中の児童の入退園については、上記「入園児童委託書」のような様式をもって対応することが考えられる。若しくは約款を規定した上で、年度毎の契約事務を行うことが考えられる。既に委託契約書を作成している他の自治体を参考にするなどして正式な契約書の作成を検討することが望まれる。

## (2) 業務委託における長期一者随意契約について

(平成 17 年度包括外部監査指摘事項フォローアップ)

新潟市契約規則第 26 条では、随意契約できる予定価格の限度額を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を準用して契約の種類ごとに、以下のように定めている。

(単位：千円)

契約種類	金額
① 工事又は製造の請負	1,300
② 財産の買入れ	800
③ 物件の借入れ	400
④ 財産の受払い	300
⑤ 物件の貸付け	300
⑥ 前号に掲げる以外のもの	500

随意契約については同条の範囲内で行われているかどうかを検証し、行われていない場合は随意契約理由の妥当性を確かめた。

### ・当年度の状況

その結果、金額的に随意契約可能な制限を超えるにもかかわらず、長期にわたり同一業者との間で一者随意契約がなされている事例が平成 17 年度と同様に、こども課で見られた。

件名	平成 17 年度 契約金額	契約業者	業務内容
警備費	27,460 千円	セコム上信越(株)	新潟市立児童福祉施設 43 園の 警備業務

上記警備業務は、平成 13 年度以前から継続して同社に委託している。こども課担当者の説明によれば、警備業務はその性質上、時間的に中断することなく業務を履行してもらう必要があるが、他業者へ変更した場合、機械警備のための設備機器は各業者独自仕様のものを設置せざるを得ないので、設備取替えのための経費がかかることになる。また新旧業者の業務引継ぎは会計年度初日である 4 月 1 日午前 0 時をもって瞬時に行うことになるが、機械警備業務に支障を与える前に既存設備の撤去並びに新規設備の設置工事を同時に行うことは困難である。以上の点から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとして一者随意契約が行われてきたものである。

なお、平成17年6月に既存の2園を統合し、新たな場所に建設、設置された黒埼なかよし保育園の警備業務委託契約については、指名競争入札を実施している。

#### 【意見15】

他業者へ変更した場合には装置の取替等の経費がかかる等のデメリットがあるとの説明は理解できるところであるが、契約継続に当たり、見積書等を入手してコストに関する比較検討は行っていない状況である。今後の業務委託契約に当たっては、競争性・公平性・透明性を確保するため指名競争入札や見積合わせによる随意契約の可能性を検討することが望まれる。

### (3) 情報共有にかかるコストの削減

#### ① 事務連絡の現状

現状、市役所及び支所と保育園の間にはインターネット等の接続がなされておらず、保育園から市役所へ提出される資料や報告書は、保育園の正規職員が市役所等からの指示に基づき市役所等へ取りに出向き、書類を受け取り、記入後に市役所等へ提出するという作業を繰返し行っている。

これに要する移動コストは交通費という扱いで「時間外勤務・市内出張個人別命令票」をもって実費精算が行われている。

市役所が保育園に対して整備及び提出を求めている資料は、以下のとおりであり、種類も多く、配布及び提出のタイミングも統一されていない状況である。

市役所への提出書類と提出の頻度

書類名	頻度
フロッピーディスク	
・保育園歳出簿	月1回
文書	
・庶務(福利厚生等)に関する案内の送付	適宜
・保育事務にかかる各種書類の送付	
1) 入園事務にかかるお知らせ、事務要領	年2回
2) 児童予定数調べ(11月～3月の概ね毎月)	年7回程度
3) 繼続児童調査票の提出関係書類	年1回
4) 園長面談にかかる各種書類	年1回
5) 保育委託書(リスト)	年1回
6) 保育情報誌	月3～4回

#### ② 配布・提出書類の種類と情報共有にかかるコストについて

##### ア. 事務連絡時間数と交通費

上記フロッピーディスクや書類のやり取りのために各保育園の担当正規職員が要した時間数及び交通費を平成17年度の「時間外勤務・市内出張個人別命令票」から集計したものが以下の表4-20である。

表 4-20 事務連絡時間数及び交通費集計表

管轄	時間数(時間)	交通費(千円)
本庁（旧新潟市）	2,268.38	581
新津支所	12.00	3
白根支所	84.92	20
豊栄支所（注1）	0	—
小須戸支所	0	—
横越支所	31.00	2
亀田支所	30.75	5
岩室支所	0	—
味方支所	0	—
月潟支所	0	—
中之口支所（注2）	0	—
巻支所	0	—
合計	2,430.80	613

(注1) 豊栄支所については、支所職員が各園へ赴き書類等の回収に行っていたため当該時間数及び交通費等の費用の発生はゼロである。なお、平成18年度以降も当該地区は週2回程度書類の配布及び回収を行っており、保育園では、当該コストは発生していない。

(注2) 中之口支所においては事務連絡に係る交通費（移動に係るガソリン代金等）を自己負担していたため、時間数及び交通費を「時間外勤務・市内出張個人別命令票」において集計することができなかった。このことから、上記の時間数集計には漏れがある可能性があり、実際の時間数及びコストは実際にはさらに大きい可能性がある。  
なお、中之口支所では、平成18年度において、適切に「時間外勤務・市内出張個人別命令票」に記載し、然るべき形で実費精算をしている。

#### イ. 情報共有にかかるコストの具体的試算

情報共有にかかるコスト試算のために、交通費のみならず移動に係る機会費用を把握する観点から、平成17年度の旧新潟市の正規職員の時間外手当のベースとなる給料月額データをもとに1時間当たり保育士給与単価を以下のように算定した。

表4-21 1時間当たり保育士給与単価算定表

項目	金額
A：保育士給与年額合計（月額特勤を含む。）（注1）	1,455,417千円
B：年間支給累積人員数	3,870人
C：1人当たり保育士給与月額（A/B）	376,076円
D：1時間当たり保育士給与単価（注2）	2,350円

(注1) 「A：保育士給与年額合計」は、毎月の超過勤務手当算定上のベースとなる金額である。また、この中には、こども課、ひしのみ園及びこども相談センターの保育士の分は含まれていない。

(注2) 「D：1時間当たり保育士給与単価」は、月稼動日数（20日）に1日当たりの標準就業時間（8時間）を乗じた年間稼動総時間数（160時間）で「C：1人当たり保育士給与月額」を除した値を算定している。

上記「D：1時間当たり保育士給与単価」2,350円に表4-20の事務連絡時間数2,430.80時間を乗じた結果、年間5,712千円の入件費がこの作業に費やされており、これに交通費613千円を加算すると年間約6,000千円を超える情報共有にかかるコストが発生していることがわかった。このコストには、書類の作成整理等の時間にかかるコストは加味されておらず、実際のコストはさらにかかっているといえる。

これらのコストは、本来保育園の正規職員が保育業務にかけるべきコストが部分的に有効に活用されていない可能性を示すものであり、保育業務の質の向上や保育園での安全性確保といった本来の業務のために、これらのコストを時間の有効活用という観点で削減できないかを検討することが必要である。

### ③ 情報共有にかかるコストの削減について

情報共有にかかるコストを削減するためには、以下のような方法を検討することが必要である。

- ア. 電磁的な方法（インターネット）により作成すべき書類を配布するとともに、提出もインターネットを通じて実施する。これにより、表4-20に記載した事務連絡時間数及び交通費の発生はかなり抑制できるものと考えられる。
- イ. 書類の要否を検討し不要な書類のやりとりを削減し、書類作成コスト（時間）の削減を行う。これにより書類作成に関する時間が効率化され、保育業務の質の向上や保育園での安全確保といった本来の業務にかける時間を確保することが可能となる。
- ウ. 書面の電子化を促進することで、手書き類の作成時に発生する重複した内容を改めて記載することにより発生する時間コストの削減を行う。

- エ. インターネットを通じての市役所等からの書類の配布及び回収が難しいようであれば、配布及び回収は月1回等、時期の特定と回数の削減を行うべきである。
- オ. 臨時職員が多い公立保育園の現場における事務管理業務はできる限り軽減すべきであり、今後の政令市化に伴い各区役所に保育の管理業務が移管され、かつ指導保育士も全区に配置されることもあるので、今後、区役所側から保育現場に出向く機会をつくり、書類の配布回収業務を行うことや、現場において書類の作成補助業務や情報交換を行うことができれば、時間的コストの削減や情報伝達の円滑化が図られることになる。

#### 【意見 16】

保育事業の業務の効率性の観点と質の向上の観点の両方を鑑みると、以下のような対策を検討することが望まれる。

保育の現場に情報共有にかかる作業を強いることは可能な限り避けることが望まれる。そのためにもインターネット等の積極的活用を検討すべきである。

なお、新潟市では公立保育園へのグループウェア導入の費用対効果を検討し、来年度から導入を検討中である。

また、公立保育園の質の向上のためには、市役所等の職員と保育園の現場との協力的な情報交換による職場環境の整備が不可欠であり、そのためにはインターネットのようなネット上の情報交換だけではなく、指導保育士や区役所の職員が保育園へ赴き、定期的に業務執行状況のモニタリングを行ったり、保育園での情報伝達や補助業務を行うことは有意義であると考えられる。

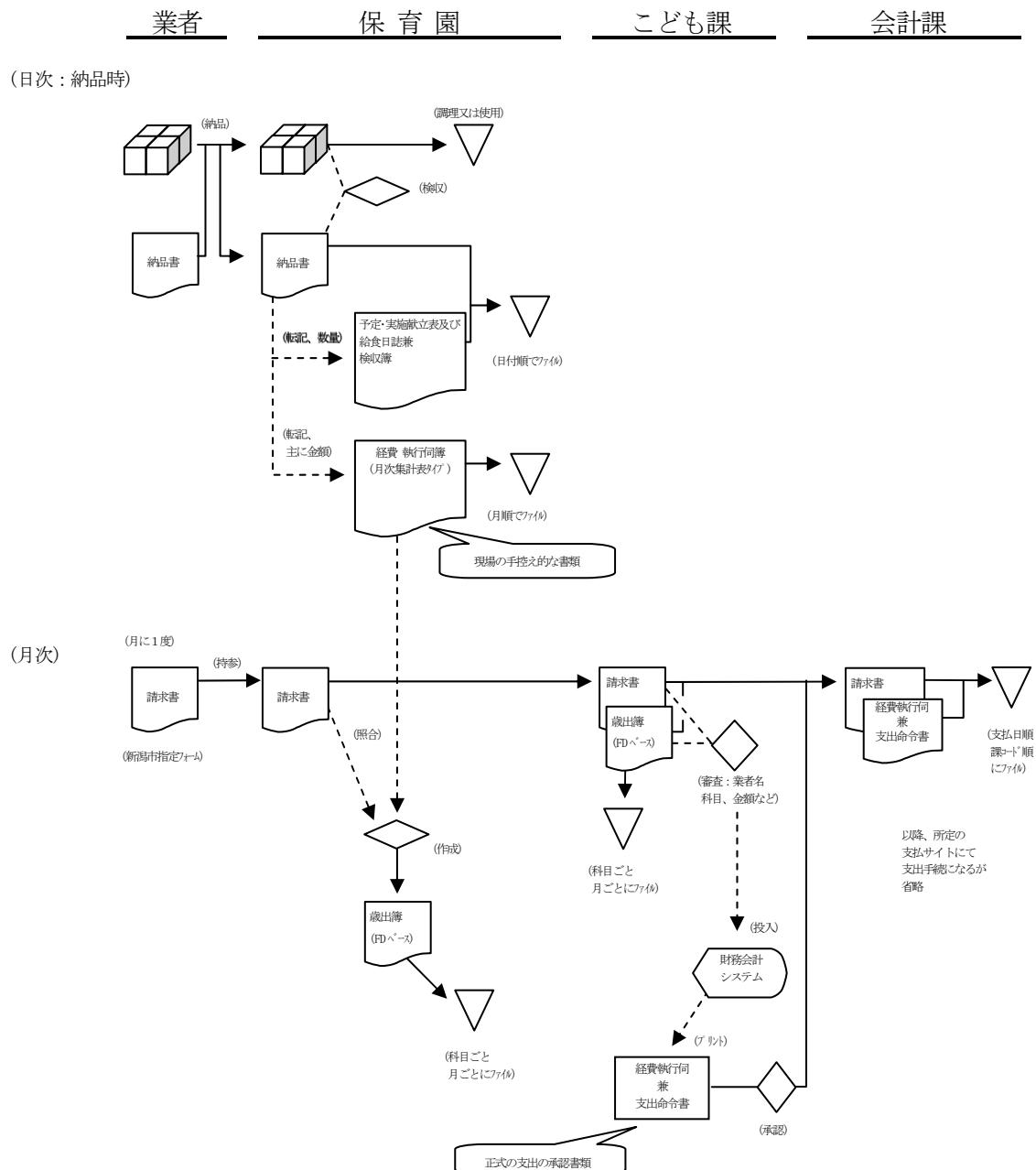
これについても、平成19年4月1日の政令市移行後は各区に指導保育士を配置予定であり、よりコミュニケーションを重視した保育園の質の向上が期待される。

#### (4) 保育園における事務管理業務の効率化について

##### ① 保育園での賄材料、消耗品計上・支出手続の概要

保育園での賄材料、消耗品計上・支出手続は、以下に示すフローチャートのとおりであるが、その概要を説明する。

図4-1 保育園での賄材料、消耗品計上・支出フローチャート（現状）



#### ア. 保育園内での日次、月次処理

保育園では、日々指定業者から納品される賄材料や随時注文により納品される消耗品について、物品の受入及び検収後に、納品書1件ごとに「経費執行簿」に記帳し、予算執行職員（園長）及び係（主任）が押印している。

月ごとに、科目ごと業者別に集計した金額を「歳出簿」（こども課よりエクセルシートで配布しているもの）に記帳している。

#### イ. こども課への送付手続

上記歳出簿（フロッピーディスク）と業者から届いた請求書とともにこども課に持参している。支所（豊栄支所）によっては、支所の担当者が保育園まで取りに来てくれるところもある。

こども課では、各保育園から送付された歳出簿及び請求書に基づき、科目、業者名、金額の審査を行い、財務会計システムに請求書ごとに月合計でインプットし、「経費執行簿兼支出命令書」をアウトプットし、所定の承認を受けた上で、「請求書」及び「経費執行簿兼支出命令書」を会計課に送付し、支出行為に進む。

### ② 出納管理の効率化を図るための問題点

賄材料費及び消耗品費等の計上・支出手続に関し、現状、保育園側で作成される歳出関係の帳簿類とその機能を示せば以下のとおりである。

	帳票名	機能
1	「年度 各園執行額に対する残額」	各科目予算に対する月次執行額推移表（任意：こども課よりフォームを配布）
2	「歳出簿」	各科目支払先別の歳出を示す帳簿（同上）
3	「経費執行簿」	各科目毎日の納品を記録する帳簿（市財務規則によるとしている。）
4	「予定・実施献立表兼給食日誌兼検収簿」	日々の献立に必要な納品された物品の数量等の検収を記録する帳簿（品質チェック用）
5	「賄材料費集計表」	木崎保育園で独自に毎月作成されている業者ごとに毎日の納品額を集計したもの

賄材料など、所定の業者への注文、納品に伴う検品については、各保育園により様式が異なっているケースもあるが、現場往査した保育園では、上記のような「予定・実施献立表兼給食日誌兼検収簿」への記帳を行うことで適切に実施されていることを確認した。

各保育園で作成されている「経費執行伺簿」は、納品書1枚につき1行ごとに記帳するスタイルとなっているが、最大で1枚数万円程度の納品額であり、予算残高の欄はあるが、記入されていない保育園が多い。またこの「経費執行伺簿」は、現場で保管されるのみで、こども課に送付され検証される対象でもない。なお、監査委員の実地検査の際には、納品書と支出命令（財務システムの画面）とのチェックがなされているとのことである。

本来、新潟市として賄材料、消耗品などの支出負担行為は、こども課にて審査の上、財務会計システムにインプットし、アウトプットされた「経費執行伺兼支出命令書」の承認手続を通じて行われている（新潟市財務規則第27条及び第28条）。

従って、新潟市財務規則によれば、保育園側で作成される「経費執行伺簿」は現場の手控え的な書類ということになり、こども課で作成される「経費執行伺兼支出命令書」作成業務との間で重複している面もあり、保育園側での書類作成業務の意義が乏しいものになっている。

### 【意見17】

保育園の現場で作成される「歳出簿」と「経費執行伺簿」の機能を見直し、賄材料費などの集計機能を併せ持った集計表のフォーム（エクセルシートなどで）をこども課が作成し、各保育園へ配布することを検討すべきである。

各保育園でこの集計表に毎日インプットすることで日々の予算管理を行い、毎月ごとに集計データをこども課に送付することにより、「経費執行伺簿」の作成を取り止め、業務の効率化を図り、園児をお世話するのに忙しい保育園の現場の事務負担を軽減するよう検討することが望まれる。

各保育園で、この集計表を作成し、納品書と照合しておけば、今後の監査委員の実地検査等で管理状況を確認することもできる。参考までに集計表フォームのイメージを示せば図4-2のとおりである。

図4-2 集計表フォームのイメージ

平成 19 年 月歳出簿兼経費集計表（貢材料費）

○○

保育園

園長(予算執 行職員)	主任(係)

	前月累計	当月支出	当月累計
予算配当額	6,060,000		6,060,000
支出額	2,939,585	458,572	3,398,157

業者名	山田鮮魚	田中米穀店	新井八百屋	鈴木牛乳	・	・	日合計	累計
種類	鮮魚類	お米	野菜類	牛乳等				
1 日	2,100	5,000	6,500	1,820			15,420	15,420
2 日			5,955	2,160			8,115	23,535
3 日			5,330	2,250			7,580	31,115
4 日			4,950	2,015			6,965	38,080
5 日	3,150		5,150	1,980			10,280	48,360
6 日								
：								
31 日								444,506
小計	38,922	15,000	173,976	60,200			444,506	
消費税(注)			8,698	3,010			14,066	
合計	38,922	15,000	182,674	63,210			458,572	

(注) 個人商店で、毎月末に請求書上で消費税を計上している業者の場合に記載する。

## (5) 保育園における安全点検表について

### ① 趣旨及び概要

近年、小学校等において児童の安全を脅かす事件が多発する中で、新潟市では各保育園で安全管理の徹底を図るため、平成15年頃より安全チェックの取り組みがなされている。しかし、実際には全園まではあまり浸透しなかったため、再度、指導保育士側で検討し、共通のフォーマットによる安全点検表が作成され、平成18年10月より各園での実施が徹底されている。

各保育園で園長、主任もしくは担任保育士が施設の安全面、遊具の安全面、保育室の内部安全面の確認を行うため、以下の3種類の安全点検表を作成し、安全面のチェックが行われている。

種類	内容	実施者	頻度	実施するタイミング
施設安全点検表1	園庭、園舎等の安全面をチェックする。	園長又は主任	週1回	特に定めなし
遊具安全点検表2	園庭に備えられている遊具の安全面をチェックする。	特に定めなし	毎日	子供が外に出る前
保育室安全点検表3	各保育室内の安全面をチェックする。	担任保育士	毎日	1日の最後に

各安全点検表の主なチェック項目の例は以下のとおりである。

施設安全点検表1	園庭「石、ガラス、動物の糞など落ちていないか」 園舎「玄関周りの破損はないか（カギ、床面、すのこ）」
遊具安全点検表2	「ブランコは安全に使えるか」 「園庭に石、ガラス等危険物はないか」
保育室安全点検表3	「机上に危険物は出でていないか」 「避難路の確保はできているのか」

なお、上記の安全点検表については、現在のところ、市への提出は求められていない。しかし、平成18年11月から12月にかけて、新潟市における指導監査の一環で一部の保育園では指導保育士によるチェック、指導が行われ、その後の園長会においても、指導内容等について報告されている。

## ② 監査の結果と意見

### ア. 安全点検表の定期的なレビューについて

上記の3種類の安全点検表を通査し、かつ各園でヒアリングした結果、安全点検表の記載状況及び安全チェック体制について、以下の問題点が挙げられる。

- ・各保育園でチェックの記入の仕方が異なる。チェックの記入の仕方は、「良好の場合、○印」「注意、危険の場合、×印」となっており、安全点検表にも記入の仕方が記載されているが、園によっては「良好の場合、レ印」「注意、危険の場合、無印」のところがあり、統一性が図られていない。
- ・各安全点検表間においてチェック項目が重複している箇所がある。例えば上記の各安全点検表の主なチェック項目の例で示したとおり、施設安全点検表1と遊具安全点検表2でともに「園庭に石等がないか」のチェック項目が重複している。
- ・チェック担当者によっても、保育園における危険に対しての認識度合いが異なるため、些細な事でも点検表上「×印」が付いているケースがある。
- ・多忙の中で多数の項目をチェックすることや安全チェックとして不要な項目があること等に不満を持つ保育士が出ると、安全チェック体制のモチベーション及びモラルの低下に繋がる可能性がある。

上記の問題点は、基本的には安全チェックの趣旨が各保育園の細部まで浸透していないことに起因するといえる。ただし、各園で共通の安全点検表によるチェックの徹底化が図られるようになったのは平成18年10月からであり、現時点ではまだ試行錯誤の段階であり、改善の余地がある。また、今後、政令市になった場合、各区に指導保育士が配置されることから、より一層、定期的なレビューが可能になると思われる。

### 【意見18】

指導保育士による保育園の現場のチェック結果の定期的なレビューを実施し、安全管理に関する定期的な意見交換等を通じて、レビュー結果の報告及び各園への啓蒙的指導の充実を図るべきである。

また各保育園における記載内容や安全環境の状況をレビュー者が実際に点検し、他の保育園と比較することにより、適確な指導及び不必要的項目の見直し等を行うことが望まれる。

## (6) 保育園における物品の管理について

### ① 現物管理について

保育園内の物品については、新潟市物品管理規則に従い現物に備品整理番号票（シール）を貼付し、備品管理簿に記載して物品の管理が行われている。

ただし、設置工事費が5万円以上となる物品については、設置工事費として処理され、物品管理簿への記載されていない。

今回、実地調査を行った8保育園についてサンプリングベースで備品管理簿に記載されているものについての現物との突合及び現物があるものについて備品管理簿との突合を行った。

#### ア. 備品管理簿に記載されているが現物がないものについて

亀田第一保育園が管理する物品については、備品管理簿に購入、移動、処分及び廃棄の事実を記帳している。備品管理簿に記載された財産について、サンプリングベースで実物調査を行った結果、以下の物品について現物が確認できなかった。

(現物が確認できなかった備品)

(単位：千円)

中分類	小分類	番号	品名	取得年月日	取得価額
1	8	1	食器消毒保管庫	昭和55年7月1日	470

その他、沼垂保育園においても、備品管理簿には記載されているが現物がないものが1件発見されており、礎保育園では現物が特定できないものが多数あった。

新潟市物品管理規則は、物品の取得、供用及び処分並びに出納及び保管その他物品の管理に関し必要な事項を定めており、第19条第1項において「物品管理者は、その管理する物品のうち引き続き当該課等において供用する必要がないもの又は供用することができないもの（以下「供用不用品」という。）があるときは、これを契約課の物品管理者に管理換えをしなければならない。」とし、同第2項において、「前項の規定にかかわらず、次に掲げる物品については管理換えをしないことができる。」として各号の第4号に「廃棄処分に付すべき不用物品」を掲げている。さらに第44条において「物品管理者は、第19条第2項第2号から第6号までに掲げる物品の供用不用品があるときは、これを物品不用決定書により不用品の決定及び処分の決裁手続をとらなければならない。」とし、第55条において「物品管理者は、備品管理簿を備え、その管理する物品について必要な事項を明らかにしておかなければならぬ。」としている。

また、児童福祉施設最低基準 第14条においても、「児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」としている。

### 【指摘9】

上記物品については、その所在を再確認した上で、管理換えや廃棄等の所定の手続を経て、その事実を備品管理簿に速やかに反映させる必要がある。

現物の確認については、実施する頻度、時期に特に定めはなく各保育園で不規則に行われているが、最低1年に1回は現物確認を行う必要があるものと考える。

なお、往査後に亀田第一保育園と亀田支所が事実確認の調査を行って、上記の現物が確認できなかった物品については、不用品の決定及び処分の決裁手続を行ったとの報告を受けている。

#### イ. 備品整理番号票（シール）の貼付について

保育園が管理する物品については、備品管理簿に購入、移動、処分及び廃棄の事実を記帳している。備品管理簿に記載された物品については、現物に管理番号を記載したシール（備品整理番号票）が貼られ管理されている。

今回往査した各園の主なシールの貼付状況は以下のとおりである。

保育園	状況
黒崎なかよし保育園	合併市町村については合併前に取得したものの中にはシールが貼られていないため、備品管理簿に記載されているものと現物との対応が困難となっているものがある。
亀田第一保育園	指定の銀色のシールが足りないため、その他については別のシール等で対応している。
古川保育園	シールが貼ってあるものでも管理No.が消えて見えないものがある。
流作場保育園	新潟市の管理方法にまだ移行されていない。
新津第二保育園	合併時説明で話がでなかつたため全ての物品にシールが貼られていなかつた。
木崎保育園	

新潟市物品管理規則は、物品の取得、供用及び処分並びに出納及び保管その他物品の管理に関し必要な事項を定めており、

第 15 条において、「物品管理に関する事務を行う職員及び物品を使用する職員は、この規則その他物品に関する法令及び条例に従うほか、常に善良な管理者の注意をもってその事務を行い、又は物品を管理しなければならない。」とし、

第 55 条において「物品管理者は、備品管理簿を備え、その管理する物品について必要な事項を明らかにしておかなければならぬ。」としている。

また、児童福祉施設最低基準 第 14 条においても、「児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。」としている。

#### 【指摘 10】

物品にシールが貼ってないと備品管理簿との照合が困難となる。新潟市物品管理規則においても、「その管理する備品について、備品整理番号票を付け、常に照合に便利なようにしておかなければならぬ。(第 38 条)」とされているため、過去のもの(合併前に取得した物品を含む)についてもその所在を再確認し台帳と照らし合わせて、シールを貼り管理する必要があると考える。

また、シールが貼ってあるものでも管理 No. が見えにくいものについては、見えなくなる前に速やかに新しいシールに貼りかえるなどして、管理しやすい状態にしておくべきである。

#### ウ. 現物はあるが帳簿に記載されていないものについて

保育園に実在する財産について、サンプリングベースで備品管理簿と照合を行った結果、以下の物品について管理簿への記載が確認できなかった。

(管理簿への記載が確認できなかった物品)

	保育園名	品名	数量	備考
a	亀田第一保育園	電気式食器消毒保管庫	1	「H18.2 設置」のシールの貼付有り
b	亀田第一保育園	ストッカー	1	1週間分の食品の保管庫
c	新津第二保育園	食器消毒保管庫	1	
d	新津第二保育園	オーブン	1	
e	新津第二保育園	食器棚	1	
f	新津第二保育園	ガスコンロ	2	
g	新津第二保育園	扇風機	1	

上記表の a 及び b については、工事扱いとなっており、建物に設置されているため、備品管理簿に記載されないとの事であった。c から g についても同様と考えられる。

また、沼垂保育園でも備品管理簿に記載されていない厨房用具類があり、礎保育園では前任園長との引継がよく行われていないため、不明なものが多数あった。

「公有財産」とは、地方自治法第 238 条において普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。と規定されている。

- ① 不動産
- ② 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並び航空機
- ③ 前 2 号に掲げる不動産及び動産の従物
- ④ 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- ⑤ 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- ⑥ 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- ⑦ 出資による権利
- ⑧ 不動産の信託の受益権

民法 86 条において、土地及びその定着物は不動産とし、不動産以外の物は、すべて動産とする。と規定されている。

また、「物品」とは、地方自治法第 239 条において普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。と規定されている。

- ① 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- ② 公有財産に属するもの
- ③ 基金に属するもの

従って、物品には普通地方公共団体の所有に属する動産で現金、公有財産及び基金に属するもの以外のものはすべて含まれるものと考える。

### 【指摘 11】

電気式食器消毒保管庫は設置され他へ移動しないため管理の必要はないとの認識であるようだが、そもそも設置しているのは地震等の際の安全のためであり、他の園等への移動は可能であるため動産と考えるべきである。

動産であれば地方自治法第 239 条に規定する物品に該当し、新潟市物品管理規則に従い備品管理簿に記載し現物管理を行う必要があると考える。

## ② 備品管理簿について

保育園内の取得価格が1万円以上の物品については、新潟市物品管理規則に従い備品管理簿を作成して物品の管理が行われている。

今回、実地調査を行った8保育園について備品管理簿を閲覧した。

### ア. 備品管理簿の記載の仕方について

備品管理簿は手書で作成する場合とエクセルで作成する場合があるが、基本的には新しく開設された保育園はエクセルで作成される傾向がある。また、備品管理簿は以下のようない記載事項となっている。

年月日		番号	品名	品質規格	適用	単価	異動数量		現在高					備考	
							増	減	番号	使用	貸付	寄託	保管		
63 4	2	1	掃除機	東芝 PW-500	新潟電 気株	12,000	1		1	1				1	

上記の備品管理簿における記載の仕方は各保育園により様々であり、統一性がない。例えば、上記の「現在高」欄にある「番号」「使用」欄等は一切記入のない保育園がある。また「現在高」欄にある「計」欄の合計数値が行ごとの備品の数量の合計ではなく、そのページにおける備品数量の累積合計が記載されているケースもある。

物品を処分する場合には、備品管理簿上で該当する備品の行に線を引いた上で、別の行に新たに赤字で当該物品の名称を記載し、「異動数量」の「減」欄に処分した数量を記載するのが記載のルールとなっているが、特に手書きのケースでは備品管理簿が非常に見づらくなり、記載の誤りの原因となる。

### 【指摘 12】

物品管理を行う上で重要なのは、現物を数えて把握することだけではなく、その結果を正確かつ明瞭に備品管理簿に記載していくことである。備品管理簿を再度見直し、不要な記載項目の有無、効率的かつ明瞭な記載の仕方等を検討していく必要がある。

#### **イ. 備品管理簿への計上基準**

新潟市では現在1点当たり1万円以上の物品を物品管理簿へ計上している。

しかし1点1万円程度の物品については金額的重要性と事務処理の煩雑さを考慮した場合それを管理する必要性は乏しいと思われる。

#### **【意見 19】**

物品管理簿への計上基準を引き上げることを検討することが望ましい。

## (7) ひまわりクラブの実地調査について

### ① 物品管理について

#### ア. 物品管理規定の制定及び物品管理の徹底について

ひまわりクラブの現場には、児童の遊具、楽器、事務用の機器、テーブル等の物品が比較的多数あるため、クラブの運営上、物品の使用状況、保管状況を定期的に確認しておくことが、物品管理上必要である。しかし、実地調査したすべてのひまわりクラブにおいて、備品管理簿は作成されておらず、また定期的な現物実査も行われていなかった。

ひまわりクラブの指定管理者である新潟市社会福祉協議会においても、備品管理簿の作成は行われておらず、購入取得時に経理簿に購入年月日、購入金額等の購入記録を記載するのみであり、物品の現物実査は一切行われていない。

新潟市では、新潟市物品管理規則第55条において「物品管理者は、備品管理簿を備え、その管理する物品について必要な事項を明らかにしておかなければならぬ。」のように規定しているのに対し、ひまわりクラブでは、備品管理簿の作成義務及び現物管理に関する規定は明文化されていない。

#### 【意見 20】

物品管理に関する新潟市の規定・規則を準用する等により、早急にひまわりクラブにおける物品管理規定を作成し、管理すべき物品の特定、備品管理簿の作成及び定期的な現物実査の実施を行えるよう検討することが望まれる。

また実際に備品管理簿及び定期的な現物実査を行う場合には、指定管理者である新潟市社会福祉協議会がすべてを行うのではなく、物品の有無や使用状況を最も把握している現場の指導員が行うべきであり、管理意識を高めさせるためにも有用である。

### ② 手許現金管理について

#### ア. 手許現金管理の概況

ひまわりクラブでは手許現金を現場の指導員が管理している。手許現金の入金内容は、月額2,000円の実費徴収金（おやつ代・行事代）である。

ひまわりクラブにおける手許現金管理についての規則・規定はないが、指導員用の管理マニュアルにおいて、実費徴収金の徴収方法、現金管理、現金出納帳への記入方法等が記載されている。

基本的にはクラブ内で現金を長期間保管することではなく、保護者から実費徴収金を預かった際、隨時、各クラブ専用の銀行口座に預け入れている。

手許現金管理として、各クラブから新潟市社会福祉協議会地域福祉課児童育成係への毎月の報告と、新潟市社会福祉協議会地域福祉課児童育成係による年一回の監査が行われている。

なお、今までに現金事故や現金過不足の報告はない。

## イ. 保育園との比較

保育園では、現場の指導員が手許現金を管理するのではなく、園児の保護者で構成される組織（保護者会等）が管理・運用を行っている等、以下のような違いがある。

	ひまわりクラブ	保育園
手許現金の管理方法	ひまわりクラブの指導員	保護者会等
保護者会等に関する規定の有無	特になし	特になし
手許現金の使途	主におやつ代	主にイベント費
保護者会等の数	79 クラブ中 1割程度	概ねすべての園にある

ひまわりクラブでは、手許現金についての規則・規定がなく、管理責任が明確化されていない状況であるが、実際にはほとんどのクラブで保護者会等が存在しないことから現場で手許現金管理を行うことに関しては一定の合理性があると考えられる。

## ウ. 現金保有額について

ひまわりクラブで管理する現金保有額（各クラブ専用の銀行口座での預金を含む）において最大と考えられる金額は、100名を超える在籍児童数の大規模クラブで約30万円程度である（以下の算式参照）。

クラブ運営費		算出根拠	回数
前渡金	施設割	13千円×3ヵ月=39千円	年4回
	児童数割	児童数100人×240円×3ヵ月=72千円	年4回
実費徴収金	おやつ・行事代	2千円×児童数100人=200千円	毎月
合計		311千円	

(注1) 児童数は100人を前提とする。

(注2) 実費徴収金単価はクラブによって多少の差がある。

## エ. 問題点

ひまわりクラブにおける手許現金管理には、現金の保管と運用の両方が含まれているため、帳簿作成の誤処理や不正使用等の可能性は否定できない。このため、少なくとも月1回程度の定期的な第三者による管理チェックが行われるべきである。

### 【意見21】

るべき手許現金管理としては、年一回の監査の一環としてではなく、定期的な第三者による手許現金管理の確認が必要であり、このためにはひまわりクラブの現場指導員と社会福祉協議会の両者による手許現金管理に対する牽制体制の確立が求められる。

### ③ 施設について

ひまわりクラブは、設置タイプ別に様々な特色があり、またクラブによっては児童数に対して設置面積が狭い所もあったため、さらに検討した結果、以下の事項が判明した。

## ア. 設置タイプ別による利点及び問題点について

ひまわりクラブの施設は、設置タイプ（民設民営クラブは除く）別に、以下のような利点及び問題点がある。

設置 タイプ	A：公的施設内専用施設 (単独施設)	B：借地内専用施設等(単独施設)	C：市有地内専用施設等(単独施設)	D：小学校空き教室	E：小学校敷地内専用施設等(単独施設)
利点	整備費が安い。	場所の選択肢が広い。		整備費が安い。	
				児童の移動が安心である。	
				学校施設が利用できる。	
問題点	児童数が増員した場合、増築等の対応ができない。	整備費がかかる。		クラブ室からトイレが離れているため不便、かつ夕方には暗くなるため、安全面で不安あり。	整備費がかかる。
	小学校からクラブまでの道中の安全性に問題がある。			他の学年が授業を行っている場合には、騒げない等の児童の遊びに制約が生じる。	小学校敷地の確保が困難である。
	遊び場が小学校のグラウンドを借りる等、限定される。			2教室利用のケース（例えば一方では学習室で、もう一室では遊戯室）では、小学校の構造上、特に見通しが良くないため、各教室に指導員が張り付き状態となり、指導員の増員の必要性が生じる。また、2教室が離れている場合には、いちいち廊下を通らなければならない。	
		住宅地域の場合、近隣住民に配慮し、騒げない等の児童の遊びに制約が生じる。			

上記表の検討結果によれば、Eタイプ（小学校敷地内専用施設等（単独施設））が望ましいタイプであることが窺われる。他のタイプも将来的にEタイプへ移行する方向にある。

## イ. ひまわりクラブの整備、運営に当たっての関係者間の連携について

上記の問題点の他、学校内の空き教室を利用したり、敷地内にひまわりクラブを整備する場合、学校との協議（事件や事故の際における責任の所在、施設の利用方法等）が問題となっていた。

しかし、平成18年4月の政策会議で市長や助役、教育長や各局長が議論した結果、放課後児童クラブの整備については非常に緊急性が高く、教育委員会の協力のもと整備していく方針が打ち出されている。

## 【意見 22】

今後とも、教育委員会と保健福祉部で連携を図り、子どもたちにとって安全で利便性の高い施設を整備していくことが望まれる。

### ウ. ひまわりクラブの施設面積の最低基準について

放課後児童に対する健全育成の観点からは、児童数に対して施設が狭いと児童にとって自由に遊ぶ場所の妨げとなり、健康面、精神面から好ましくないものとなる。このため、通常は施設面積の最低基準を設け、当該基準を下回る場合には増築、移設等の対応が図られるが、ひまわりクラブに関する施設面積の最低基準は明文化されていない。

しかし、児童福祉施設最低基準では、保育所の施設面積の最低基準として児童 1 人当たり  $1.98\text{ m}^2$  と定められており、また新潟県の指針では  $1.65\text{ m}^2$  を最低基準としているため、ひまわりクラブでは、これらを準用して以下のような対応を図っている。

	最低基準（児童 1 人あたり面積）	最低基準を下回った場合の対応
児童福祉施設最低基準（注 1）	$1.98\text{ m}^2$	要検討
新潟県の指針（注 2）	$1.65\text{ m}^2$	緊急対応

(注 1) 「児童福祉施設最低基準 第 5 章 保育所（設備の基準）第 32 条 六」において、「保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき  $1.98\text{ m}^2$  以上」とある（ここで「前号の幼児」とは満 2 歳以上の幼児のことを指す）。

(注 2) 新潟県の指針である「放課後児童クラブの向上のための指針」において、「児童が休養を必要とした時に横になれるスペース＝畳 1 畳分 ( $1.65\text{ m}^2$ )」を最低基準としている（対象児童は保育所の 2 歳未満の乳幼児を指す）。

以下の表は各クラブの児童1人当たり面積を算出した表であり、そのうち学習室と遊戯室の面積合計に対する児童1人当たり面積が $1.65\text{ m}^2$ 未満のクラブを掲載したものである。

表4-22 児童1人当たり施設面積

平成18年4月1日現在

設置タイプ	クラブ名	a : 児童数(人)	b : 学習室と遊戯室の面積( $\text{m}^2$ )	c : 児童1人当たり面積( $\text{m}^2$ )(b ÷ a)	d : 施設全体面積( $\text{m}^2$ )	e : 児童1人当たり面積( $\text{m}^2$ )(d ÷ a)
A : 公的施設内専用施設	木戸	66	94.00	1.42	94.00	1.42
	西内野	65	88.00	1.35	135.80	2.09
	紫竹山	65	84.07	1.29	138.65	2.13
	曾野木	48	63.89	1.33	141.85	2.96
	浜浦	53	72.01	1.36	99.88	1.88
B : 借地内専用施設(単独施設)	桃山	94	132.72	1.41	194.47	2.07
	五十嵐	75	92.61	1.23	143.73	1.92
	真砂	54	66.24	1.23	145.74	2.70
	中野山	105	150.05	1.43	265.20	2.53
	山潟	57	63.02	1.11	101.85	1.79
	桜が丘	60	65.15	1.09	101.85	1.70
	江南	55	66.25	1.20	101.02	1.84
	牡丹山	80	84.45	1.06	182.17	2.28
	女池	81	122.01	1.51	180.52	2.23
C : 市有地内専用施設等(単独施設)	東山の下	58	67.33	1.16	101.85	1.76
	下山	59	64.06	1.09	101.85	1.73
	東曾野木	57	62.93	1.10	96.88	1.70
	大形	108	75.35	0.70	242.14	2.24
	松浜	46	56.30	1.22	92.33	2.01
	丸山	45	66.25	1.47	100.77	2.24
	太夫浜	54	76.72	1.42	109.30	2.02
	亀田東	62	73.54	1.19	146.79	2.37
	亀田西	70	109.08	1.56	159.66	2.28
	早通	29	37.90	1.31	64.29	2.22
D : 学校内空き教室	竹尾	38	60.12	1.58	60.12	1.58
	笛口	42	65.70	1.56	136.03	3.24

設置 タイプ	クラブ名	a : 児童 数 (人)	b : 学習室と 遊戯室の面 積 (m <sup>2</sup> ) (b ÷ a)	c : 児童1人 当たり面積 (m <sup>2</sup> ) (b ÷ a)	d : 施設全 体面積 (m <sup>2</sup> )	e : 児童1人 当たり面 積 (m <sup>2</sup> ) (d ÷ a)
E : 小学校 敷地内専 用施設等 (単独施 設)	濁川	58	66.91	1.15	109.90	1.89
	山田	64	64.56	1.01	112.47	1.76
	立仏	70	109.31	1.56	157.75	2.25
	上山	60	70.19	1.17	111.60	1.86
	鳥屋野	94	101.04	1.07	215.3	2.29
	坂井輪	69	107.01	1.55	195.58	2.83
	小針	70	67.90	0.97	113.44	1.62
	新通	83	136.32	1.64	196.67	2.37
	万代長嶺	43	57.13	1.33	92.74	2.16
	沼垂	55	80.94	1.47	119.73	2.18

(注) 「d : 施設全体面積」とは、「学習室」「遊戯室」「事務室」「その他」の合計である。ここで「その他」とは、「学習室」「遊戯室」「事務室」に該当しない玄関、廊下等を指すが、実際には遊戯場として利用されているクラブもある。

上記表のとおり、学習室と遊戯室の面積合計に対する児童1人当たり面積（上記表のc）が1.65 m<sup>2</sup>未満のクラブは79クラブ中36クラブあり、約半数を占める。

また、施設全体面積で算出した児童1人当たり面積（上記表のe）で見ると1.65 m<sup>2</sup>を下回っているのは4クラブであるが、ここでいう施設全体面積（上記表のd）には、「事務室」及び「その他」も含まれているため、これらの単純合計面積で最低基準と比較するのは疑問が残る。ただし、「その他」の中には、各クラブによっては児童の遊戯場となっているケースもあり、加算する余地はある。しかし、実際には各クラブの「その他」が遊戯場か否かの区別はできていない。

なお、「児童福祉最低基準」では、保育所の施設面積の最低基準として「保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき1.98 m<sup>2</sup>以上」としているのに対し、ひまわりクラブでの児童1人当たり面積の算定は「学習室と遊戯室の面積」としているのは、保育所の最低基準では保育室と遊戯室のどちらかを児童の主たる生活スペースと見た場合に最低1.98 m<sup>2</sup>を確保する趣旨と解釈できることから、ひまわりクラブにおいても学習室と遊戯室も区別することなく、両者を持って児童の主たるスペースと考えて児童1人当たり面積の算定に用いている。

**【意見 23】**

ひまわりクラブとして、児童福祉施設最低基準や新潟県の指針を参考にして施設面積の最低基準等を明確化しておくことが望まれる。その際には、最低基準の対象となる面積の範囲（例：遊戯室、学習室のみとする）や最低基準を下回った場合の具体的な対応も明文化する等の検討が望まれる。

## (8) ひまわりクラブの新潟市社会福祉協議会における管理について

### ① 入会申込書類の保管について

ひまわりクラブの指定管理者である新潟市社会福祉協議会において、児童の入会申込書類は重要書類としてクラブごとに分別保管されている。

新潟市社会福祉協議会での実地調査の際、亀田東ひまわりクラブの1児童の入会申込書類が、るべきファイルに綴じられておらず、入会申込の確認ができなかった。

後の調査において、当該児童の入会申請書は、減免申請書類のファイルにあることが判明した。これは各クラブから書類が届いた後、入会申請と減免申請に分別する際に間違ったものと思われる。

### 【意見 24】

児童が多数で、入退会が多いことから、入会申込書類の整理は非常に煩雑となり、紛失する可能性もある。しかし、当該書類は入会の原帳票で重要書類であることから、チェックリスト等を作成して、紛失等が生じないようにすることが望まれる。

### ② 入会申込書の勤務先と就労証明書の事業所名の相違について

入会申込書の勤務先と就労証明書の事業所名について、本来、同じ勤務先が記載される。しかし、監査上、入会申込書と就労証明書の突合を実施した結果、両者の勤務先名と事業所名が相違しているケースが散見された。

当該原因としては、例えば派遣会社に勤めている場合、入会申込書に派遣先、就労証明書に派遣元が記載されているケースが考えられる。

また、各クラブでは当該ケースについて、保護者本人等に確認をとっているが、確認をとった事実の記録を残していない。

### 【意見 25】

重要書類としての入会申込書および就労証明書における勤務先名の相違がある場合には、保護者本人等に対してまず確認することが重要であり、さらに確認した上で問題がないのであれば、その旨の記載等を残しておくことが望ましい。

### ③ 利用料の減免の際の世帯所得の定義について

利用料の減免区分は、本報告書 29 ページに記載のとおり、世帯当たりの市民税の所得割が基準となっている。

「新潟市ひまわりクラブ条例」及び「新潟市ひまわりクラブ条例施行規則」では、世帯の定義がないため、利用料の減免判定において世帯に祖父母等がいた場合、祖父母等の市民税所得割を加味するか否かが不明確である。

現状では、利用料の減免判定において、世帯で祖父母等がいたとしても、父母の市民税所得割の合計で判断し、祖父母等の市民税所得割は加味していない。

国勢調査での世帯の定義は以下のようになっている（国勢調査令第2条）。

(a)	住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者で、その世帯の家事又は営業のために使用されるものは、その世帯を構成する者とみなす。
(b)	(a) の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者。
(c)	ホテル、旅館、簡易宿泊所、下宿屋その他の営利を目的とする宿泊施設又は従業員のための宿舎に住居のある単身者。
(d)	(b) 及び (c) に該当しない単身者で住居を共にするものの集まり。
(e)	(b) から (d) までに該当しない単身者。

従って、世帯の定義を国民調査における世帯とすると、世帯に祖父母等がいる場合、夫婦のみの市民税所得割の合計だけでなく祖父母等の市民税所得割を含めて、利用料の減免判定を行う必要が生じることになる。

なお、保育園においては、児童の祖父母が同居していて、家計の主宰者と認定できる場合は、祖父母のうち、主たる家計の主宰者分も含めている。

## 【意見 26】

現行のとおり夫婦の市民税所得割の合計のみで利用料の減免判定を行うのであれば、世帯の定義を明確にすることが望ましい。

### ④ 利用料の減免基準について

#### ア. 現況

利用料の減免基準は制度化当初から変更されていないため、現状、減免基準が実情に合致したものかの検討が行われていない。

ただし、利用料については3年に一度見直しが行われている。

#### イ. 問題点

減免基準が市民税の所得割のため、たとえ夫婦の合計収入が同じであっても、減免となる場合と減免にならない場合とがあり（市民税所得割額が200千円未満の場合、減免対象となる）、保護者が支払う利用料に差が生じ、不公平な利用料体系となっている。

以下、具体例にて説明する。

(ケース 1)

サラリーマンの夫婦（子供 2 人）、夫の収入が 6,500 千円、妻の収入が 4,200 千円の場合、市民税所得割額は 199,500 円となり、減免対象となる。

(ケース 2)

サラリーマンの夫婦（子供 2 人）、夫の収入が 8,000 千円、妻の収入が 2,700 千円の場合、市民税所得割額は 263,600 円となり、減免対象とならない。

表 4-23 夫婦合計収入で見た減免対象比較

(単位：円)

	(ケース 1)		(ケース 2)	
	夫	妻	夫	妻
給与収入	6,500,000	4,200,000	8,000,000	2,700,000
同上（夫婦合計）	10,700,000		10,700,000	
給与所得	4,660,000	2,820,000	6,000,000	1,710,000
所得控除				
基礎控除	330,000	330,000	330,000	330,000
扶養者控除	660,000	—	660,000	—
社会保険料控除（注 1）	707,850	457,380	871,200	294,030
差引	2,962,150	2,032,620	4,138,800	1,085,970
課税標準額（千円未満切捨）	2,962,000	2,032,000	4,138,000	1,085,000
市民税所得割額（注 2） (百円未満切捨)	136,900	62,500	231,000	32,500
同上（夫婦合計）	199,400		263,500	
減免対象か否か	20 万円未満のため減免対象		20 万円以上のため減免対象外	

(注 1) 給与収入に 10.89%（平成 16 年度政府管掌健康保険料の介護保険に該当しない被保険者従業員負担分の料率と平成 16 年 1 月から平成 16 年 9 月までの厚生年金保険料の一般の被保険者従業員負担分の料率の合計）を乗じた金額。

(注 2) 平成 16 年の収入を前提に計算しているが定率控除は加味していない。

上記の（ケース 1）では 10,000 千円超の収入があるにもかかわらず、減免対象となっているが、平成 17 年度家計調査年報による新潟市の世帯当たり実収入は年額 5,703,600 円（1 ヶ月 475,300 円 × 12 ヶ月、当該数値には専業主婦世帯が含まれるため、共働き世帯よりも実収入は低くなっている）であり、これを上回る収入の家庭について減免対象とすること

は正規の利用料を支払っている家庭との間で不公平感を増長するおそれがある（このケースでは、正規の利用料：月額6,900円－1/3免除：月額4,600円＝差額2,300円）。

### 【意見 27】

世帯当たり10,000千円の収入のある家庭に対し、月額2,300円を減額することの意味がどれほどあるのか疑問である。利用者間の不公平感をなくすように、減免基準の考え方を含め、見直しの検討が望まれる。

## (9) 障害児放課後支援事業

### ① 概要

#### ア. 障害児放課後支援事業の目的

心身に障がいのある児童・生徒に対し、学校の放課後を利用して、適切な遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う場を設け、その健全な育成を図るとともに、保護者の介護による疲労回復や社会参加の促進を支援することを目的としている。

#### イ. 障害児放課後支援事業制定の沿革

障がい児の放課後支援に関し、平成14年3月の新潟市議会において議員からの質問に市民局長の「関係機関、保護者の意見を聞きながら、場作りに努める。」旨の答弁が行われた。同年6月には、障がい児の保護者会「新潟市肢体不自由児者父母の会」及び支援団体「新潟市手をつなぐ育成会」の連名による「ひまわりクラブでの障がい児童の受け入れ、養護学校、特殊学校における放課後活動の場の設置並びに中学生、高校生の放課後活動の場の設置」の要望の陳述書が提出された。これを受け、翌15年6月に新潟市の単独事業として「新潟市障害児放課後支援事業実施要綱」を制定し、施行されることになった。

平成15年6月から知的障がい児を対象に施設A（定員 通常時20人 長期休暇時30人）で放課後支援事業を開始した。翌16年6月には、新たに施設B（定員 通常時12人 長期休暇時20人）で放課後支援事業を開始した。

平成17年度には、4月に施設D（定員 通常時10人 長期休暇時10人）で主に知的障がい児を対象に放課後支援事業を新たに開始し、同年6月には施設C（定員 通常時10人 長期休暇時10人）で肢体不自由児を対象に放課後支援事業を開始し、計4施設で障がい児の放課後支援事業を実施している。

## ウ. 施設別の放課後支援事業費及び利用者等の推移

### a. 放課後支援事業費の予算実績の推移

(単位：千円)

年 度	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度
施 設 名	予 算	実 績	予 算	実 績	予 算	実 績	予 算
施設 A	6,901	6,856	9,935	9,946	11,270	11,145	11,185
施設 B	—	—	3,860	3,896	6,411	6,297	6,386
施設 C	—	—	—	—	5,900	5,868	6,016
施設 D	—	—	—	—	3,129	3,129	2,776
合計	6,901	6,856	13,795	13,843	26,710	26,441	26,363

(注) 平成 17 年度までの予算及び実績は、こども課作成資料に基づいている。

また、平成 18 年度予算については、「平成 18 年度新潟市障害児放課後支援事業の運営委託にかかる資金計画」に基づいている。

### b. 施設利用者の推移

年 度	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
施設名及び定員数	延べ 利用者 (人)	稼働率 (%)	延べ 利用者 (人)	稼働率 (%)	延べ 利用者 (人)	稼働率 (%)
<通常時>						
施設 A (20 人)	2,328	70.5	3,607	90.6	3,573	88.4
施設 B (12 人)	—	—	1,351	68.6	1,582	68.7
施設 C (10 人)	—	—	—	—	1,253	77.8
施設 D (10 人)	—	—	—	—	656	33.3
合計	2,328	70.5	4,958	84.6	7,064	77.0
<長期休暇時>						
施設 A (30 人)	1,032	98.3	1,443	114.5	1,480	120.3
施設 B (20 人)	—	—	720	92.3	863	89.9
施設 C (10 人)	—	—	—	—	273	66.6
施設 D (10 人)	—	—	—	—	391	90.9
合計	1,032	98.3	2,163	107.1	3,007	102.9

(注1) 延べ利用者については、各年度の「障害児放課後支援事業利用実績総括表」に基づいている。

(注2) 各施設毎の稼働率は以下の算式による。

$$\text{稼働率} = \text{延べ利用者} \div (\text{開設日数} \times 1 \text{ 日あたり定員数})$$

(注3) 稼働率合計については各施設の加重平均により算出している。

## ② 監査の結果と意見

### ア. 月次書類の整理・保管体制について

「新潟市障害児放課後支援事業委託契約書」の定めに従って、事業の運営受託者から提出される書類のうち以下の書類について、適時に提出され、担当部署でその内容確認を実施しているか否かを検証した。

#### a. 事業の運営受託者からの年度提出書類

- ・新潟市障害児放課後支援事業に係る実績報告及び委託料の精算について
- ・平成 17 年度の運営受託者決算書
- ・平成 17 年度 障害児放課後支援事業 利用実績 総括表
- ・平成 17 年度 障害児放課後支援事業 委託料精算書
- ・平成 17 年度 新潟市障害児放課後支援事業の運営委託にかかる資金計画
- ・委託料人件費精算仕様書
- ・見積書

#### b. 事業の運営受託者からの月次提出書類

- ・一人別利用状況報告書

#### c. その他閲覧した書類

- ・利用登録申請書
- ・利用登録決定通知書
- ・新潟市障害児放課後支援事業委託契約書
- ・経費執行伺書
- ・支出命令書
- ・精算命令書
- ・出勤簿

上記の「a. 事業の運営受託者からの年度提出書類」については適時に入手され、整理保存されていたが、事業の運営受託者からの月次提出書類である「一人別利用状況報告書」については、監査時点では所在が一部不明であり、完全に入手されたか否か定かでなかった。こども課では、月々提出される書類があるにも関わらず、その確認は年度末1回のみにとどまっている。

また、施設開設日数及び利用者数について、月次の「一人別利用状況報告書」と年度の「障害児放課後支援事業 利用実績 総括表」と照合した結果、延べ利用者数に不整合な月が多く披見され、また支払った委託料の額と運営受託者の決算書での金額が異なっている施設が散見される等運営受託者及びこども課での管理体制は、全体的に脆弱な

ものであった。従って、上記「新潟市障害児放課後支援事業に係る実績報告及び委託料の精算について」及び「障害児放課後支援事業 利用実績 総括表」の正確性については検証できなかった。

### 【指摘 13】

担当課であるこども課での、運営受託者からの月次書類の整理・保管体制の改善をすべきである。また、運営受託者からの提出書類の検証が年度末 1 回のみと不十分であり、検証管理体制を改善すべきである。

なお、現在は毎月、月次書類の整理・保管を行い、当該書類の検証を行っているとの報告を受けている。

#### イ. 委託料の計算方法について

「新潟市障害児放課後支援事業実施要綱」では委託料に関する記載はなく、また「新潟市障害児放課後支援事業委託契約書」では開設日数での精算の旨しか記載がない。実際の委託料の確定・精算は、「平成 17 年度 新潟市障害児放課後支援事業委託契約書」第 11 条の 2 に定める別表 1 より、実事業日数（開設日数）とされている。また、委託料の確定は、実事業日数（開設日数）に委託料の精算単価（開設日数単価）を乗じて算定される。委託料の精算単価（開設日数単価）は、以下の算式で算定される。

$$\text{開設日数単価} = 970 \text{ 円} \times 1 \text{ 日の開設時間} \times \text{定員数に必要な介助員}$$

(注) 算式上の時間当たり単価 970 円は、施設 A 開設時の市立保育園臨時保育士の時間単価に基づいている。

委託料の主たる内容である介助員等の人事費について、「運営受託事業者決算書」の内容（主として人事費）を検討した結果、施設 C の決算書で、「見積書」の人事費 4,969 千円に対し、決算書では 2,742 千円と記載されている。これは、平成 17 年 6 月開設以降利用者数は徐々に増加していることであるが、見積りに比して利用者が少なかったことにより、介助員の従事した時間が当初の見積もりより少なかったことによるものである。

また、同施設の決算書の支出内容に団体甲福祉活動繰入金 1,970 千円との記載があるが、これは人事費の見積額と実績額との差額の余剰資金を、受託事業者である団体乙を設置運営している上部団体「団体甲」に繰入れたものと推定される。

各施設別の介助員従事時間の見積と実績の差異状況は下記の表 4-24 のとおりである。

施設 C が見積に比して 1,502 時間（差異率 33.9%）の実績となっており、大幅な差異が生じている。

表 4-24 介助員従事時間見積実績差異状況 (単位 : 時間)

区分	施設 A	施設 B	施設 C	施設 D
見積：イ	10,080	6,581	4,426	3,150
実績：ロ	10,778	6,367	2,924	3,546
差異：ロ－イ	698	△ 214	△ 1,502	396

(注) 見積欄の時間は、「委託料人件費精算使用書」に基づいている。

実績欄の時間は、「介助員個人別従事時間一覧表」等の勤務時間の一覧表に基づいている。

以上の状況は、委託料の内容が介助員等の勤務時間で算出される人件費であるのに、現在の委託料の精算が開設日数によっていることが原因である。

### 【意見 28】

委託料の決定方法について、実績に近い委託料が算定されるように見直す検討も必要と考えられる。また、委託料の算定方法及び精算方法に関しては、「新潟市障害児放課後支援事業実施要綱」及び「新潟市障害児放課後支援事業委託契約書」で明確に定める必要がある。

なお、新潟市では、一人別時間帯別利用状況報告書及びタイムカードから、施設 Cにおいては職員配置を時間単位で設定し、徹底した経費の削減に努めていることを確認しており、このことも見積りと実績の従事時間の差異の発生要因と考えられるとの報告を受けている。

### ウ. 委託料の精算について

委託料は「イ. 委託料の算定方法について」で記述したとおり、現在は委託契約書の別表で開設日数とされている。

開設日数について、「平成 17 年度 障害児放課後支援事業 利用実績 総括表」、「平成 17 年度 障害児放課後支援事業 委託料精算書」及び「一人別利用状況報告書」間の照合を行った結果、すべての施設で差異が発見された。差異状況は、下記の表 4-25 のとおりである。

表4-25 開設日数差異状況

(単位：日)

区分	利用実績 総括表			委託料精算書			一人別利用状況 報告書		
	通常時	始業式等	長期休暇時	通常時	始業式等	長期休暇時	通常時	始業式等	長期休暇時
施設 A	195 (194)	7	41	195 (194)	7	41	193 (194)	8 (7)	41
施設 B	185 (188)	7 (7)	48 (45)	185 (188)	7 (7)	48 (45)	189 (188)	4 (7)	47 (45)
施設 C	156	5 (6)	41	156	6	41	(注1) 161		41
							(156)	(6)	
施設 D	197	(注2)	43 (42)	192 (197)	(注2)	48 (42)	193 (197)	(注2)	48 (42)

(注1) 「一人別利用状況報告書」上、通常時と始業式等の区分は不明であった。

(注2) 施設Dは、他の施設と異なり通常時と始業式等の区分はない。

(注3) ( ) の数値は、監査期間中に再調査を依頼した後の数値である。

#### 委託料精算金額の差異状況

こども課から提出された「一人別利用状況報告」に基づいて委託料を計算した結果、「委託料精算書」の金額と差異が生じた。

(単位：千円)

区 分	委託料精算書：イ	一人別利用状況報告書 に基づく委託料：ロ	差異：イー・ロ
施設 A	11,145	11,145	—
施設 B	6,297	6,199	98
施設 C	5,868	(注) 5,837	31
施設 D	3,129	3,136	△ 7
合計	26,441	26,319	121

(注) 通常時と始業式等の区分は「平成17年度 障害児放課後支援事業 利用実績 総括表」に従い、それぞれ156日と5日で計算している。

上記の差異状況の原因は、運営受託者からの提出書類が報告するごとに異なっており、運営受託者側の業務管理体制に不備があること、及び同時に市の担当課であるこども課側での検証・管理体制が脆弱であることに起因している。

その後、監査人から再調査の依頼により担当課であるこども課では、最終的に正しい「一人別利用状況報告書」の提出を委託事業者に求め、上記の表4-25の( )の数値に基づき、再精算が必要なことを確認している。

#### **【指摘 14】**

提出された資料の正確性を完全に検証できるよう管理体制全般を早急に見直し、改善すべきである。

なお、平成 18 年度以降は各受託者の事業管理システムの点検を完了させ、毎月、提出資料の検証を行っているとの報告を受けている。

#### **工. 介護員の配置状況の確認について**

施設 A 及び施設 B の受託事業者は団体丙、施設 D の受託事業者は団体丁、施設 C の受託事業者は団体乙である。当支援事業は障がい児の保護者及び支援団体の要請によるところから、現段階では受託事業者は実績のある既存の団体等に委託している。

介助員の配置基準に関しては、「新潟市障害児放課後支援事業実施要綱」第 12 条で「介助員は、利用者 4 名に対して 1 名以上配置するものとする」とされている。各施設の介護員の配置状況の確認は、年度末に延べ利用者数を延べ介助員数で除すことにより確認しているのみである。介助員の配置状況について「一人別利用状況報告書」及び「出勤簿」で検証したところ、各委託先は第 12 条を日々遵守していると思われる。

#### **【意見 29】**

委託先の介助員の配置状況については、各月次でタイムリーに確認することが望まれる。

#### **オ. 各施設の稼働率と利便性の向上について**

「施設利用者の推移」(本報告書 145 ページ参照) に記述したとおり、各施設の稼働率は、平成 17 年度の施設合計の通常時の利用率は平均 77.0%、長期休暇時の利用率は 102.9% である。通常時の利用状況は、月間開設日の半数を利用している児童があつたり、月数日しか利用しない児童があつたり各利用者の事情により利用程度にばらつきが見られた。施設別にみると、施設 D の通常時の稼働率が低い結果となっていたが、当該施設が市街地から外れかつ養護学校に併設されていない等の利便性の低さが要因と思われる。

長期休暇時の利用状況は、施設 A が稼働率 120% と定員数を大幅に上回っており、保護者からの利用要望が高い。その他の施設でも、稼働率は高い状況であると思われる。

全体的にも障がい児の保護者からの放課後支援事業の要望は高く、高校生までに拡充する意見も出ている状況である。

### 【意見 30】

特殊学級から市街地の養護学校に併設されている施設に参加する児童についても同様であるが、障がい児が放課後保育に参加するためには、障がい児の独力または家族等の付き添いにより参加しなければならないのが現状である。

このため、障がい児の保護者からの放課後支援事業への要望を捉えて、施設利用の利便性の向上のための対策を検討することが望まれる。

なお、新潟市は施設 D について、稼働率に基づいて平成 18 年度より通常時の定員数を 10 名から 8 名に見直しを行ったとの報告を受けている。

以上